

2012（平成24）年度
第2期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年次報告書

第6期川崎市男女平等推進審議会
ヒアリング結果報告書

川崎市市民・こども局

はじめに

近年、少子高齢化が進展し、社会経済状況が大きく変化する中で、介護や子育て、防災やまちづくりなど、あらゆる分野で男女が共に役割を担わなければ立ち行かない状況となっており、すべての人が生き生きと安心して暮らすことのできる男女共同参画社会の実現は重要な課題となっています。

川崎市では、2001(平成 13)年に、「男女平等かわさき条例」(以下、「条例」という。)を制定し、2004(平成 16)年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定しました。2009(平成 21)年には、2013(平成 25)年度までを計画期間とする「第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下、「第2期行動計画」という。)を策定して、「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標に、男女平等施策の推進に努めているところです。

本書は、条例第9条に基づく年次報告書であり、2012(平成 24)年度の第2期行動計画の実施状況及び今後の課題について取りまとめたものです。

また、第2期行動計画のさらなる推進に向けて、川崎市男女平等推進審議会が、計画の目標に関連した本市の取組の中で、喫緊の課題を取り上げ、評価と提言を行いました。

男女平等の実現のためには、行政はもちろんのこと、市民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として意識し、一体となった取組を推進することが重要です。

本書が、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深める一助となれば幸いです。

2014(平成 26)年 1 月

市民・こども局長 加藤 順一

目 次

第 2 期川崎市男女平等推進行動計画 体系図	1 ページ
------------------------	-------

I 2012（平成 24）年度 第 2 期川崎市男女平等推進行動計画 ～かわさき☆かがやきプラン～ 年次報告書

1 第 2 期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について	3 ページ
2 平成 24 年度進捗状況調査	
(1) 調査概要	15 ページ
(2) 所管課による基本施策ごとの進捗状況の自己評価について	16 ページ
(3) 男女平等推進に配慮した主な内容〈概要〉	18 ページ
3 個別事業の進捗状況について	21 ページ

II 第 6 期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

1 趣旨	97 ページ
2 平成 25 年度の対象テーマ	97 ページ
3 実施概要	97 ページ
4 結果の取扱い	97 ページ
5 ヒアリング結果による評価と提言	98 ページ
6 ヒアリング結果概要	104 ページ
7 川崎市男女平等推進審議会について	117 ページ

【参考資料】

平成 24 年度進捗状況調査様式	119 ページ
男女平等かわさき条例	123 ページ

第2期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

55の施策

4つの柱

14の基本施策

I 「女性の人権」の確立

1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進
- (2) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進
- (3) 性に基づく人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実
- (4) 人権オンブズパーソン制度の周知と活用
- (5) 外国人女性に対する必要な支援の推進

2 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実

- (6) ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援
- (7) ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実
- (8) ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援
- (9) 援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進

3 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

- (10) 性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報の提供
- (11) 女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供
- (12) 周産期医療の体制の確保

II 仕事と暮らしへの支援

4 安定した就業機会の確保と就業継続の支援

- (13) 女性に対する就業支援の充実
- (14) 事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ
- (15) 市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進

5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援

- (16) 生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実
- (17) 男女共同参画の視点到配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進
- (18) 長時間労働抑制に向けた取組
- (19) 年次有給休暇取得率向上への取組

6 子育てを支える環境の充実

- (20) 事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ
- (21) 市役所における男性の育児休業取得率向上への取組
- (22) 多様な保育制度及び保育施設の拡充
- (23) 子育てに向けた学習機会及び情報の提供
- (24) 児童・生徒に対する放課後事業の充実

7 介護を支える環境の充実

- (25) 事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ
- (26) 市役所における介護休業取得率向上への取組
- (27) 利用しやすい介護サービス等の充実

III 学習機会と情報の提供

8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備

- (28) 学校などにおける男女平等教育の充実
- (29) 市民の男女平等に関する学習・研修への支援
- (30) 事業所における男女平等に関する研修への支援
- (31) 市役所における男女平等意識の醸成

9 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実

- (32) 男女平等についての理解を深めるための取組の推進
- (33) 啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施
- (34) 市の広報資料における表現の点検

10 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

- (35) 市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）」の向上への支援
- (36) 高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進

IV 推進体制の充実

11 市民・市民活動団体等との連携の促進

- (37) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実
- (38) 市民・市民活動団体等との連携やさまざまなネットワークを活用した男女共同参画の推進
- (39) 男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援

12 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (40) 地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり
- (41) 事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ
- (42) 審議会等への女性の参画促進
- (43) 市役所における管理職等への女性職員登用への取組
- (44) 市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進
- (45) 市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進
- (46) 新たな分野における男女共同参画の推進

13 行動計画の点検・評価システムの充実

- (47) 男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表
- (48) 行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表
- (49) 市民による評価に対する支援
- (50) 男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表

14 庁内推進体制の充実

- (51) 市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入
- (52) 男女共同参画推進員の活動の充実
- (53) 男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発
- (54) 男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除
- (55) 国や県に対する提言や要望の実施

I 2012（平成 24）年度
第 2 期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年 次 報 告 書

1 第2期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について

柱-I 「女性の人権」の確立

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント（以下、「セクハラ」という。）、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものです。女性に対する暴力の根底には、女性の人権への軽視があることから、女性の人権尊重のため、国は、毎年11月12日～25日には「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、周知啓発活動をしています。

川崎市では2010（平成22）年3月に策定した「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づいてDV被害者の相談・保護・自立支援に向けた施策の推進に取り組んでいます。

基本施策-1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実

（1） 「川崎市DV被害者支援基本計画」の推進

DV被害者支援を具体的に推進するために策定された「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき、弁護士会、医師会、法務局、警察、児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関により組織された「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を開催し、情報共有・情報交換を行い、効果的な被害者支援のための緊密かつ円滑な連携に努めました。また、支援の充実や職員の一層の資質向上に向け、関係職員に対し様々な研修を行いました。

（2） DV相談件数及び一時保護件数

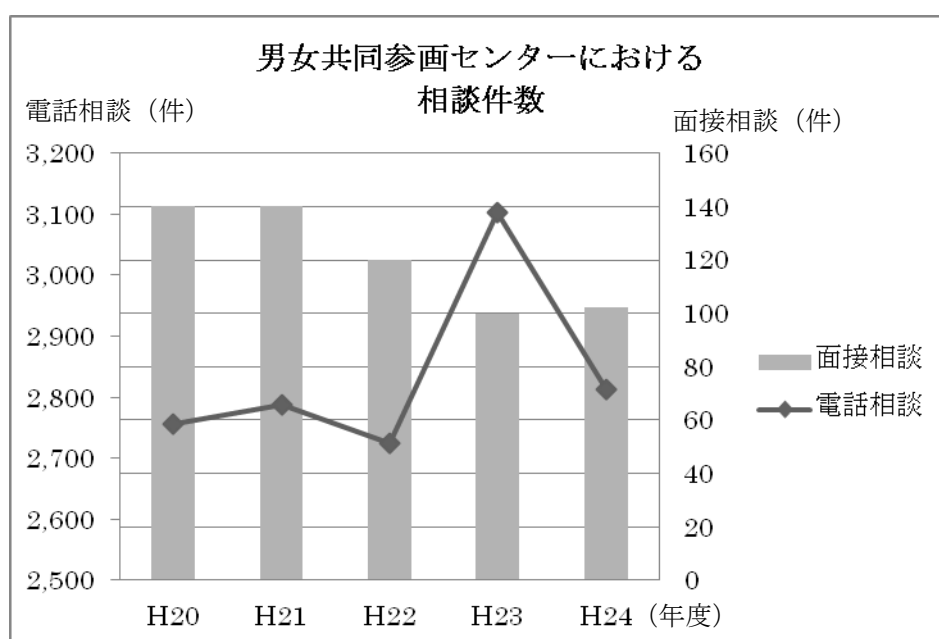
	区役所における DV相談件数	DV保護法に基づく 一時保護件数	人権オンブズパーソン におけるDV相談件数
2008（H20）年度	654 件	53 件	46 件
2009（H21）年度	633 件	72 件	50 件
2010（H22）年度	638 件	46 件	51 件
2011（H23）年度	679 件	40 件	57 件
2012（H24）年度	578 件	58 件	34 件

【市民・こども局こども本部こども福祉課、人権オンブズパーソン平成24年度報告書】

(3) 男女共同参画センターにおける女性のための総合相談件数

	電話相談	面接相談	合計	うちDV相談
2008 (H20) 年度	2,756 件	140 件	2,896 件	350 件
2009 (H21) 年度	2,787 件	140 件	2,927 件	443 件
2010 (H22) 年度	2,725 件	120 件	2,845 件	470 件
2011 (H23) 年度	3,103 件	100 件	3,203 件	539 件
2012 (H24) 年度	2,813 件	102 件	2,915 件	380 件

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2009 (H21) -2013 (H25) 年度】



(4) DVをなくすための啓発活動

女性に対する暴力をはじめとする個人間の暴力や虐待の撲滅・防止を目指す運動のシンボルであるパープルリボンを用いて、暴力防止のための啓発活動を展開しました。

DVの内容や相談窓口の連絡先を掲載したパープルリボンをかたどったしおりを作成し、市内の公共施設や商業施設等に配布するとともに、一般社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部の協力のもと、加盟会社が所有する計1,446台のタクシー車両内に設置しました。そのほか、かわさき男女共同参画ネットワーク加盟団体や関係機関等への配布も行い、合計で77,650枚の設置・配布を行いました。こうした活動により、相談件数が増加するなどの効果を上げました。

また、デートDVの予防啓発を目的とした大学生対象のワークショップを、市内の大学で1回実施し、187名が参加しました。

【男女共同参画センター／市民・こども局人権・男女共同参画室】

基本施策－2 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実

(1) 市内女性緊急一時保護施設への財政支援の状況

川崎市女性等緊急一時保護施設補助金として、女性等緊急一時保護施設を運営する市内民間団体に1施設あたり500万円を交付しており、2施設、計1,000万円の補助を行いました。

【市民・こども局こども本部こども福祉課】

(2) DV等の人権侵害を受けた女性に対する支援

男女共同参画センターにおいてDV被害者の支援に役立てるために、市民から支援物資の募集を行いました。未使用の衣類や消耗品及び電化製品など、合計3,376点の物資が集まりました。これらの物資を民間の支援団体を通して、DV被害者の方へ提供しました。物資の提供者には、お礼状とDVへの理解促進のための資料を配布しました。

【男女共同参画センター】

基本施策－3 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

・性と生殖に関する健康と権利に関する講座の実施状況

男女共同参画センターにおいて、6月25日に「乳がんを生き抜く」と題した健康セミナーを実施し、18名が参加しました。

また、「女性の健康週間」（毎年3月1日～8日）に合わせて、「平成24年『女性の健康週間』イベント～女性のライフステージに応じた健康づくりとは～」と題し、テーマ別に計5講座を実施しました。お産や更年期、キャリア形成と出産などをテーマに講座を実施し、延べ59名が参加しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2013(H25)年度】

柱-Ⅱ 仕事と暮らしへの支援

男性も女性もあらゆる世代の人が仕事や家庭生活、地域生活など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる状態が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）です。しかし、男女ともに「仕事」と「家庭生活」をバランスよく行いたいと希望していても、現実には男性は「仕事」を優先している人が多く、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の普及、育児休業取得の促進などに取組んでいく必要があります。また、女性の働き方の希望は、結婚・出産や子どもの年齢とともに変化していますが、出産を機に離職し再就労を希望しても実現できない現状とのギャップが見られます。

基本施策－4 安定した就業機会の確保と就業継続の支援

（１） 川崎市採用職員の女性比率

	2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度
女性	43.1% (276 人)	34.0% (214 人)	32.4% (209 人)	39.7% (208 人)	40.4% (210 人)
男性	56.9% (364 人)	66.0% (415 人)	67.6% (437 人)	60.3% (316 人)	59.6% (310 人)

【出典 川崎市職員の人事に関する統計報告 平成 21 年～25 年】

（２） 女性の就業、就業継続及び再就職に向けた支援講座の実施

男女共同参画センターでは、女性の再就職を支援するための「再就職ビギナーズセミナー」を 6 回、再就職応援フェアを 1 回実施し、延べ 137 名が参加しました。講座では、キャリアプランや面接対策、雇用に関する法律知識など、再就職する上での知識習得やスキルアップについて、講義やグループワークを行いました。また、キャリアカウンセラーによる再就職のための個別キャリア相談を行い、67 件の相談を受け付けました。

さらに、就労継続支援として、育児休暇後の職場復帰に関するセミナーやワーク・ライフ・バランスをテーマとしたキャリアカフェ（参加者同士の語らいやグループワーク形式によるもの）を実施しました。

【男女共同参画センター】

基本施策－5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援

（１） ワーク・ライフ・バランスの推進

九都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）ワーク・ライフ・バランス推進連絡会議を実施しました。

また、市役所内において、8 月と 11 月に「ワーク・ライフ・バランスデー」として、一斉定時退庁を実施しました。

市役所におけるワーク・ライフ・バランスデーの実績

実施日	8 月 1 日	11 月 14 日
定時退庁率	97.2%	96.6%

（※市長事務局）

(2) 市役所における職員の年次休暇の取得状況

2012（平成 24）年度 平均取得日数 12.6 日

【総務局人事課】

(3) 川崎市の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況

(事業所数)

	20%未満	20-29%	30-39%	40-49%	50-59%	60-69%	70-79%	80%以上	無回答
事業所 (828)	210	54	140	67	118	72	61	73	33

【出典 平成 24 年度版 川崎市労働白書】

基本施策－6 子育てを支える環境の充実

(1) 市役所における男性の育児休業取得状況

配偶者が出産した男性職員に占める育児休業取得者の割合が、2013(平成 25)年度までに 6%となるようめざしています。

2012（平成 24）年度実績 6.9%（160 人中 11 人）

【総務局人事課】

(2) 子育て支援施設の概況

川崎市の平成 24 年 4 月 1 日現在の保育所数は 203 か所で、このうち公設公営は 63 か所、公設民営は 15 か所、民設民営は 125 か所となっています。市が設置する保育所のほかに、認可外保育施設として、市が運営費の一部を援護している川崎市認定保育園（地域保育園）、低年齢児（0～2 歳児）を対象とした小規模のおなかま保育室、保育の技能を有する者に保育を委託する家庭保育福祉員（保育ママ）制度、1～3 歳児を対象とした小規模のかわさき保育室などがあります。

（※平成 25 年 4 月からは、市が一定の基準に基づき認定し、運営費等の助成を行う川崎認定保育園事業を開始しています。かわさき保育室及び川崎市認定保育園の一部施設を移行予定です。）

また、小学 1 年生から 6 年生を対象に、放課後や土曜日、長期休業中の遊びや生活の場を確保するための支援事業として、「わくわくプラザ」を市内のすべての公立小学校に設置しています。

	年度	2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度
保育所の概況	施設数	135	144	161	180	203
	在籍人員	13,263	14,188	15,199	16,453	17,902
	待機者	583	713	1,076	851	615
わくわくプラザの 利用状況	設置数	115	114	113	113	113
	在校児童数	69,122	69,996	70,059	70,080	70,084
	登録児童数	31,067	30,509	30,425	31,474	31,652
	登録率	44.90%	43.60%	43.43%	44.91%	45.16%

※ 保育所の概況の出所は「平成 24 年度川崎市統計データブック」である。

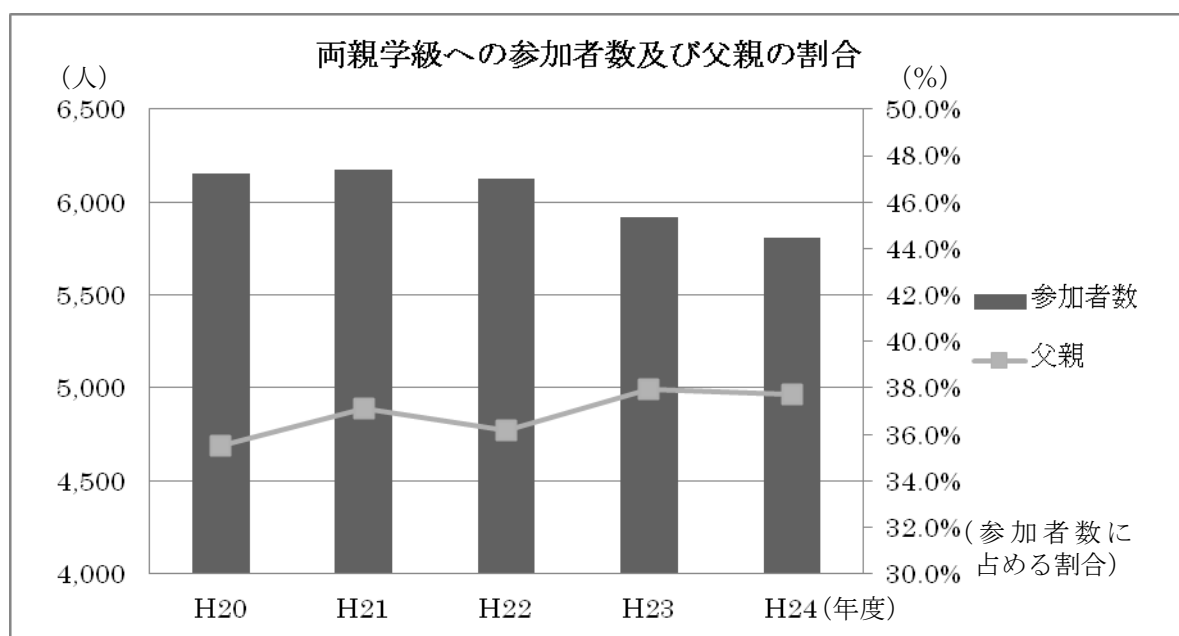
※ わくわくプラザの利用状況の出所は市民・こども局こども本部青少年育成課である。

(3) 各区保健福祉センター 両親学級

各区保健福祉センターでは、初めて出産する方とそのパートナーを対象に妊娠・出産・子育てに必要な知識を学ぶことができる両親学級を開催しています。

		2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度
開設回数		114 回	129 回	102 回	102 回	109 回
開設延日数		265 日	268 日	273 日	273 日	276 日
参加者数	総数	6,156 人	6,174 人	6,127 人	5,921 人	5,808 人
	うち父親	2,187 人	2,291 人	2,215 人	2,248 人	2,191 人
受講者延べ数		13,063 人	13,024 人	12,486 人	11,827 人	10,285 人

【市民・こども局こども本部こども家庭課】



基本施策－7 介護を支える環境の充実

(1) 市役所における介護休業取得者の男女別割合

	2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度
女性	66.7% (4 人)	75% (6 人)	80% (5 人)	62.5% (5 人)	66.7% (4 人)
男性	33.3% (2 人)	25% (2 人)	20% (1 人)	37.5% (3 人)	33.3% (2 人)

※介護休業取得率＝男女別の取得者数／総取得者数×100 【総務局人事課】

柱-Ⅲ 学習機会と情報の提供

職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことなど、男女平等を推進し、多様な選択を可能にする教育や学習を男女共同参画センターを中心に実施しています。

また、メディアにおける女性の人権を尊重した表現の推進に向け、性別に基づく固定観念にとられない、多様なメディアによる情報発信に取り組んでいます。

基本施策－8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備

(1) 男女共同参画センターにおける男女平等推進に関する講座・研修の実施状況

		2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度
講座・研修数		108	62	92	96	111
開催回数		111	162	141	294	228
参加者 延べ人数	女性	1,456 (87.0%)	1,787 (81.9%)	1,680 (78.1%)	1,689 (80.4%)	1,763 (77.9%)
	男性	218 (13.0%)	395 (18.1%)	470 (21.9%)	413 (19.6%)	500 (22.1%)

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2009 (H21) -2013 (H25) 年度】

(2) 男女共同参画センターの施設利用状況

	2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度
利用件数	4,455 件	4,594 件	4,422 件	4,270 件	4,796 件
利用者数	117,103 人	143,495 人	142,042 人	86,452 人	127,146 人

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2009 (H21) -2013 (H25) 年度】

基本施策－9 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実

(1) 市の広報資料における表現の点検

広報資料の作成において男女の多様なイメージが積極的に取り上げられるよう、「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引」を配布し、各局（室）・区の男女共同参画推進員を通じて周知啓発を行いました。また、庁内の広報広聴主管会議において、各局（室）・区の広報広聴主管者に対し、手引きに基づいた広報の実施について周知しました。

さらに、広報物作成を業者に委託する場合も同様に、委託業者に手引きに沿った作成を説明、依頼するよう周知を行いました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

(2) 男女共同参画センターによる出前講座及び出前研修の実施状況

男女共同参画センターにおいて、地域の事業所や市民グループ、行政機関の要望を受け、男女共同参画に関連する講座や研修を市内各所で実施しました。また、市内工業団体7団体が参加する女性活躍推進事務局長会議を主催し、事業所との連携を図りました。

	2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度
件数	10 件	4 件	7 件	6 件	5 件

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2008 (H20) -2013 (H25) 年度】

基本施策－10 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

市や男女共同参画センターの取組について、新聞、ラジオ（かわさきFM）、インターネット、男女共同参画センター発行の「すくらむ通信」（年3回、各5,000部作成）など、さまざまな広報媒体を通じて情報提供をしました。

市の施策については、川崎市ホームページ内の男女平等施策のページ上で、第2期行動計画や年次報告書等を公表するなどしました。また、男女共同参画センターのホームページでは、施設の紹介のほかに、講座・イベントの案内や相談・支援等についても情報提供を行いました。

- ・川崎市男女平等施策のホームページ
(<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)
- ・男女共同参画センターのホームページ
(<http://www.scrum21.or.jp/>)

柱-Ⅳ 推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が対等の立場で参画することがきわめて重要です。国は「第3次男女共同参画基本計画」（2010（平成22）年12月閣議決定）において、早急に対応すべき課題の一つとして実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を挙げています。「2020年30%」の目標を社会全体で共有するとともに、地方自治体における女性の地方公務員の採用・登用等や、審議会等委員への女性の参画に対する取組を積極的に進めるよう要請しています。川崎市では、2013（平成25）年度までに課長級に占める女性の割合を18%とする目標が設定されています。

基本施策-11 市民・市民活動団体等との連携の促進

（1）「かわさき男女共同参画ネットワーク」における活動状況

- ・市、市民、事業者が連携・協働し、男女共同参画に関する意見や情報を交換する場として、「かわさき男女共同参画ネットワーク」（参加44団体）を設置し、地域における男女共同参画の取組を進めています。
- ・2012（平成24）年度の事業として、市と共催で、「男女平等かわさきフォーラム」を開催しました。「考えてみよう！あなたらしいワーク・ライフ・バランス」と題し、第1部ではカジダン・イクメン・イクジイ写真表彰式（男女共同参画センターで募集した家事・育児に積極的な男性の写真の優秀作品を表彰）を実施し、第2部では、パネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションでは、コーディネーターに加藤千恵氏（川崎市男女平等推進審議会会長）、パネリストに、天野春果氏（川崎フロンターレプロモーション部部长）、高橋陽子氏（ダンウェイ株式会社社長）、吉田大樹氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン代表）をお招きし、ワーク・ライフ・バランスの取組や実践についてお話しいただきました。

参加団体（44団体）【2013（平成25）年12月現在】

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| (1) 川崎商工会議所 | (23) 専修大学 |
| (2) 一般社団法人 川崎市商店街連合会 | (24) 日本映画大学 |
| (3) 川崎工業振興倶楽部 | (25) ボーイスカウト川崎地区協議会 |
| (4) 川崎市工業団体連合会 | (26) ガールスカウト川崎市連絡会 |
| (5) セレサ川崎農業協同組合 | (27) 一般社団法人 川崎市子ども会連盟 |
| (6) 国際ソロプチミスト川崎 | (28) 公益社団法人 日本海洋少年団連盟
川崎海洋少年団 |
| (7) 国際ソロプチミスト川崎一百合 | (29) 公益財団法人 川崎市スポーツ協会 |
| (8) 公益社団法人 川崎市医師会 | (30) 川崎市レクリエーション連盟 |
| (9) 公益社団法人 川崎市病院協会 | (31) 川崎地域連合 |
| (10) 公益社団法人 川崎市歯科医師会 | (32) 川崎市全町内会連合会 |
| (11) 公益社団法人 川崎市獣医師会 | (33) 川崎市PTA連絡協議会 |
| (12) 一般社団法人 川崎市薬剤師会 | (34) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 |
| (13) 公益社団法人 川崎市看護協会 | (35) 川崎人権擁護委員協議会 |
| (14) 社団法人 神奈川県柔道整復師会
川崎市支部連合会 | (36) 川崎市民生委員児童委員協議会 |
| (15) 一般財団法人 川崎市鍼灸マッサージ師会 | (37) 川崎市地域女性連絡協議会 |
| (16) 川崎市理容協議会 | (38) 公益財団法人 川崎市身体障害者協会 |
| (17) 川崎市美容連絡協議会 | (39) 一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会 |
| (18) 公益社団法人 川崎市幼稚園協会 | (40) 公益財団法人 川崎市生涯学習財団 |
| (19) 川崎市立小学校長会 | (41) 公益財団法人 かわさき市民活動センター |
| (20) 川崎市立中学校長会 | (42) 川崎市総合文化団体連絡会 |
| (21) 川崎市立高等学校長会 | (43) 昭和音楽大学 |
| (22) 川崎市特別支援学校長会 | (44) 田園調布学園大学 |

基本施策－12 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(1) 市役所における女性の管理職登用状況

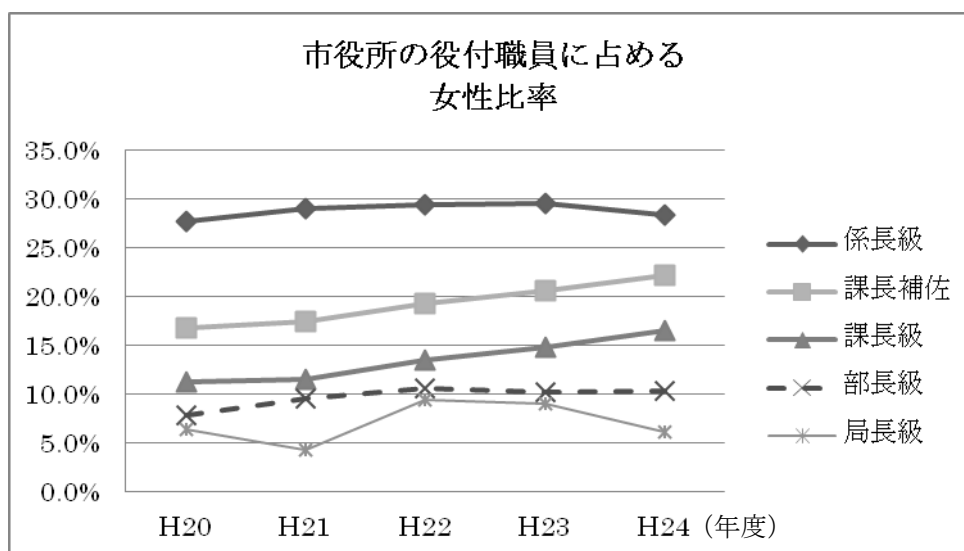
① 市の役付職員に占める女性比率

(2013(平成 25)年度までに、課長級 18%を目標とする。)

(各年 4 月 1 日現在)

	女性職員比率	係長級	課長補佐	課長級	部長級	局長級
2008 (H20) 年度	34.0%	27.7%	16.8%	11.3%	7.8%	6.4%
2009 (H21) 年度	34.3%	29.1%	17.5%	11.6%	9.6%	4.3%
2010 (H22) 年度	34.3%	29.4%	19.3%	13.5%	10.6%	9.5%
2011 (H23) 年度	34.4%	29.6%	20.6%	14.8%	10.2%	9.1%
2012 (H24) 年度	34.5%	28.4%	22.2%	16.5%	10.4%	6.1%

※比率＝各役付の女性職員数／各役付職員の総数×100 【総務局人事課】



② 女性の管理職登用への取組

係長昇任選考試験の第 1 次選考を、市民サービスになるべく影響のない日曜日に実施していますが、日曜日は閉園している保育園が多くなっていることから、子育て中の職員が受験しやすい環境を提供するため、託児所を設置しています。9 月 30 日（日）に選考試験を実施し、26 名の託児所の利用がありました。

【人事委員会事務局任用課】

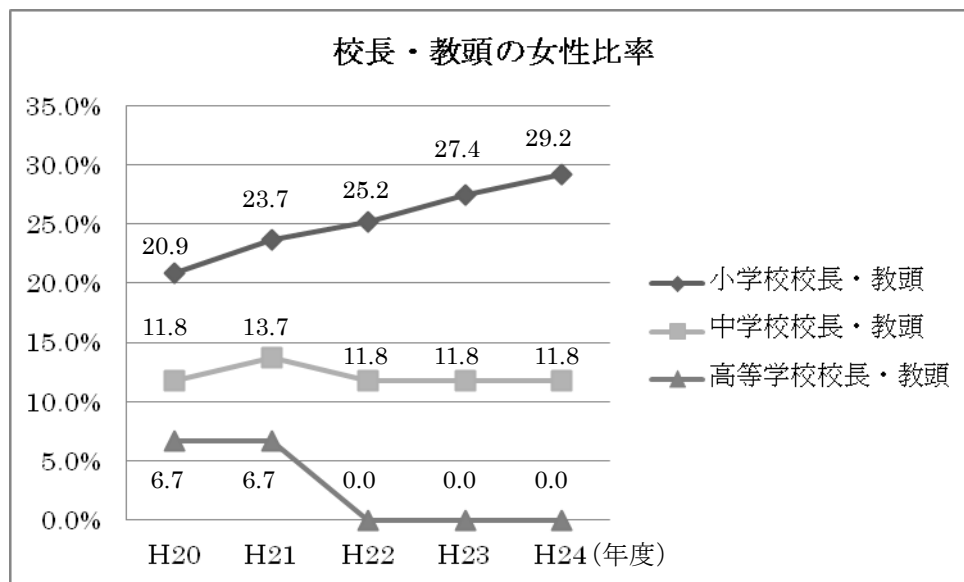
③ 校長・教頭の女性比率

(2013(平成 25)年度までに、校長・教頭あわせて小学校で 25%、中学校で 18%、高校は^{ゼロ}0 の解消を目標とする。)

(各年 4 月 1 日現在)

区 分		2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度
小学校	校長	15.7% (18/115)	21.1% (24/114)	23.9% (27/113)	28.3% (32/113)	27.4% (31/113)
	教頭	25.9% (30/115)	26.1% (30/114)	26.6% (30/113)	26.6% (30/113)	31.0% (35/113)
中学校	校長	11.8% (6/ 51)	13.7% (7/ 51)	7.8% (4/ 51)	9.8% (5/ 51)	9.8% (5/ 51)
	教頭	11.8% (6/ 51)	13.7% (7/ 51)	15.7% (8/ 51)	13.7% (7/ 51)	13.7% (7/ 51)
高等学校	校長	0.0% (0/ 5)	0.0% (0/ 5)	0.0% (0/ 5)	0.0% (0/ 5)	0.0% (0/ 5)
	教頭	10.0% (1/ 10)	10.0% (1/ 10)	0.0% (0/ 10)	0.0% (0/ 10)	0.0% (0/ 10)

※() = 女性校長又は教頭の数 / 校長又は教頭の数 (定時制高校の教頭含む) 【教育委員会庶務課】



- (2) 市役所における保育職・看護職に占める男性比率
(2013(平成 25)年度までに、保育職 3%、看護職 5%を目標とする。)

(各年 4 月 1 日現在)

	保育職	看護職
2008 (H20) 年度	1.9% (22 人)	4.0% (35 人)
2009 (H21) 年度	2.0% (22 人)	4.8% (41 人)
2010 (H22) 年度	2.3% (24 人)	4.8% (51 人)
2011 (H23) 年度	2.6% (27 人)	5.7% (49 人)
2012 (H24) 年度	2.8% (27 人)	5.6% (50 人)

※比率＝男性の保育・看護職／保育及び看護職の総数×100 【総務局人事課】

基本施策－13 行動計画の点検・評価システムの充実

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画に関する進捗状況として、毎年度「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」を取りまとめ、その結果を「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書」として公表しています。2012 (平成 24) 年 6 月 1 日現在、審議会等の女性委員の割合は 30.2%となり、前年比 0.5 ポイント増加しました。また、解消を目指している女性委員のいない審議会数は 12→10 と 2 つ減少しました。しかし、女性委員比率 35%の目標に対していまだ低い状況にあります。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

- (2) 行動計画の進行管理については、年度末に男女平等推進行動計画の事務事業進捗状況調査を各局 (室)・区に対して実施し、その結果を年次報告書として取りまとめています。また、審議会は男女平等施策の推進状況を検証・評価するにあたり、調査結果を参考にして、より一層の取組が望まれる分野を選択し、関係部局への意見聴取 (ヒアリング) を行っています。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

基本施策－14 庁内推進体制の充実

2005 (平成 17) 年度から条例に基づき、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的として「川崎市男女共同参画推進員」(以下、「推進員」という。)を設置しています。推進員は、庁内の男女平等施策の推進体制である川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会の幹事を含み、男女いずれかの性に偏らないよう、各局 (室)・区に男女 1 名ずつ、計 2 名で構成しています。各局 (室)・区の所管する事業の推進、公的刊行物の発行や事業計画の作成時に男女平等の視点に配慮する役割を担っています。男女平等に関する情報を交換する推進員連絡会議を 5 月と 2 月に開催しました。

また、全庁的な会議や研修の場を通じて、職員に向けて、条例、施策等の周知啓発を行いました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

2 平成 24 年度進捗状況調査

(1) 調査概要

【調査の目的】

この調査は、男女平等かわさき条例(平成 13 年 6 月制定、川崎市条例第 14 号)第 9 条(*)に基づき、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の施策の実施状況を自己点検し、広く市民や事業者公表するとともに施策へ反映するための資料とすることを目的としています。

* 第 9 条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【調査内容】

1 調査対象

「第 2 期行動計画」に掲げる 118 の施策を所管する全局(室)・区

2 調査期間

平成 25 年 2 月 26 日～3 月 22 日

3 調査方法

(1) 平成 24 年度調査シート〔様式 1〕(P. 119 参照)

対象 : 事業を実施した所管課

調査内容 : 行動計画に基づく事務事業について、各所管課において男女平等の視点での実施状況を記載しています。

調査結果 : 概要 16 ページ～17 ページ

全文 21 ページ～

(2) 平成 24 年度男女共同参画推進員による評価シート〔様式 2〕(P. 121 参照)

対象 : 各局(室)・区男女共同参画推進員

調査内容 : 「様式 1」をもとに各局(室)・区における行動計画への取組を推進員が点検し、その中で特に男女平等推進に配慮した、成果があったことなどを記載しました。

調査結果 : 18 ページ～19 ページ

(2) 所管課による基本施策ごとの進捗状況の自己評価について

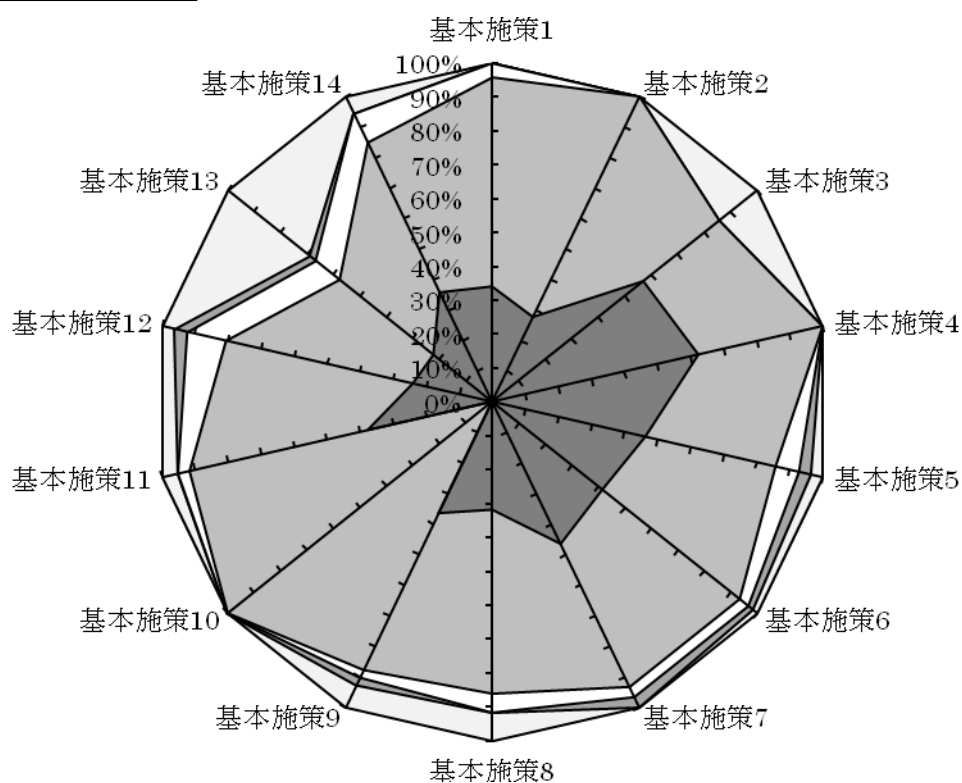
第2期行動計画に基づく事務事業について、各所管課において男女平等の視点での実施状況を「様式1」として調査しました。各所管課が、事業の進捗状況、次年度の計画及び次年度以降の課題について回答し、施策の達成度を以下の5段階で自己評価しました。

達成度は

- A 達成された
- B ほぼ達成された
- C あまり達成されていない
- D 達成されていない
- E 実施していない

とし、その結果を基本施策ごとにまとめたものが次のグラフになります。

事務事業の達成度



基本施策別に達成度をみると、ほとんどの施策で「A：達成された」、「B：ほぼ達成された」が合わせて80%以上を超えています。特に、施策3、4では、約60%の事業所管課で、「A：達成された」と回答しており、計画通り事業が達成されたことがわかります。

一方で、基本施策12、13、14は、「C：あまり達成されていない」がそれぞれ12%、9%、9%となっています。

柱別にみると、柱Ⅱ（基本施策4～7）において、「達成された」事業が多いことがわかります。

所管課による各事業の進捗状況の自己評価(一覧)

		事業数	施策内容	達成度 (%)				
				A	B	C	D	E
柱Ⅰ	基本施策 1	14	性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実	34%	62%	4%	0%	0%
	基本施策 2	8	援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実	28%	72%	0%	0%	0%
	基本施策 3	5	性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実	57%	29%	0%	0%	14%
柱Ⅱ	基本施策 4	9	安定した就業機会の確保と就業継続の支援	63%	38%	0%	0%	0%
	基本施策 5	9	豊かな生活のための時間と空間の確保への支援	46%	39%	7%	4%	4%
	基本施策 6	12	子育てを支える環境の充実	42%	52%	3%	2%	2%
	基本施策 7	6	介護を支える環境の充実	47%	47%	3%	3%	0%
柱Ⅲ	基本施策 8	13	子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備	32%	54%	6%	0%	8%
	基本施策 9	7	地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実	37%	51%	2%	2%	7%
	基本施策 10	3	市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進	0%	100%	0%	0%	0%
柱Ⅳ	基本施策 11	5	市民・市民活動団体等との連携の促進	38%	54%	3%	0%	5%
	基本施策 12	16	政策・方針決定過程への女性の参画促進	24%	57%	12%	4%	4%
	基本施策 13	6	行動計画の点検・評価システムの充実	22%	36%	9%	2%	31%
	基本施策 14	5	庁内推進体制の充実	36%	49%	9%	0%	6%

※達成度 (%) は「該当の達成度を選択した所管課の数 ÷ 平成 24 年度に該当事業が存在した所管課の数」で算出しています。小数点以下を四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。また、ひとつの事業に対して複数の所管課が担当しているため、事業数と所管課の数は一致しません。

この達成度は 118 の事業ごとに、各所管課が 5 か年計画の 4 年目としてどれだけ事業を実施したかを評価したものです。

【人権・男女共同参画室調べ】

(3) 男女平等推進に配慮した主な内容〈概要〉

今回の調査において、推進員に行動計画にある局内のすべての事業の確認を依頼しました。その事業の中で、特に男女平等推進のために配慮した、効果があったというものを「様式2」(P.121)として報告を受けました。

以下はその調査の抜粋になります。

〈柱Ⅰ〉

- ・相談や集団指導の中で、性別に関わらず、一人ひとりの個性を尊重する大切さを伝えた。【こども本部】
- ・男性の委員が多い審議会について、改選時になるべく女性を選出してもらうよう依頼した。【経済労働局】
- ・就労自立支援センター分館及び富士見生活づくり支援ホームにおいて、緊急一時宿泊枠として女性ホームレスの受入れを行った。また、緊急一時宿泊枠だけではなく、就労等により自立を目指す女性についても、阻害要因など個々の課題に対応した支援を行った。【健康福祉局】
- ・市と居住支援制度に係わる実施協定を締結する支援団体等に対して、研修会を実施し、制度の普及・啓発を図った。【まちづくり局】
- ・関係局から依頼を受けた広報物や窓口サービス改善検討委員会で作成した外国語版窓口案内を相談情報コーナーに設置し、広く情報提供に努めた。【川崎区役所】
- ・多言語の乳幼児健診のアンケートを使い、外国人父母への健康に関する支援に役立てることができた。【川崎区役所】
- ・育児のイベントに父親も参加しやすいように、関連するイベントで声かけを行った。【高津区役所】
- ・母子手帳交付時に、父親が育児に積極的に参加するように働きかけた。【多摩区役所】
- ・各区こども支援室が主催する子どもフェスタ等の活動において、相談窓口に係る広報（ポスター掲示・パンフレット配布等）を行った。【市民オンブズマン事務局】

〈柱Ⅱ〉

- ・イベント等を実施する場合、男女が共に参加できるものとなるよう配慮した。【こども本部】
- ・介護サービス提供事業者向けの説明会や指導等を適宜行い、質の向上を図ったことにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。【健康福祉局】
- ・トイレの新設や建替えに伴い、4件の公園トイレでベビーシートやベビーチェアの設置を行った。【建設緑政局】
- ・男性介護者の会に該当者を紹介し、参加を働きかけた。【川崎区役所】
- ・両親学級やワーキングマザーの講座へのパートナーの参加者が増加し、グループワークに楽しく参加していた。また、男性同士のグループワークを実施した。先輩パパの経験は、今後の生活のイメージづくりに役立った。【中原区役所】
- ・認知症高齢者介護教室等の開催にあたり、男性介護者が参加しやすいように、地域包括支援センターやケアマネジャー連絡会を通じ、情報が届くよう配慮して広報をした。【中原区役所】
- ・両親学級、子育て応援セミナー等ほとんどの事業で、昨年度と比較し、男性の参加が増加した。【宮前区役所】
- ・両親学級は、働いている夫婦が参加しやすいように1日コースを設定した。【多摩区役所】
- ・介護教室では、身体介護や調理実習など男女差が生じる場面で、スタッフがフォローするなどの配慮を行った。【多摩区役所】
- ・両親で協力して楽しみながら子育てする大切さを、教室の中で伝えた。【麻生区役所】
- ・時間外勤務の軽減、年次有給休暇や育児休業の取得などについて、性別の区別なく情報が行き渡るよう配慮し取組を推進した。特に、業務管理者及び男性向けワーク・ライフ・バランス研修に男性職員を積極的に派遣するなど、男性の育児休業制度について理解を深めさせた。【上下水道局】

- ・男性職員の育児休暇取得者が増えた。【交通局】
- ・川崎病院の院内保育園の24時間化を実施した。育児中の職員でも夜間勤務に入りやすくなり、看護師確保につながった。【病院局】
- ・利用者の立場になり、事業を計画した。また、広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。【消防局】

〈柱Ⅲ〉

- ・市職員を対象に階層別研修（新規採用職員、若手職員、中堅職員、技能・業務職員、新任係長、新任課長）において、男女平等推進など、市の人権施策に関する研修を実施した。【総務局】
- ・各課に男女平等に関する資料提供を行い、各事業における委員等の選任にあたり、男女比率への配慮を求めた。【総合企画局】
- ・刊行物等の作成にあたっては、「表現の手引」に基づき男女平等の視点に配慮した表現やイラストを用いた。【財政局】
- ・こども文化センター・わくわくプラザ事業を実施する際には、名簿の順番、こどもの呼び方等男女平等に配慮した。【こども本部】
- ・広報物を作る際、表現やイラスト等確認をし、固定的イメージにとらわれていないか、差別的表現がないかを確認した。【港湾局】
- ・多くの人の目に触れ、関心をもってもらえるような広報スペースを確保した。また、町内会掲示板への掲示やチラシの配布等の協力を行った。【幸区役所】
- ・希望者へは保育サービスを実施し、男女問わず多くの人が参加できるようにした。【宮前区役所】
- ・多様な観点から男女平等に係わる主題を取り上げ、公平な視点を基本としたプログラムづくり・実施に努めた。また、夫婦ともに協力し合いながら行う家庭教育の重要性について、適宜助言を行った。【教育委員会】

〈柱Ⅳ〉

- ・事業を祝日に開催し、男性や家族での参加を意識的に呼びかけた。【市民・こども局】
- ・審議会等への女性の参加比率が平成23年度と比較して9.7%上昇した。【環境局】
- ・審議会等委員の女性比率が向上するよう選出の際は所管課に働きかけ、女性委員の参加向上に努めた。【まちづくり局】
- ・性別に関わらず防災活動への積極的な参加を呼びかけることで、訓練や講演会等の防災活動に多くの女性の方に御参加いただき、女性からの視点も意識してもらえるよう促した。【川崎区役所】
- ・男性自主グループが実施する6回の料理教室について、食生活改善推進員による指導、区栄養士による料理のレシピ提供や助言を行った。【中原区役所】
- ・防災訓練等において、少数ではあるが、年々女性のリーダーが増えている。【宮前区役所】
- ・市民との協働事業において、土曜日に実施するなど男性の参加を促進する取り組みを行った。【多摩区役所】
- ・看護師の採用にあたり、女性だけでなく、男性も応募しやすいよう、募集案内のホームページに男性看護師の姿も掲載するようにした。【病院局】
- ・地域女性団体・PTA等の社会教育関係団体等に対し、助言等支援を行った。【教育委員会】
- ・男女共同参画推進員を2名設置し、会議資料の回覧等により、情報の共有化を図った。【監査事務局】
- ・係長昇任選考第1次選考日に託児所を設置し、男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくりを図り、キャリアアップへの支援を行った。対象職員への周知を図ることで託児所利用者等が、昨年度より増加した。【人事委員会】
- ・年齢、性別を問わず多くの利用者の方々からアンケートの回答等を得、事業実施に効果的な対応が図られるような情報が得られた。【議会局】

3 個別事業の進捗状況について

★ 達成度
A 達成された
B ほぼ達成された
C あまり達成されていない
D 達成されていない
E 実施していない

★ 今後の方向性
1 充実
2 現状維持
3 縮小
4 終了
5 その他

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅰ「女性の人権」の確立					
【基本施策1】 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実					
施策1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進				
1 配偶者からの暴力による被害者の救済支援を具体的に推進するための基本計画を策定します。	DV被害者支援対策推進会議を市民・こども局こども本部こども福祉課と協力して開催し、「川崎市DV被害者支援基本計画」の周知と関係機関の連携強化を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女間の暴力は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、その根絶に取り組んでいく。	A	「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づく取組を市民・こども局こども本部こども福祉課と協力して推進していく。	5	市民・こども局人権・男女共同参画室
2 基本計画に基づく救済支援施策を推進するため、関係機関及び支援団体等との連絡調整及び情報交換を行います。	「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づく「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を開催し、情報共有、意見交換等を行った。	B	引続き、「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき実施し、連絡調整及び情報交換をしていく。	2	市民・こども局こども福祉課
施策2	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進				
3 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	○男女共同参画センター（すくらむ21）において、パープルリボンプロジェクトを継続実施し、商業施設への協力依頼、情報提供に努めた。 ○オリジナルキャラクターの名前募集・コンテストの実施、キャラクター名：パルに決定。 ○すくらむ21まつりにて、キャラクターの名前、パープルリボンの取り組みについて掲示して紹介した。 ○パープルリボンのしおりも昨年度に引き続き、タクシーへの配布、公共施設及び地域の商業施設店舗のほか、新規に民間保育園、神奈川県赤十字献血センターや個人医院などにも新たに配布した。さらに、社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部に所属する計1,446台のタクシー全てにパープルリボンしおりを設置した。本年度は、計77,650枚配布した。	A	引き続きわかりやすく具体性のある手法で、多様な主体と連携しながら予防につながる情報提供を実施する。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
	情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間に、企業のセクハラ・パワハラ防止義務についてや「女性のための総合相談窓口」の案内の記事を掲載した。	A	紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
4 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	○新任課長、新任係長、中堅職員、若手職員、技能・業務職員研修で、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等意識啓発に関する研修を行った。 ○新期採用職員研修において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し、周知を行った。	A	今後とも取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
	●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
	市内大学において、デートDVの予防ワークショップを1回開催した。（参加者は187名） 男女共同参画センターでは、デートDVの予防への取り組みとして、大学生を対象に研修を行い、また、講師を派遣し、高校生を対象にデートDVの講座を実施した。	B	今後も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する事業を要望に応じて実施していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
5 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントへの対応マニュアルを整備し、周知します。	庁内職員等を対象に、「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき、DV被害者への支援や加害者への対応について研修会を実施した。（2回）	B	引続き、「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき研修を実施する。	2	市民・こども局こども福祉課
	セクシュアル・ハラスメントへの対応マニュアル「セクハラをなくそう！」を配布・周知した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
	パープルリボンのしおりのタクシーへの配布、公共施設及び地域の商業施設店舗のほか、民間保育園、神奈川県赤十字献血センターや個人医院などにも新たに配布した。 ○デートDVの予防への取り組みとして、高校生、大学生を対象に研修を行った。	A	今後も、使用法や配布先を考慮したPRに努めるとともに、セクハラ防止やDV予防につながる配布を行う。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
6 学校関係者、医療機関、警察等関係者との連携を深め、性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。	●男女平等推進に配慮した点 不特定多数への周知を目的としているため、予防を重視して設置場所の拡大を図っている。				
	新任相談員等初任者用研修資料を新たに作成した。	B	現在、使用中のマニュアルについて、必要に応じ改善を図っていく。	2	市民・こども局こども福祉課
6 学校関係者、医療機関、警察等関係者との連携を深め、性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。	「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づく「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を開催し、情報共有、意見交換等を行い、連携を図った。 また、県警本部の担当を相談員の連絡調整会議に招き、連携を図った。	B	引続き、「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき実施していく。	2	市民・こども局こども福祉課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
7	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から啓発活動を実施します。	①性同一性障害への対応に関する庁内打合せを2回開催し、情報共有と施策の調整を図った。 ②人権フェアや川崎アゼリア地下街広報コーナーで性同一性障害に関する展示を実施した。 ③人権啓発パンフレット「ヒューマンライツ」を増刷し、職員研修や市民向け啓発事業等で配布した。また、健康福祉局精神保健福祉センターがリーフレット「性同一性障害とは？」を作成し、支援者向けに配布した。 ④スクールカウンセラー連絡協議会、児童生徒指導連絡協議会、学校保健会等の研修会等で本市の取組を説明し、職員・教員等への啓発を推進した。 ⑤『性同一性障害の医療と法』（メディカ出版）に「川崎市の取組み」を寄稿することにより、広く人権思想の普及・啓発を推進した。 ⑥当事者や家族からの各種相談に、関係機関と連携して対応した。	C	今後も関係機関の調整を図りながら、当事者や家族からの各種相談に対応するとともに、職員研修や市民向け啓発活動等を継続的に実施する。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策3 性に基づく人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実						
8	性に基づく人権侵害防止を図るため、関係機関との連絡会議等において、連携協力関係を強化します。	「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づく「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を開催し、情報共有、意見交換等を行い、連携を図った。	B	引続き、「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき実施し、連携強化を図っていく。	2	市民・こども局こども福祉課
		「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、女性相談員連絡会議等とおして、連携協力関係の強化に努めた。	B	引続き、関係機関との会議などを活用し、連携強化に努める。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
9	区役所、男女共同参画センター等における性に基づく人権侵害等に関する相談に的確に対応するための機能と体制の充実を図ります。	○民間のDV被害者支援団体を対象に、外国籍被害者の支援に関する調査を行った。 ○関係機関主催の各種会議への出席や研修の実施を通じて、他機関との連携強化や相談機能の充実に努めた。	A	関係機関が主催する会議への出席や研修の開催を通じて、他機関との情報共有及び連携強化を図っていく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		女性相談員連絡調整会議を毎月開催した他、県内関係機関連絡会議等に出席し、情報共有及び連携強化を図った。	B	女性相談員連絡調整会議及び関係機関との連絡会議の開催のほか、関係機関連絡会議に出席し、相談・支援に関わる関係部署との情報共有及び連携強化を図る。	2	市民・こども局こども福祉課
		人権オンブズパーソンの機能を活かし、相談事案に的確な対応を行った。 (相談受付総件数：373件)	B	引続き、相談に対して、人権オンブズパーソンの機能を活かした的確・適正な対応に努める。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策4		人権オンブズパーソン制度の周知と活用				
10	男女平等にかかわる人権侵害に対する人権オンブズパーソンの相談・救済制度等について、広報を充実します。	市政だよりへの掲載（7月）、全市広報掲示板、市内の全小・中・高・特別支援学校（市立、県立、私立）、保育園、幼稚園でのポスター掲出、すくらむまつり、区役所の子育てイベント等での広報を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 ポスター等の作成にあたり、ジェンダー・バイアスの排除に努めた。	B	引続き、市政だよりや広報掲示板の活用、区役所や男女共同参画センター等と連携した広報活動の実施、地域関係者や関係機関等との会議を活用した制度の周知に努める。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
11	関係機関と連携した相談・救済活動などを通して、人権オンブズパーソンの機能を高めていきます。	相談受付総件数：373件（うち、子どもの権利に関するもの256件、男女平等に関するもの56件、その他61件） 男女平等に関する事案の内訳は、DV34件、セクハラ5件、ストーカー2件、その他15件であった。	B	引続き関係機関との連絡・調整等を通じて、事案解決を図る。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
12	パソコン、携帯電話の活用など、利便性を高めた人権オンブズパーソンによる相談方法を推進します。	ホームページを更新して、フォームメールのアクセスを容易にした。	B	引続き、利便性の向上に努める。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
施策5		外国人女性に対する必要な支援の推進				
13	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	①川崎市多文化共生社会推進指針のなかで外国人市民に対する行政サービスの充実をあげ、全庁的な取り組みを進めた。 ②「川崎市に住む外国人の皆さんへ」（7言語）を各区に送付し、住民登録窓口を訪れた外国人市民への配布を依頼した。また、ホームページ上でも公開している。さらに、これまで言語別だったものを1冊にまとめ、A5サイズにしたものを作成した。 ③「川崎市の多言語広報資料一覧2012年度版」を作成し区役所等市の施設に配布し、またホームページ上で公開した。 ④市ホームページのリニューアルに伴い「がいこくじんのかたへ（やさしいにほんご）」のページと外国語版ページを整理し、外国人市民への広報の充実を図った。 ⑤外国籍の女性のためのサポートグループ相談事業について調査研究した。 ●男女平等推進に配慮した点 主に日本語の十分でない外国人市民に向けた行政サービス、情報提供の充実を図っている。	B	○川崎市多文化共生社会推進指針に基づき外国人市民に対し行政サービスの充実等を図っていく。 ○「川崎市に住む外国人の皆さんへ」、「川崎市の多言語広報資料一覧」を引き続き作成、配布するとともに、ホームページでのやさしい日本語及び外国語によるページを増やし、日本語の十分でない外国人市民への情報提供の充実を図っていく。 ○外国籍女性の支援に関する取り組み課題を整理する。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
		女性相談・保護自立支援において、外国人市民が必要な情報を得られるよう、通訳の派遣や多言語マニュアルの活用を行った。	B	女性相談・保護において、外国人市民の支援をよりスムーズに対応できるよう、環境整備について検討する。	2	市民・子ども局子ども福祉課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
13	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	関係局から依頼を受けた広報物や窓口サービス改善検討委員会で作成した外国語版窓口案内を相談情報コーナーに設置し、広く情報提供に努めている。	A	引き続き、外国人市民への情報提供について分かりやすい環境を整えていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 外国人市民向け広報物の設置場所をまとめ、外国語訳付きの男女平等関係のチラシもその中に設置している。				
		地域団体との協働で、行政情報や地域情報などを週2回以上携帯メールマガジンとして配信した。配信内容は基準となる優先項目を定め、翻訳・配信する等整備した。	A	平成24年度メールマガジン登録者向けに実施したアンケート結果を基に、配信内容を精査し、一部事業に反映させている。	1	川崎区役所企画課
		県、市の多言語による資料は、1階の情報提供スペースにコーナーを設けている。課によっては必要な資料を自所属のカウンターに置き情報の提供を行っている。	B	引き続き、資料・情報提供コーナーの管理・整理に努め、必要な情報提供ができるよう常に心がけていきます。	2	幸区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 情報提供については、外国人市民がわかりやすいようなスペース配置を心がけた。				
		市ホームページのリニューアルにより、各区ホームページのレイアウトが統一されたため、区の取り組みとしては外国語の庁舎案内を掲示しました。	B	区サービス向上委員会等と連携し、必要な情報を掲載する。	2	中原区役所企画課
		外国人市民への情報提供並びに資料等の配布について、わかりやすいよう環境整備を行った。	B	引き続き、情報提供及び環境整備に努める。	1	高津区役所総務課
		HP改修後のメンテナンスに努めた。また区民会議等の情報発信の必要性が高いコンテンツを見直した。	B	引き続きメンテナンスを、行いながら、男女平等を意識したよりよいHPを目指し見直し・改善を進めていく。	1	高津区役所企画課
		●男女平等推進に配慮した点 男女平等を意識した表記を心がけた。				
		チラシやパンフレット等を庁内に配架し、情報提供を行った。	B	引き続き、情報提供及び環境整備に努める。	2	宮前区役所総務課
		外国人の方を含め、市民の方が安心して生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう情報発信を行った。	B	引き続き適切な情報発信を行っていく。	2	宮前区役所企画課
		他部署から送付される外国人向けの資料を情報資料コーナーへ配架した。また、総合案内板に英語・中国語・ハングル表示をしている。	B	情報資料コーナーの資料を充実させることに努める。	2	多摩区役所総務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
13	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	市のホームページリニューアルに伴い、市と区で調整を行いながら外国人市民向けページ拡充を行い、ホームページの充実を図った。	B	引き続きホームページの運営等、適切な情報発信を行っていく。	2	多摩区役所企画課
		外国語広報資料を情報コーナーで配架するなど情報提供を行うとともに、区役所内案内版に英語表記を行った。	B	今後も、広報資料による情報提供に努めていく。	2	麻生区役所総務課
		区ホームページの「外国人市民のための生活情報」のページの管理（リンク修正等）を行った。	B	引き続き、区ホームページにおける「外国人市民のための生活情報」のページの管理を行う。	2	麻生区役所企画課
		○ルビふりの推進 全市合同校長会・各種研修会において、学校から配布するお知らせ等について外国につながる方々への配慮の一つとしてルビふり文書の推奨と文章例を掲示し、具体的な推進を図った。	A	○ルビふりの推進 全市合同校長会・各種研修会において、学校から配布するお知らせ等において外国につながる方々への配慮の一つとしてルビふりの文書を掲示し、今後も具体的な推進を図っていく。	2	教育委員会人権・共生教育担当
		教育文化会館・市民館・ふれあい館において、識字学習活動を14事業実施し、参加した外国人市民に対し、適宜情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 保育を併設し、子育て中の女性の参加を支援した。また、日常生活に関する情報収集や提供に努めた。	A	引き続き、教育文化会館・市民館・ふれあい館において、識字学習活動の機会を利用しながら、適宜情報提供を行う。	2	教育委員会生涯学習推進課
14	外国人市民の母子保健の充実に努めます。	外国人妊婦に対して、必要に応じ、外国語版母子健康手帳の無償配布を行った。また外国籍の方が委託の乳幼児健康診査を受けやすいように、受診票を英訳した資料の普及に向け、市ホームページに掲載した。外国籍育児教室は、川崎、高津の2区で実施した。	A	外国人市民が両親ともに育児に参加しやすくなるよう、乳幼児健診の外国語版資料の活用を促すとともに、必要に応じて通訳ボランティアを活用し、母子保健に関する情報提供を行う。	2	市民・こども局こども家庭課
		●男女平等推進に配慮した点 外国籍の妊婦が、父親の育児参加について学ぶ機会である両親学級や外国籍の両親が乳幼児健診に来所する場合には、状況に応じて通訳ボランティアを派遣した。				
		乳幼児健診の際に外国人向け健診アンケートを活用し、母子の健康状態の把握を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 多言語の乳幼児健診のアンケートを使い、外国人父母への健康に関する支援に役立てることができた。	B	平成25年度も、乳幼児健診にて、外国人向け健診アンケートを活用し、外国籍母子への健康支援に努める。	2	川崎区役所保健福祉サービス課

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
14 外国人市民の母子保健の充実に努めます。	日本語の読み書きが不自由な子どもや保護者が孤立するのを防ぐため、多言語能力を有する地域の人材を活用して、通訳及び翻訳を行った。（対応言語：やさしい日本語、韓国・朝鮮語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、英語、ロシア語）	A	関係機関の協力を得て広報しているが、利用者に届きにくいのが課題となっている。引き続きネットワーク会議を活用し、より効果を上げるためニーズの把握を行い具体策を検討し支援の充実を図る。	1	川崎区役所こども支援室
	こども相談等、わかりやすい内容での広報を行った。母子手帳交付時、希望する外国人へは外国語版母子手帳を配布した。また、必要時通訳ができる職員を探し、わかりやすく説明してもらった。	B	外国人がこども相談を利用しやすいよう、わかりやすい内容で関係機関等へ広報をおこなうなど周知を図る。母子手帳交付時、希望する外国人へは外国語版母子手帳を配布する。また、外国人の集まり等を紹介していく。	2	幸区役所こども支援室
	「国際子育てひろばコアラ」の定例会に出向き、子育て等情報提供や、参加親子の健康や、育児相談に応じた。また運営面の悩みや相談に応じ、安定した活動への支援を行った。乳幼児健診や訪問時通訳ボランティアを同行し相談を行った。	A	・活動の側面的支援の継続。 ・要請に応じて健康教育や、育児への相談に応じる。	2	中原区役所保健福祉サービス課
	●「中原区子育て情報ガイドブックこのゆびとーまれ！」の中で、外国籍の方の育児支援についての情報や窓口等について、紹介(2ページ)。外国人相談窓口案内等重要な情報に関しては英語での情報提供を行った。 ●出産後の区役所等での手続き一覧をまとめた「赤ちゃんが生まれたら」及び出産後に提出する「出生連絡票」を英語に翻訳し、外国籍親子の母子手帳発行時に説明・配布していた。	A	組織改編に伴い、25年度は児童家庭課と連携しながら、タイムリーな情報発信を行っていく。	5	中原区役所こども支援室
	外国人ママ・パパ対象の子育てセミナーを開催。 予約数は10組程度あったが、悪天候のため、2組と参加が少なかった。 川崎市国際交流センターで行われている日本語教室で広報。外国人と関わることが多い他部署、関係機関へも広報した。 ●男女平等推進に配慮した点 父親も「育児」「親同士の交流」に参加しやすいよう、健診や事業内で声かけを行った。	C	年間を通して、乳幼児健診や家庭訪問などで外国人に関する母子保健の情報提供を行う。 セミナーや育児相談を継続実施していく予定。	2	高津区役所保健福祉サービス課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
14	外国人市民の母子保健の充実に努めます。	母子手帳交付時に支援が必要と判断した場合は個別支援を実施した。両親学級、各種健診・相談等で情報の提供を実施した。また、他機関で実施している外国籍の母子グループや国際交流センターを紹介した。	B	継続して実施する。	2	多摩区役所保健福祉サービス課
		●男女平等推進に配慮した点 父親が育児に主体的に参加するように働きかける。				
		・母子手帳交付の際、外国版の副読本も配布した。 ・地域子育て支援情報を掲載した区子育てブックの中で、外国語の方向けのページを拡充した。	A	引き続き地域の子育て支援情報を区の子育てブックの中で、外国語の方向けのページを掲載していく。	2	多摩区役所こども支援室
		外国人市民が安心して健やかに暮らせるよう子育てグループ等の情報を掲示板に提示したり、乳幼児健診や相談に来所する対象者に麻生区子育て情報誌「きゅっとハグあさお」等活用しながら情報提供を行った。また支援の必要な方へは、個別に対応し情報提供や支援を行った。	B	支援の必要な方へ早期に適切な支援が提供できるよう、医療機関や関係機関と連携を密にしていく。	2	麻生区役所保健福祉サービス課
		○母子手帳交付の際、外国版の副読本も配布した。 ○子育て支援を必要とする外国人に、区内在住のボランティアを紹介し支援している。 ○麻生区子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」の外国人向けの項目を増やし、内容の充実に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 外国の方または、外国語を話す妊婦や子育て中の方が安心して子育てができるように情報を提供した。	B	最新の情報を提供するため、情報の更新と内容の充実を図る。	2	麻生区役所こども支援室
【基本施策2】 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実						
施策6		ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援				
15	ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・救済や情報提供を行います。	○男女共同参画センターにおいて、DV被害者の自立支援を目的とした支援物資の募集を実施した。届いた物品は、シェルターを運営する民間組織を通じてDV被害者に提供された。 ○サポートグループ相談事業を定期的に実施した。	A	支援物資の募集提供だけでなく、引き続きサポートグループ相談事業を年間を通じて定期的 to 実施し、継続性、継続性を担保し、参加しやすい実施方法を工夫する。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		DV等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・支援や情報提供を行った。	B	引き続き、DV等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・支援や情報提供を行う。	2	市民・こども局こども福祉課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
15	ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・救済や情報提供を行います。	関係機関との良好な関係を深め、DV被害者である母子へのスムーズな支援に努めることができた。	B	関係機関との更なる良好な関係づくりに努め、DV被害者への迅速で適切な支援に努める。	2	川崎区役所保健福祉サービス課
		●男女平等推進に配慮した点 関係機関との連携強化により被害女性への支援の充実に努めることができた。				
		DV被害者等の相談、一時保護や自立支援等を行った。	B	継続実施。	2	幸区役所保健福祉サービス課
		女性相談業務を適切に実施した。女性相談員不在時の対応もスムーズに実施した。関係機関との情報交換、連絡も適切に行い、母子の安全確保、自立支援を行った。	A	継続実施。 係内の体制を強化し、相談者の保護や、自立支援を行う。女性相談員（非常勤）をカバーする体制を確立する。	1	中原区役所保健福祉サービス課
		●男女平等推進に配慮した点 男性からのDV相談はなかった。				
		DV関連で特に緊急性のあるケースは、迅速な対応が求められるため、関係機関との調整をはかり連携を取りながら支援を行った。また、子どもに対して、保育園、学校等と連携し、救護が必要な場合の支援を行った。	B	年々相談件数が増えていく現状を真摯に受け止め、迅速かつ適正な対応が求められる。相談者が必要とする情報提供をするため、関係機関との連携を密にする必要がある。	2	高津区役所保健福祉サービス課
		●男女平等推進に配慮した点 支援の必要性を検討し、関係機関と情報共有を密にした。				
		適切な支援を行うため、所内関係部署や児童相談所との情報の共有、連絡を密にしている。定例の宮前保健福祉センター虐待予防検討会議の場を活用して情報交換、検討を行っている。	A	継続実施。ドメスティック・バイオレンスによる心理的虐待が増加しており、更に適切な支援が必要。	2	宮前区役所保健福祉サービス課
		●男女平等推進に配慮した点 様々な機関からの意見を求め、情報の共有を図った。				
		年5回庁内関係部署連携会議を実施した。内1回は区役所内職員研修を実施した。このことにより、適切な相談、支援ができた。	B	継続して実施する。	2	多摩区役所保健福祉サービス課
		●男女平等推進に配慮した点 被害者の人権を擁護し、自立できるように支援した。				
		関係部署と連携を密に行い情報共有に努め、相談・支援が適切に行えるようにした。また、対応職員の知識・対応等技術向上のため、関係研修に参加した。	A	継続して実施する。	2	麻生区役所保健福祉サービス課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
15	ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・救済や情報提供を行います。	DV等による被害女性からの相談において、安全の確認、迅速な対応に努め、関係機関との連携により適切な対応を行った。	B	引続き、適切な対応に努める。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
16	一時保護施設に避難している子どもの学業や精神面をサポートするための人材を紹介する等、支援を行います。	一時保護施設等に避難している子どもの学業や精神面への対応について、児童相談所等と連携を図った。	B	一時保護施設等に避難している子どもの学業や精神面への対応については、今後も状況把握を行うとともに、児童相談所等関係機関との連携を図る。	2	市民・子ども局子ども福祉課
		一時保護児童に対して、学習専門指導員による学習支援を行った。また、児童指導員や児童福祉司らを中心に専門職による支援を行い、精神面のサポートを行った。	B	こんにちは赤ちゃん事業がより地域に根ざし、地域の見守り体制が充実するように、男性も訪問員になりやすいよう配慮しながら、機会をとらえて訪問員の新規募集を行っていく。	2	市民・子ども局児童相談所
		区役所区民課と区の教育担当、他の市町村など関連する機関と連絡調整を迅速に行い、DV被害者及びその子どもの安全性を確保しながら、就学支援を行った。	A	受入先自治体と連絡調整に苦慮することが多いが、引続きDV被害者及びその子どもの安全性の配慮をしながら、児童生徒の就学機会を迅速に確保する。	2	教育委員会学事課
施策7		ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実				
17	ドメスティック・バイオレンス被害者等の一時保護施設である民間シェルターの運営に対する支援及び財政的な支援を実施します。	男女共同参画センターにおいて、DV被害者の自立支援を目的とした支援物資の募集を実施した。届いた物品は、シェルターを運営する民間組織を通じてDV被害者に提供した。	B	シェルターの委託事業及び支援物資の提供など、今後も民間シェルターと連携をとりつつ進めていく。 女性に対する暴力をなくす運動期間中にあわせて実施し、単に物資募集を行うだけでなく、期間やキャンペーン自体の認知度向上にもつなげる。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
		市内民間シェルターへの財政的支援を実施した。 女性相談員連絡調整会議及び関係会議にて民間団体と情報交換を行い、一時保護施設の現状・課題について確認した。	B	DV施策において公的役割を補うシェルターに対し、引き続き、運営に必要な財政支援を行う。 DV施策に係る会議等で関係機関との連携強化を図る。	2	市民・子ども局子ども福祉課
18	援助を必要とする女性への支援を目的として一時宿泊施設を活用します。	母子生活支援施設ヒルズすえながへの緊急一時入所等、DVに関わらず援助を必要とする女性の保護を図った。	B	引続き、母子生活支援施設ヒルズすえながへの緊急一時入所の活用等、援助を必要とする女性の保護を図っていく。	2	市民・子ども局子ども福祉課
		川崎市就労自立支援センター分館及び富士見生活づくり支援ホームにおいて、緊急一時宿泊枠として女性ホームレスの受入れを行った。 ●男女平等推進に配慮した点 緊急一時宿泊枠だけではなく、就労等により自立を目指す女性についても、阻害要因など個々の課題に対応した支援を行った。	B	川崎市自立支援センター南幸町及び生活づくり支援ホーム下野毛の緊急一時宿泊枠として女性ホームレスの受入れの継続と就労自立等を目指す女性については、川崎市自立支援センター南幸町の支援により、宿泊や食事の援護に加えて求職活動や居住場所を確保するための支援を充実させる。	1	健康福祉局地域医療課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策8	ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援					
19	生活基盤確立支援のための施設に向けた積極的な検討を行います。また、引き続き居住支援に努めます。	支援施設との連携により住居設定の支援を行った他、各種会議等で自立支援について検討を行った。 中間的施設について、他都市の状況調査を実施した。	B	引続き、支援施設との連携により住居設定の支援を行う他、各種会議等で自立支援について検討を行う。	2	市民・こども局こども福祉課
		DV被害者の民間賃貸住宅における入居支援について、関係課と連携を図り居住支援制度における1件の利用実績があった。	B	DV被害者が居住支援制度を利用する場合、緊急連絡人が必要であるが、親族や支援団体に求めることが難しいため、引続き、関係課と協議し、対応できるかを検討していく。	2	まちづくり局住宅整備課
		●男女平等推進に配慮した点 市と居住支援制度に係わる実施協定を締結する支援団体等に対して、研修会を実施し、制度の普及・啓発をはかった。				
		平成23年度から引続き（更新）1件新規は実績なし。	B	住宅の提供については今後、条例等の改正による施策対象の拡大について周知をはかり、引き続き市営住宅の管理に支障がない範囲で支援を行っていく。	2	まちづくり局住宅管理課
20	生活基盤を確立するために必要な職業訓練や就労に対する情報を提供します。	男女共同参画センターにおいて、女性のための再就職セミナーを実施し、就労環境や労働条件に関する法律知識、さらには面接、履歴書の書き方などをピックアップした講座を定期的に開催した。その後再就職のための個別キャリア相談受講につなげ、再就職につながる効果的な支援を行った。また就労支援のためのパソコン講座も開催した。	A	○女性が経済的に自立することを目指し、就業につながるような効果的なプログラムを企画する。 ○職場復帰の女性のための、就労継続者を支援する流れをつくる企画を実施する。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		関係機関との連携により、就労等に関する情報提供、支援を実施した他、各種会議等で自立支援について検討を行った。	B	引続き、関係機関との連携により、就労等に関する支援を実施する他、各種会議等で自立支援について検討を行う。	2	市民・こども局こども福祉課
		○就業支援ポータルサイト「JOB-かわさき」において、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載した。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、就業支援室「キャリアサポートかわさき」や「かわさき若者サポートステーション」の各種事業案内、就業支援機関案内、県立東部総合職業技術校の募集記事等を掲載した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大、就業支援ポータルサイトの内容の充実に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策9	援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進					
21	調査等の実施により、援助を必要とする女性のニーズの把握に努め、支援を実施します。	女性の再就職支援（再就職支援講座及びキャリア相談、女性起業家の支援講座の参加者）に関する追跡調査を実施した。その調査結果を踏まえて、より効果的な事業の組み立てと企画立案に役立てる。	A	引き続き、女性の再就職に関するヒアリング・アンケート調査を実施し、効果的な事業の組み立てや企画立案に反映する。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
22	人身取引(トラフィッキング)の防止に関する啓発及び被害者への支援を実施します。	男女共同参画センターでは、ポスターの掲示に加えて、来場者が自由に持ち帰られるように館内にちらしを配架した。	B	ポスター、ちらし等を活用した啓発活動に努めていく。今後も、当該情報を必要とする人々へ届けるとともに、より来館者への啓発も含めた対応を行う。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
		人身取引被害者について、実態把握を行ったが、平成24年度については被害者の確認はなかった。	B	人身取引被害者について、引続き実態把握に努めるとともに、被害者が発見された場合には、速やかに関係機関との連携、適切な支援を実施する。	2	市民・子ども局子ども福祉課
【基本施策3】性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実						
施策10	性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報の提供					
23	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての講座を開設します。	「女性の健康週間」として、「更年期を上手に乗り越えるコツ」や「キャリアと出産のタイミング」、「助産師さんに聞くしゃべり場サロン」などの講座を実施した。	A	引き続き、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての講座を開設する。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
		保健福祉センターにて、健全母性育成事業として、電話・面接による思春期保健相談を随時行なった。	B	子ども家庭センターにおける思春期保健電話相談が平成24年度終了するにあたり、保健福祉センターにおける相談支援体制を整えるとともに、教育委員会等関係機関と連携し、思春期保健に関わる集団健康教育を効果的に実施する。	2	市民・子ども局子ども家庭課
		学校等と連携しながら性感染症予防、性について、命の大切さなどをテーマにした講演会など集団指導を実施した。				
		●男女平等推進に配慮した点 相談や集団指導の中で、性別に関わらず、一人ひとりの個性を尊重する大切さを伝えている。				
24	市のホームページを活用し、男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報提供を実施します。	男女共同参画センターのホームページでは開催する講座の情報掲載を通じて講座出席の促進を図った。	B	市のホームページを活用し、男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報提供を実施するよう努める。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
施策11	女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供					
25	医療機関における女性専用外来の設置を推進します。	計画作成当時と周辺状況が変わったことから、現在は実施しておりません。	E	次期計画で見直しを図ってまいります。	5	健康福祉局地域医療課
26	女性専用外来設置医療機関の情報提供を実施します。	市ホームページ「かわさきのお医者さん」により、女性医師による診療について、情報提供を行いました。	A	今後とも市ホームページ「かわさきのお医者さん」により、女性医師による診療について、情報提供を行います。	2	健康福祉局地域医療課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策12	周産期医療の体制の確保					
27	周産期医療の課題を明らかにし、本市における周産期医療体制の確保に向けた取組を進めます。	聖マリアンナ医科大学病院の総合周産期母子医療センターの運営を支援しました。また、周産期医療ネットワーク体制の整備に努めました。	A	総合周産期母子医療センターへの着実な運営を支援するとともに市内医療機関との連携について協議してまいります。	2	健康福祉局地域医療課
		N I C Uを安定的に稼働させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に提供した。	A	引き続き、N I C Uを安定的に稼働させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に提供していく。	2	病院局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅱ 仕事と暮らしへの支援						
【基本施策4】 安定した就業機会の確保と就業継続の支援						
施策13	女性に対する就業支援の充実					
28	「労働状況実態調査」を通じて、女性の就業状況に関する調査を実施します。	○「川崎市労働状況実態調査」において、育児・介護休業制度や子の看護休暇の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事や、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	今後も「川崎市労働状況実態調査」等において、女性の就業状況に関する調査を実施していく。	2	経済労働局労働雇用部
29	就業を望む女性に対し、「かわさき労働情報」等において多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を実施します。	男女共同参画センターにおいて、すぐらむ通信、ホームページのリニューアルを通じて、就労希望の女性たちに対する情報提供や講座の案内、起業家の紹介などを行った。	A	男女共同参画センターにおいて、起業家取材し、サイト内で紹介するなど起業家ネットワーク作りを行う。また、情報提供室内に起業・再就業希望者のための情報収集・情報提供コーナーを設置して支援する。また、今後も様々な媒体を通じて、参考となるように女性の多様な働き方に関する情報を提供していく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		○就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」において、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載した。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事や、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大、就業支援ポータルサイトの内容の充実に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
30	女性の就業、就業継続及び再就職に向けて支援講座を実施します。	○男女共同参画センターにおいて、再就職を希望する女性を対象に再就職支援セミナーや個別キャリアカウンセリングを行った。 ○就業継続者のための育児休業復帰者向けの講座とサロンを実施した。 ○就労継続者向けにキャリアカフェを開催し、ロールモデルやメンターとの出会いの場を創出した。	A	○男女共同参画センターにおいて、引き続き再就職支援セミナー、キャリアカウンセリングを行うほか、就業状況を把握するために追跡調査も実施する。 ○就労継続のため、育休復帰者向けの講座及び育休復帰後の女性を対象にした育休後カフェを実施する。 ○キャリアカフェの継続	1	市民・こども局人権・男女共同参画室

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
30	女性の就業、就業継続及び再就職に向けて支援講座を実施します。	川崎市母子福祉センターにおいて、母子家庭の母及び寡婦を対象に就業支援に関する講座を開催した。	B	引続き、母子福祉センターにて母子家庭の母及び寡婦を対象に就業支援に関する講座を開催する。また、一部の講座に関しては父子家庭の父も支援の対象として、支援の拡充を図る。	1	市民・こども局こども福祉課
		就業支援室「キャリアサポートかわさき」の「就職準備セミナー」において、対象者別セミナーとして「女性向けセミナー」を6回実施した。	A	今後も対象者のニーズを把握して、より効果的な対象者別のセミナーを実施する。	2	経済労働局労働雇用部
31	起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。	男女共同参画センターにおいて、以下の事業を実施した。 ・商人デビュー塾（業種別） ・女性起業家ビギナーズサロン ・起業家プラン作成講座 ・女性起業家無料相談会 ・女性起業家ミニ見本市 ・女性起業家web紹介	A	起業家支援事業として、次の事業を行う。 ・商人デビュー塾（業種別） ・女性起業家ビギナーズサロン ・女性起業家講師デビュー事業 ・女性起業家無料相談会 ・女性起業家ミニ見本市、販売体験	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		起業・創業を志す者を対象に、オーディションやフォーラム等の起業支援事業を実施。	B	引き続き男女平等推進に配慮して事業を推進する。	2	経済労働局新産業創出担当
		商人デビュー塾（全14回） 市内の商店街での創業予定者を対象に、創業実践準備講座を行った。 平成24年6月9日（土）～8月4日（土） ●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画センター（すくらむ21）と共同で実施した。	A	商人デビュー塾（全14回開催予定） 市内の商店街での創業予定者を対象に、創業実践準備講座を行う。 引き続き、男女共同参画センター等、関係機関と協力して、より効果的な講座を実施する。	2	経済労働局商業観光課
		創業支援資金のうち、代表者が女性の場合は「シニア・女性起業家支援資金」を利用できるように、女性の起業を支援した。（平成24年度融資実績6件 63,000（千円））	B	今後も当該融資制度の周知を図り、利用されるように努めていく。	2	経済労働局金融課
施策14		事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ				
32	短時間勤務や在宅勤務等の多様な働き方を推進するために、「かわさき労働情報」等により事業者に対する情報提供等を実施します。	市発行の「かわさき労働情報」6月号において、「男女雇用機会均等月間」と「男女平等推進週間」についての記事を掲載した。 ●男女平等推進に配慮した点 性別を問わず、読む人に伝わりやすい表現を心がけた。	B	引き続き、「かわさき労働情報」などの媒体を通して、事業者に対して情報提供を実施する。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
32	短時間勤務や在宅勤務等の多様な働き方を推進するために、「かわさき労働情報」等により事業者に対する情報提供等を実施します。	○就業支援ポータルサイト「JOB-1かわさき」において、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載した。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事や、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大、就業支援ポータルサイトの内容の充実に努め、効果的な広報を展開する。	1	経済労働局労働雇用部
33	市の入札時における主観的評価項目制度への男女共同参画視点の導入について周知します。	入札参加条件として利用することができる主観的評価項目制度の評価項目、及び総合評価一般競争入札における評価項目に「男女共同参画」の項目を導入している。 ●男女平等推進に配慮した点 来庁者に対して、契約課窓口において男女平等に関する啓発を目的としたパンフレット等を配布した。	B	入札参加者の評価項目、及び総合評価一般競争入札における評価項目に、引き続き「男女共同参画」の項目を活用していく。	2	財政局契約課
34	企業研修等の講座の開催及び講師紹介、ビデオ等の資料提供を実施します。	○川崎市男女共同参画センターでは、市民館や事業所などからの依頼を受けて外部での出前講座を実施した。テーマは、ワーク・ライフ・バランス、事業紹介、「働く」を考える、男女共同参画、防災、女性のキャリア構築、デートDVなど多彩なテーマにわたった。 ○センター職員の「ブック・レビュー」の継続や書籍紹介を行った。	A	市民館や事業所、市民団体と連携し、引き続き出前講座や研修、講師派遣のコーディネートなどを行っていく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
35	男女共同参画を促進するための制度や仕組づくりを行っている事業者を広報誌やインターネットを通じて広報します。	「かわさき男女共同参画ネットワーク」について、引き続きホームページで紹介をしている。	B	かわさき男女共同参画ネットワークについては、今後も広く周知していく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
施策15 市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進						
36	多様な働き方を視野に入れ、より良い雇用環境づくりを推進します。	臨時的任用職員について、川崎市契約条例に基づく平成24年度作業報酬下限額を下回る職種の賃金を同額まで引き上げた。	A	引き続き、よりよい雇用環境づくりに努めていく。	2	総務局人事課
【基本施策5】 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援						
施策16 生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実						
37	仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を実施します。	○男女共同参画センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関連する講座を実施した。 ○男女共同参画センター職員等により、ワーク・ライフ・バランスに関連する出前研修を実施した。 ○カジダン・イクメン・イクジプロジェクトを実施し写真展、川柳募集などを通じて男性の家事・育児の参画を促進した。	A	引き続き関係機関と連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの推進につなげる。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
37 仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を実施します。	<市独自の事業> ○「川崎市ワーク・ライフ・バランスセミナー」として、子育て中の母親向けに育休からの職場復帰アドバイスセミナーを1回、子育て中の父親向けに子育て講座を1回、それぞれ2月に開催した。 ○市民向けに「食育とワーク・ライフ・バランス」をテーマに「川崎市ワーク・ライフ・バランス講演会」を3月に開催した。 <広域的な事業> ○神奈川県と共催で、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を支援するため「ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会」を6月に開催した。 ○九都県市合同によるワーク・ライフ・バランス推進の取組として一斉定時退庁を8月に実施した。 ○四県市合同で、県内企業の経営者・人事労務担当者向けに「神奈川ワーク・ライフ・バランス講演会」を2月に横浜市内で開催した。	A	2月に実施したセミナーが好評だったことから、会場を増やして市民向けのセミナーを実施するなど、地域の実情にあったワーク・ライフ・バランス推進の支援事業を実施する予定である。 また、引き続き、神奈川県と共催して企業交流会の開催及び九都県市合同による一斉退庁等、イベントへの参加を予定している。	2	市民・こども局子育て支援課
	教育文化会館・市民館で実施している学級・講座において、ワーク・ライフ・バランスを学習テーマとして取り上げ、就労や生活、家事、育児について参加者が学び合った。 また、男女共同参画センターと連携して「カジダン・イクメン写真展」などの取組を実施した。	A	引き続き、関係機関とも積極的に連携しながら、学習機会の提供及び情報提供に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課
	●男女平等推進に配慮した点 男女がお互いを理解し、尊重できるような話し合いの時間を大切に学級運営を進めた。				
38 趣味やレクリエーション等、個人の生活を豊かにするための講座・イベントの開催や生涯学習情報等の提供を実施します。	男女共同参画センターにおいて、市民講師による講座や、趣味の範囲を広げられる講座を開催した。	B	今後も市民講師事業や自主事業を中心に、趣味や関心を広げて個人や家族、地域とのつながりを充実できるような講座の実施に努めていく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
	こども文化センターにおいて、各種イベントやクラブ活動等を実施した。 また依頼があった場合にはポスター、パンフレット等を配布し情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 イベント等を実施する場合男女が共に参加できるものとなるよう配慮した。	A	今後も引き続き男女平等についての理解を深めて事業を実施するよう指定管理者等を指導します。	2	市民・こども局青少年育成課
	教育文化会館・市民館・分館で実施する社会教育事業を通して、市民の主体的な学習を振興するとともに、市民館だより、ふれあいネット生涯学習情報、各市民館の情報コーナー等により、幅広く生涯学習に関する情報を提供した。 ●男女平等推進に配慮した点 男性女性それぞれの立場からより参加しやすいプログラムづくりに努めた。	A	引き続き、生涯学習の振興に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
39	子どもと一緒に参加できる文化事業への取組を進めます。	○7月22日から26日にかけてミューザ川崎シンフォニーホール主催で「こどもフェスタ」を開催し、「楽器体験コーナー（全9回）」や「0歳からのミニコンサート（全6回）」などを実施した結果、3,243人の入場者があった。 ○10月22日に東京交響楽団市内巡回公演の1つとして「マタニティ&おやこコンサート」を実施。140名の入場者があった。 ○アートセンターでは、ヤングミュージカル「青い鳥」を公演 ・5月にオーディションを行い、6月からワークショップ、舞台稽古を重ねた。 ・出演者は10歳から68歳までの計34名で地域住民参加ミュージカルとして計3回の公演を行い、世代を超え大人も交えた青少年舞台芸術教育・育成事業を実施した。 ・8月31日、9月1日、2日、計3公演 ○アートセンター「放課後シアター」として中学・高校生を対象に、映画上映における広報やチケットのもぎりなど、運営における体験を行ったり、映画監督とのトークなど様々なワークショップを実施した。	A	今後も引き続き子どもが参加できる文化事業に多くの方に参加してもらうため、取組の推進や広報活動の充実等について指定管理者等に指導していく。	2	市民・こども局市民文化室
施策17 男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進						
40	子育てや介護におけるバリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検します。	「川崎市福祉のまちづくり条例」の普及や整備基準の適合率向上を目的とした研修会を神奈川県、横浜市と共催で行った。 平成24年度については、公園のトイレ4件の新設や建替えを行った。 ●男女平等推進に配慮した点 トイレの新設や建替えに伴い、4箇所の公園トイレにベビーシートやベビーチェアの設置を行った。 平成24年度は新設、改築は実施なし	A	引き続き「川崎市福祉のまちづくり条例」の適合率向上を目的とした普及啓発活動を行う。	2	まちづくり局企画課
			B	公園トイレについては、引き続き利用者からの要望を踏まえ、トイレの形状・構造などを鑑み、その対応を検討していく。	1	建設緑政局公園管理課
			E	公衆トイレの新設や改築のある場合には、引き続きトイレ全体の形状・構造、周辺の状況及び設置後の維持管理等を総合的に勘案し、施設整備課とともに適宜、対応を検討していく。	2	環境局収集計画課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
41	女性や子ども・高齢者を犯罪から守る環境整備を推進します。	○子どもが被害者となる犯罪を未然に防止し、地域住民が子どもを見守れるようなまちづくりを推進していくため、市及び各区において毎月1日と10日を「子ども安全の日」として、こどもの見守り活動を推進した。 ○「青色防犯パトロールカー」を活用し、下校時を中心に、市内の小学校（わくわくプラザ）や子ども文化センター周辺のパトロールを行った。 ○犯罪被害者等支援相談を実施し、DVや性犯罪をはじめとする各種犯罪被害に対し、専門の相談員が面接又は電話により各種支援施策の情報提供などを行った。 ●男女平等推進に配慮した点 犯罪被害者等支援相談に当たっては、男女の別や年齢にかかわらず、個別の会議室等を使用して人権やプライバシーに配慮し、被害者の立場に立った適切かつきめ細かな支援を行った。	B	地域における自主防犯活動の推進を図るため、防犯ベストや腕章など、活動を行う際に必要な物品の提供を行い、地域における防犯パトロールや児童の見守り活動などの自主防犯活動を支援するとともに、自主防犯活動団体相互の連携強化を図るために、団体間の連絡調整等を図っていく。	2	市民・子ども局地域安全推進課
施策18		長時間労働抑制に向けた取組				
42	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画に関連する事業所向け研修、ヒアリング、市民向け出前講座を行った。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事や、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に労働契約・就業規則から退職解雇に至るまでの働くための法律知識や労働問題相談先などの各種情報を掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	B	ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進は重要なポイントであり、引き続き周知・啓発を行っていく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
		○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事や、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に労働契約・就業規則から退職解雇に至るまでの働くための法律知識や労働問題相談先などの各種情報を掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
43	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	8月と11月にワーク・ライフ・バランスデーを設定し、定時退庁を促進した。 週2日のノー残業デーを継続するとともに、通知や庁内放送により職員へ周知を行った。 また、ワーク・ライフ・バランスデーのキャンペーン等を活用し、時間外勤務縮減の周知を行った。	A	引き続き、ワーク・ライフ・バランスデーを実施していく。	2	総務局人事課
		週2日のノー残業デーを継続するとともに、通知や庁内放送により職員へ周知を行った。 また、ワーク・ライフ・バランスデーのキャンペーン等を活用し、時間外勤務縮減の周知を行った。	A	引き続き、通知や庁内放送等によりノー残業デー等の周知を行っていく。	2	総務局労務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
43	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	8月と11月にワーク・ライフ・バランスデーを設定し、ワーク・ライフ・バランスを考えるきっかけとした。 また、実施結果を庶務課ホームページに掲載することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進した。 実施日：8月1日（水） 定時退庁者：1,137人 残業者：29人 実施日：11月14日（水） 定時退庁者：1,137人 残業者：60人	B	引き続き、ワーク・ライフ・バランスデーやノー残業デーの取組を実施し、時間外勤務の削減に向けた取組を推進する。	2	上下水道局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		ワーク・ライフ・バランスデーの周知を図った。	B	引き続き市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを広く周知して、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	2	交通局庶務課
		ワーク・ライフ・バランスデーの取り組みを各所属に周知し、本庁及び病院事務局において、定時退庁を実施した。	C	引き続き、ワーク・ライフ・バランスデーの取り組みを周知し、定時退庁を呼びかける。	2	病院局庶務課
		ノー残業デーの推進やノー残業月間及びワーク・ライフ・バランスデーの取り組みを周知し、毎日勤務者を対象に実施した。【人事課】	B	今後も定時退庁の呼びかけなど、同様の取り組みを積極的に推進していくことにより、時間外勤務削減に努める。	2	消防局人事課
		管理職会議等の機会をとらえて「ワーク・ライフ・バランスデー」について周知し、定時退庁の徹底を図った。	B	引き続き、管理職会議等を有効に活用し、「ワーク・ライフ・バランスデー」について周知し、定時退庁の徹底を促していく。	2	教育委員会庶務課
施策19		年次有給休暇取得率向上への取組				
44	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所における年次有給休暇制度取得向上への周知・啓発を実施します。	○男女共同参画センターにおいて、市内工業団体女性活躍推進事務局長会議を開催し、川崎市内の工業団体とワーク・ライフ・バランスの推進等について、情報提供や意見交換を行った。 ○ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画に関連する事業所向け研修、ヒアリング、市民向け出前講座を行った。	B	市内工業団体女性活躍推進事務局長会議や事業所への出前講座などを通じて、周知・啓発を図る。 ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進は重要なポイントであり、引き続き周知・啓発を行っていく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事や、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に労働契約・就業規則から退職解雇に至るまでの働くための法律知識や労働問題相談先などの各種情報を掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。		「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。		
45	市役所における年次有給休暇取得向上に向けた取組を進めます。	時間外勤務抑制に関する通知を出すことにより、総実勤務時間の削減による年次有給休暇取得向上について周知・啓発を行った。	A	引き続き、通知等により周知を行っていく。	2	総務局労務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
45	市役所における年次有給休暇取得向上に向けた取組を進めます。	年次有給休暇の取得を向上させるため、休暇制度についての理解を深めさせる手引きを庶務課ホームページに掲載し、取組の推進を行った。	B	引き続き、年次休暇の取得向上に向けた取組を推進する。	2	上下水道局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		職員向け広報資料には年次有給休暇制度取得向上への周知・啓発内容は掲載していない。	D	今後の広報資料作成時には検討していきたい。	3	交通局庶務課
		自主考査を通じ、職員の健康保持と職務の効率的な遂行、職場内の情報共有化を含め、年次有給休暇取得向上に向け取り組んだ。	A	今後も、自主考査等を通じ、職員の健康保持と職務の効率的な遂行、職場内の情報共有化を含め、年次有給休暇取得向上に向け取り組んでいく。	2	病院局庶務課
		欠員状況を注視し、新規職員を採用するなど欠員の解消に努め、有給休暇取得向上に向けた課題に取り組んだ。 【人事課】	C	引続き欠員状況等を注視しながら、年次有給休暇取得の向上について、職員に周知していく。	2	消防局人事課
		管理職会議等において休暇取得実績を示す等しながら、年次休暇の積極的な取得についての意識を高めた。	B	引き続き、管理職会議等において休暇取得実績を示す等しながら、年次休暇の積極的な取得についての意識向上に努める。	2	教育委員会庶務課
【基本施策6】 子育てを支える環境の充実						
施策20	事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ					
46	「労働状況実態調査」を通じて、男性の育児休業取得に関する調査を実施します。	○情報誌「かわさき労働情報」において、カジダン・イクメン写真展（男女平等かわさきフォーラム）参加者募集記事やワーク・ライフ・バランス推進についての記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。 ○「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
47	男性の育児休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を実施します。	カジダン・イクメン・イクジイプロジェクト／写真展（年1回：川崎フロンターレ、教育委員会、NPO法人ファザーリング・ジャパン、パパ塾、7工業組合団体女性活躍事務局長会議連携）、川柳の募集や作品紹介を通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進・広報を行った。また、川崎市人権・男女共同参画室と川崎フロンターレ、川崎浴場組合連合会、NHKEテレビがコラボレーションして行うイクフロキャンペーンの企画の一部として、イクフロ写真展の開催による本プロジェクトの紹介を実施した。	A	○これからも身近なテーマを切り口にイベント企画を実施することを通じて、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに育児休業制度の利用に対する理解を深めていく。 ○男性の男女共同参画に対する理解促進とジェンダーバイアスの解消につなげるための事業を男性の市民活動グループと「川崎イクメン（地域でイキイキと活躍する男性）スクール」を新たに立ち上げ、以下の事業を実施する。 ①川崎市におけるひとり親（父子家庭）家庭の現状を調べる。②育児期・孫育て期の男性の地域・家庭への参加促進のためのサロン③働き手の悩みサポートグループ相談「タックさんのカフェ」	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		○情報誌「かわさき労働情報」において、カジダン・イクメン写真展（男女平等かわさきフォーラム）参加者募集記事やワーク・ライフ・バランス推進についての記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。 ○「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取り組み状況について調査した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
施策21 市役所における男性の育児休業取得率向上への取組						
48	育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2013(平成25)年度までに6%となるようにめざします。	イントラネットホームページ「職員子育て応援ネット」に男性職員向けワーク・ライフ・バランス研修で実施した育児休業取得体験談の様子を掲載した。また、育児休業等の出産・育児に関わる制度をまとめた「職員子育て応援ガイドブック」を新規採用職員等に配布した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	A	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成センター

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
48 育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2013(平成25)年度までに6%となるようにめざします。	育児に関する休暇・休業等の制度の周知を積極的に行うため、子育て応援のための情報を庶務課ホームページに掲載した。 ◆平成24年度に配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合 4%	B	引き続き、対象職員や管理職等に向けて、育児に関する休暇・休業等の制度について周知を行うことで、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	上下水道局庶務課
	●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
	当局が主催する研修や職員向け広報誌で、育児休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
	ガイドブックを配布し、男性の育児・介護休業制度の周知を図った。	C	今後も育児・介護休業制度の周知を図っていく。	2	病院局庶務課
	今年度、男性の育児休業取得者はいなかったが、部分休業取得者の実績があった。【人事課】	D	今後も引続き、局内研修等の場において、ガイドブックを活用し周知を図っていく。	2	消防局人事課
	ガイドブックや局内研修の場を活用し、職員の理解が深まるよう図った。	B	引き続き、職員の意識付けを図るとともに、局内研修等の場を活用しながら理解を深めるよう図る。また、取得しやすい職場環境への改善に努める。	2	教育委員会庶務課
49 育児休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れ、男性の育児休業取得を促進します。	新規採用職員研修や人事評価者研修等において、川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画の概要を周知した。また、管理職及び男性職員を対象にワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
	新規採用職員研修において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し、周知を行った。	A	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
	●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
	総務局が開催した業務管理者及び男性向けワーク・ライフ・バランス研修に管理職や男性職員を積極的に派遣し、男性の育児休業制度について理解を深めさせた。 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。 また、特に男性職員に向け積極的に参加するよう呼びかけた。	B	引き続き、研修等の機会を活用し、男性が主体的に育児を行うことのメリットを伝えることで、育児休業の取得を促進する。	2	上下水道局庶務課
	当局が主催する研修や職員向け広報誌で、育児休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
49	育児休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れ、男性の育児休業取得を促進します。	男性の育児・介護休業の制度について理解を深めるため、市長部局で行なわれた階層別研修や男性職員を対象としたワーク・ライフ・バランス研修に参加した。	B	今後も男性の育児・介護休業取得への理解と職員への制度の周知に努めていく。	2	病院局庶務課
		研修等の機会を通じ、制度の周知を図ったが、男性の育児休業取得者はいなかった。【人事課】	C	今後も引き続き、研修等の機会を通じて制度の周知を図り、特に、これから取得の対象となる新規採用職員等に対し、制度の周知を図っていく。	2	消防局人事課
50	職員向け広報紙等により、取得に関する積極的な情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスデーの実施にあわせて作成し、庁内へ配布している啓発チラシにおいて、男性の育児休業取得促進に関する記事を掲載した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。	A	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		育児休業を取得しやすい職場環境を作るため、「職員子育て応援ガイドブック」や「男性職員のためのすくすく子育てハンドブック」等、子育てを応援する情報について、庶務課ホームページに掲載し、より情報を取得しやすい環境を整備した。	B	引き続き、制度や局内の取得状況、掲げる目標等について積極的な情報提供を行っている。	2	上下水道局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		当局が主催する研修や職員向け広報誌で、育児休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		当局が主催する研修や職員向け広報誌により、取得に関する積極的な情報提供を行なった。	A	今後も職員への積極的な情報提供を行う。	2	病院局庶務課
		新規採用職員導入研修において、ガイドブックを配布するなど、次世代育成支援対策特定事業主行動計画の説明を行った。また、局内の機関誌を利用し、育児休業取得に係る制度解説を掲載するなどの周知を図った。【人事課】	B	研修等の機会を通じて制度の周知を図り、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。	2	消防局人事課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策22	多様な保育制度及び保育施設の拡充					
51	待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に取組みます。	基本方針を策定し、方針に基づく新たな制度の準備作業を進めた。既存制度の認定保育園、おなかま保育室、かわさき保育室等の認可外保育施設に対して助成を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 保護者の子育てと就労の両立を支援するよう配慮している。	B	社会情勢・景気動向等により高まる多様な保育需要に対応するため、「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づいた各種取組を推進する。	1	市民・こども局保育課
52	あらゆる機関、団体との協働により、保育所の拡充だけでなく、夜間保育、一時保育、子育てヘルパー事業の実施等、多様な保育を拡充します。	○産後家庭支援ヘルパー派遣事業 利用回数：2,357回 ○ふれあい子育てサポート事業 子育て支援会員数：707人 (平成25年3月末現在)	A	産後家庭支援ヘルパー派遣事業については、事業名を産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業に改めることにより産前利用を促進する。 ふれあい子育てサポート事業については、研修内容を充実するほか引き続き効果的な事業広報を行うことで、子育て支援会員の増員を図り、事業の充実を図っていく。	1	市民・こども局子育て支援課
		平成24年度は25か所の認可保育所が新設された。そのうち、一時保育事業は8か所、午後8時までの延長保育事業を27か所で実施した。 ふれあい子育てサポート事業は引き続き4か所で実施した。	B	第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）に基づき一時保育等の着実な事業推進を図る。	2	市民・こども局保育課
53	病後児保育体制を拡充し、その家族に対する支援を行います。	エンゼル幸、エンゼル高津、エンゼル多摩の3か所で継続実施した。また、4か所目の開所に向け関係団体や庁内での調整を進めた。 ●男女平等推進に配慮した点 保護者の子育てと就労の両立を支援することができた。	B	平成26年度に、市内4か所目の病後児保育施設（病児保育も検討中）開設に向け、関係団体や庁内で実務的な調整を進めるとともに、施設整備に向けた準備作業を進める。	1	市民・こども局保育課
施策23	子育てに向けた学習機会及び情報の提供					
54	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	○男女共同参画センターにおいて、以下の事業を実施した。 ①子育てほっとサロンを毎月第1・3木曜日に実施した。親同士、子ども同士の仲間作りや情報交換のきっかけとなるように団体に業務を委託する形で開催した。 ②子育て講座を定期開催した。親子でスキントッチ講座、骨盤トレーニング&ストレッチ講座、絵本の読み聞かせなど。 ③避難者である女性とこどものためのサロンを開催した。	A	今後も子育て中の女性のエンパワーメントを支援していく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		両親学級に父親へのアプローチプログラムを入れて、男性がより参加しやすい事業の実施を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 妊娠中の妻の体についての学習等、両親学級で学ぶ場を提供し、男性の育児参加を促した。	B	母子健康手帳交付時に更なる両親学級へのお誘いを行い、男性を育児参加へ促していく。	2	川崎区役所保健福祉サービス課

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
54 子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	○川崎区内の公営・民営保育所、地域子育て支援センターで土曜日に「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」を年10回開催。 参加者数930名（保護者518、こども412）男性174名 ○男性に離乳食への関心を高めてもらうため、24年度より新たに離乳食講座を2か所で開催した。 ○高校生ボランティア14名参加	A	「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」の開催だけではなく、エコプロジェクト（緑化）や世代間交流のイベントなど男性が参加しやすい内容で講座・イベントを実施していく。	1	川崎区役所こども支援室
	●男女平等推進に配慮した点 男性保育士が遊びを進めるなど、父親が参加しやすい内容・雰囲気等を工夫した。				
	日吉地区の赤ちゃん相談、子育てサロン等に保健師が出向き育児相談を行うなど、地域の子育て支援活動をバックアップした。 また、双子の会や若年母の会を主催し、子育て中の女性の孤立化や育児不安の軽減を図った。	B	継続実施。	2	幸区役所保健福祉サービス課
	情報コーナーの設置、ホームページ、情報ネットさいわい、お散歩にいこうね！の発行等を活用し情報の提供を行った。また、子育てグループと子育て支援者の交流会も年に3回実施し、異世代間の意見交換等の場を設け地域での子育て力の向上を図った。	B	子育てグループの支援も視野に入れながら交流会を開催し、子育て支援者との連携を行い地域での子育て力の向上を図るよう配慮する。 情報コーナーの設置、ホームページ、情報ネットさいわい、お散歩にいこうね！の発行等を活用し情報の提供を行ない子育てグループ等の支援などを行う。	2	幸区役所こども支援室
	●男女平等推進に配慮した点 各種講座、講演会、学習会は、可能な限り土曜に開催する等男女平等推進に配慮した。				
	・両親学級で仲間づくりを促し、ママ友が出産後も交流し、子育てサロンや支援センター等で共に育児を楽しんでいる。 ・子育てグループ交流会を継続し、関心のある親子が集い活動に参加している。 ・ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座に定員いっぱいの参加があり夫婦で協力して子育てをする心構えを促した。先輩パパの話はイメージ作りに役立った。	B	参加者の反応や感想等を参考にし、継続実施する。	1	中原区役所保健福祉サービス課
	●男女平等推進に配慮した点 両親学級やワーキングマザーの講座へのパートナーの参加者が増加し、グループワークに楽しく参加していた。				
	子育て自主グループの活動支援として、子育てネットワークの自主グループ支援部会が中心となり、リーダー交流会を実施した。さらに、自主グループの楽しさを多くの親子に知ってもらうためのDVDを制作し、1歳半健診にて放映した。また、子育て自主グループ説明会を実施し、新たな自主グループの参加者の拡大を図った。	B	引き続き、活動継続のためのリーダー支援や参加者の拡大に向けた支援を行っていきたい。	3	中原区役所こども支援室

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
54 子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	両親学級3日間1コースで毎月開催し、年間12コース実施。参加状況について、妊婦は、実数466名、パートナー実数274名、延数1,582名、月平均42名であった（2月まで）。月平均48名。 ●男女平等推進に配慮した点 チラシ交付時と予約時にパートナーが参加しやすいように声かけをする。妊婦のみの参加も可であると説明する。	B	24年度同様の活動の継続。	2	高津区役所保健福祉サービス課
	○「転入者子育て交流会」を6月に地区別に2回、10月には年齢別に2回実施。地域の関係団体の協力を得て合計142名が参加。 ○子育てグループ交流会を2回開催し、活動活性化のため貸出遊具体験を行った。初めての参加者向けの「きて!みて!体験!子育てグループinたかつ」を高津区こども・子育てフェスタと同日開催。72組が参加。 ○子育て中の親や子育て支援者等を対象にした講演会を4回、子どもに関する相談に従事する支援者を対象にしたスーパーバイズを4回開催した。 ●男女平等推進に配慮した点 父親の育児参加を促進するため、12月に地域子育て支援センターを特別に土曜開所し、父親が参加しやすいよう配慮した。		○「転入者子育て交流会」今年度の成果を踏まえ検討実施 ○「きて!みて!体験!子育てグループinたかつ」は、開催方法等を検討して実施。 ○子ども・子育て支援講座は、回数・内容を検討し継続実施。		
	両親学級実績（平成25年2月実施までの実績） 開催回数：11コース実施（1コース3回）（年間12コース実施予定） 受講者実数（女性）：488人 （男性）：253人 土曜日コース2回実施 受講者実数（女性）：40人 （男性）：40人 ●男女平等推進に配慮した点 土曜日コースの実施により、働く女性や男性も参加しやすいよう配慮した。	A	継続実施。	2	宮前区役所保健福祉サービス課
	○「子育てグループ交流会」を年1回開催。8グループ14名と子ども14名、子育て支援者14名参加。 ○転入者向け交流会「うえるかむクラス」を年2回開催。 転入親子75組、子育て支援者71名参加 ●男女平等推進に配慮した点 参加者は母子が多いが、支援者として男性の参加を推進した。		○子育てグループ交流会と子育てサロン・赤ちゃん広場等交流会を合同で開催し、連携の幅をさらに広げる。 ○うえるかむクラスは対象者を拡大して参加者が増加している。ニーズに応じて継続。		
	子育てサロンや子育てグループ支援を行った。	B	継続して実施する。	2	多摩区役所保健福祉サービス課
	保健福祉センター内の掲示板や、区子育て情報ブックの掲載などで、団体紹介やメンバー募集等、主に広報面での支援を行った。	A	継続して実施予定	2	多摩区役所こども支援室

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
54	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	地域で子育て交流広場を開催し、子育て中のお母さん同志の交流や学習会を通じて、子育て力向上の支援を行った。また、赤ちゃん訪問や健診・相談場面で、子育てサロン等の情報を提供したり、サロン等へ協力支援した。	B	子育て力の向上を支援し、地域で自立した会運営が行えるよう支援していく。	2	麻生区役所保健福祉サービス課
		●男女平等推進に配慮した点 両親学級や乳幼児健診等で、父親にも情報提供した。				
		市政だよりやちらし等を活用して事業を広く区民に周知し、利用するグループへのボランティアの派遣内容を充実させ子育てグループの活動を支援した。	B	麻生区子育てバンク事業を様々な媒体により広く区民に周知するとともに、子育てグループの活動の支援を継続的に行う。	2	麻生区役所こども支援室
		●男女平等推進に配慮した点 新規のボランティア会員及び利用会員の登録を促し、子育て支援の強化を図った。				
		区内の子育てグループ及びサークルの活動内容を掲載した「麻生区ちびっこおでかけMAP」を作成し、子育て中の区民に情報を提供し支援に繋げた。	B	区内の子育てグループ及びサークルの活動内容を掲載した「麻生区ちびっこおでかけMAP」を作成し、子育て中の区民に情報を提供し支援に繋げた。	2	麻生区役所こども支援室
		●男女平等推進に配慮した点 子育てグループやサークルの活動を子育て中の区民に広く広報し、活動の支援を行った。				
		○教育文化会館・市民館において、子育て広場の開設や子育て支援情報の提供を行い、保護者間の交流を促進した。 ○市民館等で活動する保育ボランティア団体や子育てサークルと連携をはかるとともに、研修等を実施し、グループの育成・支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 子育て中の保護者同士の仲間づくりと学びを支援した。	A	区を中心に子育て支援施策を推進していく中での市民館の役割を明確にして推進していく必要がある。	2	教育委員会生涯学習推進課
55	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。	○男女共同参画センターにおいて、男性を対象とした男性セミナーの開催、パパ塾と連携して男性の子育てに関する講座「パパり場」を定期開催、子どもと一緒に参加する「パパと赤ちゃんのためのハートウォーミングタッチ」講座を開催した。	B	パパが主体になれるパパ向けの講座を市民活動団体と連携し企画実施する。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		地域子育て支援センターにおいて、こども支援室や子育て関係団体等と連携し子育てに悩む親の支援を行った。	B	今後も男性の育児参加を推進するための事業を実施する。	2	市民・こども局保育課

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
55 両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。	両親学級に父親へのアプローチプログラムを入れて、男性がより参加しやすい事業の実施を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 妊娠中の妻の体についての学習等、両親学級で学ぶ場を提供し、男性の育児参加を促した。	B	母子健康手帳交付時に更なる両親学級へのお誘いを行い、男性を育児参加へ促していく。	2	川崎区役所保健福祉サービス課
	○川崎区内の公営・民営保育所、地域子育て支援センターで土曜日に「パパいっしょに！ジョイフルサタデー」を年10回開催。 参加者数930名（保護者518、こども412）男性174名 ○男性に離乳食への関心を高めてもらうため、24年度より新たに離乳食講座を2か所で開催した。 ○高校生ボランティア14名参加 ●男女平等推進に配慮した点 男性保育士が遊びを進めるなど、父親が参加しやすい内容・雰囲気等を工夫した。	A	「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」の開催だけではなく、エコプロジェクト（緑化）や世代間交流のイベントなど男性が参加しやすい内容で講座・イベントを実施していく。	1	川崎区役所こども支援室
	3日間1コースで行う両親学級の3日目に男性向けビデオプログラムを実施するなど、男性の子育て参加を促すとともに、男性が参加しやすいものにした。 ●男女平等推進に配慮した点 上記のとおり。	B	継続実施。	2	幸区役所保健福祉サービス課
	地域子育て支援センターおよびこども文化センターにて父親も参加しやすいように土曜日の開所・講座等事業を実施した。内容も父親の参加しやすく、子育てに役立つ内容を行うよう配慮した。 実施回数年108回 父親の参加数468名 参加率20%～40%であった。 ●男女平等推進に配慮した点 事業の土曜実施・内容の充実	B	継続して父親も参加できるよう土曜日開催はもちろんのこと、父親間の交流の場としてもしていくよう配慮する。また内容も参加しやすいように配慮すると共に父親向けの子育て冊子を作成・配布し子育てへの関心を更に高めていく。	2	幸区役所こども支援室
	・両親学級実績（H25・2月まで） ・3日間コース 年12回 ・参加者 女性674名 男性441名（65%） 受講者延数2,556名 ・ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座。年4回（土曜日） 参加者女性205名男性202名（98%） 先輩ママ、パパの参加が少なかった。 先輩ママ2名 先輩パパ3名（延人数） ●男女平等推進に配慮した点 男性同士のグループワークを実施。先輩パパの経験は、今後の生活のイメージづくりに役立った。	B	・継続実施 両親学級は働いている夫婦も参加しやすくするため2カ月で1コースと改善する。 ワーキングマザーの講座は、参加者の反応感想を参考に内容を工夫していく。	1	中原区役所保健福祉サービス課
	父親への育児参加を推進するために、土曜日にパパ向け親子講座を4回開催した。	B	組織改編に伴い、他部所が実施している内容は終了とする。	4	中原区役所こども支援室

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
55 両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。	両親学級3日間1コースで毎月開催し、年間12コース実施。参加状況について、妊婦は、実数466名、パートナー実数274名、延数1,582名、月平均42名であった（2月まで）。月平均48名。	B	24年度同様の活動の継続	2	高津区役所保健福祉サービス課
	●男女平等推進に配慮した点 チラシ交付時と予約時にパートナーが参加しやすいように声かけをする。妊婦やパートナーのみでの予約も受け付ける。				
	両親学級実績（平成25年2月実施までの実績） 開催回数：11コース実施（1コース3回）（年間12コース実施予定） 受講者実数（女性）：488人 （男性）：253人 土曜日コース2回実施 受講者実数（女性）：40人 （男性）：40人	A	継続実施。	2	宮前区役所保健福祉サービス課
	●男女平等推進に配慮した点 土曜日コースの実施により、働く女性や男性も参加しやすいよう配慮した。				
	○親と子の子育て応援セミナー「父親の育児参加」（年2回） 参加者266名（父親45名） ○親と子の子育て応援セミナーオープン講座「パパも一緒にベビーヨガ」「パパヒーローになろう」 参加者283名（父親44名） ○遊びの広場（地域子育て支援センター土曜日開所）年2回 参加者208名（父親34名）	A	○地域子育て支援センターの土曜日開所を年3回2ヶ所で行う。（遊びの広場、オープンセミナー等） ○センター、ランチ保育所においても土曜日に地域の父親参加が可能な講座イベントを行う。	1	宮前区役所こども支援室
	●男女平等推進に配慮した点 土曜日に実施することで父親が参加しやすいようにした。				
両親学級実績 3日間コース×12回 1日コース×12回 参加人数 妊婦 549名 パートナー 353名	B	継続して実施する。	2	多摩区役所保健福祉サービス課	
●男女平等推進に配慮した点 妊婦ジャケットの体験等妊娠期から共に育てる意識を持ち、協働した育児についてイメージできるように働きかけた。働いている夫婦が参加しやすいように1日コースを設定している。					
両親学級実績（1月末現在） 開催回数：10回（延べ40回） 受講者数：（女性）332人 （男性）204人 父親の参加率は61.4%	A	継続して実施すると同時に、引き続き男性（パートナー）の教室参加を促し、両親で子育てを楽しんで行えるよう広報に努める。	2	麻生区役所保健福祉サービス課	
●男女平等推進に配慮した点 両親で協力して楽しみながら子育てする大切さを教室の中で伝えた。					

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
55	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。	鶴見川や日本映画大学等で親子の体験学習を父親が参加しやすい休日に実施して、父親の子育て参加を促した。 ●男女平等推進に配慮した点 父親が参加しやすいように内容に配慮した。 教育文化会館・市民館で実施した学級講座において、男性の家事や育児への参加を促進する学習プログラムや、父親同士の交流を図るプログラムに取組み、土日や平日夜間に事業を開催し、男性の参加を促した。	A	鶴見川や日本映画大学等で親子の体験学習を父親が参加しやすい休日に実施して、父親の子育て参加を促した。	1	麻生区役所こども支援室
56	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う者たちを支援します。	24年度については、特に出産を控えた男女など、子育て前の男女を対象とした講座等は実施しなかった。	E	保健福祉センターで実施している両親学級等との連携を図りながら、子育てや家庭教育、男女共同参画に関する情報を提供していく。	5	教育委員会生涯学習推進課
施策24 児童・生徒に対する放課後事業の充実						
57	児童・生徒に対する放課後事業の充実を図ります。	こども文化センター事業、わくわくプラザ事業の推進による放課後子どもプランの推進。子育て支援・わくわくプラザ事業、子ども夢パーク等青少年教育施設事業の実施。 ●男女平等推進に配慮した点 保護者の就労状況に関わらず、すべての児童が利用できる放課後の居場所として実施することにより就労継続の支援を行った。	A	指定管理者制度導入施設のため継続して指定管理者へ指導していく。	2	市民・こども局青少年育成課
【基本施策7】 介護を支える環境の充実						
施策25 事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ						
58	「労働状況実態調査」を通じて、介護休業取得に関する調査を実施します。	○「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事や、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
59	介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を実施します。	介護の苦悩など想いを共有したりリトミックを通じて体をリフレッシュする場を設けることで、介護を継続する意欲の向上と介護者の孤立化の予防を目的とした介護者のためのリフレッシュサロンを実施した。	B	引き続き情報提供に取り組んでいく。	3	市民・こども局人権・男女共同参画室

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
59	介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を実施します。	○情報誌「かわさき労働情報」において、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事や、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。 ○「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
施策26 市役所における介護休業取得率向上への取組						
60	介護休業取得状況を把握し、取得向上に向けた取組を進めます。	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。	A	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		前年度の結果を踏まえ、取得向上に向け、介護休業の制度の理解を深められる手引きを庶務課ホームページに掲載した。 また、個別に相談を受けた際も、介護休暇等についての理解が深められるよう、情報の提供を行った。 ◆介護休暇取得者数 0人 ◆短期介護休暇取得者数 13人 (男 11人、女 2人)	A	引き続き、介護休暇等の取得状況を把握するとともに、制度について情報提供を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		当局が主催する研修や職員向け広報誌で、介護休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		介護休暇の取得実績を把握し、制度の情報提供を行なった。	A	今後も介護休暇の取得実績を把握し、制度の情報提供を行なう。	2	病院局庶務課
		あらゆる機会を通じて、職員に周知を図ったが、今年度に介護休業を取得した職員はいなかった。【人事課】	D	今後も継続して職員に対して周知を図り、制度の情報提供を行っていく。	2	消防局人事課
61	介護休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れます。	新規採用職員研修において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し、周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	A	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
61	介護休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れます。	介護休業の取得促進に向け制度の理解を深める手引きを庶務課ホームページに掲載した。	B	引き続き、介護休業の取得促進に向け、情報の提供を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		当局が主催する研修や職員向け広報誌で、介護休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		新規採用職員研修で、制度について積極的に情報提供した。	A	今後も職員への積極的な情報提供を行う。	2	病院局庶務課
		あらゆる機会を通じて、職員に周知を図ったが、今年度に介護休業を取得した職員はいなかった。【人事課】	B	今後も継続して職員に対して周知を図り、制度の情報提供を行っていく。	2	消防局人事課
62	職員向け広報紙等により、取得に関する積極的な情報提供を行います。	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。	A	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		介護休業の制度を理解してもらうため、手引きを庶務課ホームページに掲載し、積極的な情報提供を行った。	B	引き続き、制度について積極的な情報提供を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		当局が主催する研修や職員向け広報誌で、介護休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		職員向け広報誌により、取得に関する積極的な情報提供を行った。	A	今後も職員への積極的な情報提供を行う。	2	病院局庶務課
		新規採用職員導入研修において、ガイドブックを配布するなど、次世代育成支援対策特定事業主行動計画の説明を行った。また、局内の機関誌を利用し、育児休業取得に係る制度解説を掲載するなどの周知を図ったが、今年度の取得者はいなかった。【人事課】	C	研修等の機会を通じて制度の周知を図り、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。	2	消防局人事課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策27	利用しやすい介護サービス等の充実					
63	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜、指導等を行って質の向上を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用しやすい介護サービスの充実を図った。 また、介護教室の実施や、老人いこいの家の運営等により、介護保険外でも地域で支え合うネットワークづくりを推進した。 「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進した。 ●男女平等推進に配慮した点 介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考え、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	B	介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。 また、「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進していく。	1	健康福祉局高齢者事業推進課
		介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜、指導等を行って質の向上を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用しやすい介護サービスの充実を図った。 また、介護教室の実施や、老人いこいの家の運営等により、介護保険外でも地域で支え合うネットワークづくりを推進した。 「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進した。 ●男女平等推進に配慮した点 介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考え、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	B	介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。 また、「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進していく。	1	健康福祉局高齢者在宅サービス課
		介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜、指導等を行って質の向上を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用しやすい介護サービスの充実を図った。 また、介護教室の実施や、老人いこいの家の運営等により、介護保険外でも地域で支え合うネットワークづくりを推進した。 「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進した。 ●男女平等推進に配慮した点 介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考え、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	B	介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。 また、「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進していく。	1	健康福祉局介護保険課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
63	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	情報共有や仲間づくりを目的とし、地域活動ボランティアや関係機関の協力を得て3日間1コースを7月、8月の2コース実施。講師による疾患、症状の理解を促す講話、グループワークを実施した。各回15人の参加があった。 ●男女平等推進に配慮した点 男性介護者の会へ該当者照会し参加を働きかけた。また男性も参加しやすい雰囲気づくりを工夫した。	B	男性介護者は増加しているところであり、その支援の必要性も増加している。地域ボランティアが実施している家族会では男性介護者が参加しており、男女関係なく悩みの共有や情報交換しやすいよう配慮しながら実施されているところである。 家族介護教室においては、今後もより多くの介護者が参加できるような働きかけと工夫を行っていく。	2	川崎区役所地域保健福祉課
		認知症介護者教室の参加者が認知症等の介護を正しく理解し、日常生活の中で高齢者の残存機能を残しながら、生活の質を高められるよう、年5回教室を実施した。延べ人数113名で、内男性は24名（約2割）の参加があり、男性も質問するなど、積極的な参加が見られた。 ●男女平等推進に配慮した点 全戸配布の保健福祉センターだより等、幅広く住民に広報を行った。		事業の広報を広く行い、多くの人に参加してもらえるようにする。		
		認知症高齢者介護教室を11回開催した。また、認知症に対する地域の理解を深めるために講演会を2回実施した。参加者総数は延117人であり、男性34人、女性83人だった。 ●男女平等推進に配慮した点 男性介護者が参加しやすいように、地域包括支援センターやケアマネジャー連絡会を通じ情報が届くように配慮して広報をした。	B	高齢化の伸展に伴い、今後も認知症患者の増加が考えられる。介護する上で必要な知識の情報提供や悩みの共有の場として今後も充実させていく。また多くの介護者や家族の方が参加できるように関係機関と連携し広報を行う。	1	幸区役所地域保健福祉課
		介護者の負担を軽減する事や、情報共有・仲間作りを促進することを目的に「介護者交流会」を1回、「介護者のつどい」を地区に出向き、てくのかわさき、久末デイサービスセンターにて2回実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 地域包括支援センターやケアマネジャーと協力し、性差で参加しにくくならないように広報を行った。		介護者が参加しやすい工夫も含め、地域へ出向いて実施する、講演会や交流会の実施など、事業の見直しを行う。今年度、男性参加者がいなかった事は課題であるため、広報についても引き続き幅広く行う。		
		介護者がそれぞれの立場で認知症の対応について学習、交流した。2日間で延べ17名参加。 ●男女平等推進に配慮した点 介護者は男女共にいることを内容や交流の中に盛り込み、男性も介護の話ができるように配慮した。	A	地域の介護者のグループと連携しながら介護教室を開催し、孤立しないで介護ができるように支援していく。	2	宮前区役所地域保健福祉課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
63	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	実践介護教室を実施し、延べ38名参加した。男性の参加もあり、大変好評であった。 ●男女平等推進に配慮した点 身体介護や調理実習など、男女差が生じる場面ではスタッフがフォローした。	A	男性介護者も増加することが考えられる中で、男女とも参加しやすく学習しやすい環境に配慮する。	2	多摩区役所地域保健福祉課
		毎週、区内7ヶ所のいきいきの家での「いきいき元気広場」、6公園での「健康ウォーク」、4公園での「健康体操」のほか、年10回の「体験ウォーク」を実施し、高齢者の健康保持と介護予防を図っている。 ●男女平等推進に配慮した点 男性も女性も気兼ねなく参加できるよう、細やかな対応を心がける。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅲ 学習機会と情報の提供						
【基本施策8】 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備						
施策28	学校などにおける男女平等教育の充実					
64	小・中・高の児童生徒及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます。	○キャリア支援冊子をwebで紹介、進路指導・キャリア教育担当教員向けの研修時に配布・紹介する機会を得て、全中学校の図書室へ配架した。 ○川崎市総合科学高校の電気電子科の教諭と連携し、職業人講話コーディネート、職場見学&取材活動支援、キャリア学習ミニ講義などを実施した。 ○市内中学校への出前講座を通じて、キャリア支援、男女共同参画の就労関連情報を提供した。 ○外部機関と協力して、理工系職域へのキャリア支援講座（リケジョスクール）を実施した。 ○高校生のジョブシャドウイングの受入を行った。	A	○今後も継続して市内の中学、高校との連携を具体的に進めていく。 ○冊子を利用した、キャリア支援の出前講座を実施していく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
65	性別によらない進路指導の更なる充実を図ります。	人権尊重教育の推進 児童生徒の人権感覚の育成や学校環境・学習環境の在り方が大切なことや、一人一人が性別に関わり無く個性や能力を発揮できるよう研修等の機会を通じ啓発に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 一人ひとりを大切にし、児童生徒の可能性を狭めることのないよう配慮した。	A	人権尊重教育の推進 児童生徒の人権感覚の育成や学校環境や学習環境の整備に今後も努めていく。また一人一人が個性や能力を発揮できるよう今後も研修等を通じ啓発していく。	2	教育委員会人権・共生教育担当
66	男女共同参画社会形成の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	保育園長会議（年5回）その他毎月各地区ごとに園長会議を実施。その後の園における個別的な実施。 人権尊重教育の推進 児童生徒の人権感覚の育成には、学校環境・学習環境の在り方が大切なことや、一人一人が個性や能力を発揮できるよう研修や研究の機会を通じ啓発に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 一人ひとりを大切にし、児童生徒の可能性を狭めることのないよう配慮した。	A	今後も事業計画を着実に推進していく。	2	市民・子ども局保育課
		人権尊重教育の推進 児童生徒の人権感覚の育成や学校環境や学習環境の整備に今後も努めていく。また一人一人が個性や能力を発揮できるよう今後も研修等を通じ啓発していく。	B	人権尊重教育の推進 児童生徒の人権感覚の育成や学校環境や学習環境の整備に今後も努めていく。また一人一人が個性や能力を発揮できるよう今後も研修等を通じ啓発していく。	2	教育委員会人権・共生教育担当
施策29	市民の男女平等に関する学習・研修への支援					
67	市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。	局内所管課が実施する市民対象の事業において、男女平等の視点から問題がないよう配慮している。 事業実施の際は、男女平等の視点に配慮した。 事業計画・実施の際は、男女共同参画の視点を取り入れ、配慮するよう意識啓発を継続して行っている。	B	引き続き局内所管課が実施する市民対象の事業において、男女平等推進の視点が入るよう配慮を要請していきたい。	2	総務局庶務課
			B	今後も事業実施の際には、男女平等の視点に配慮した上で内容等を検討する。	2	総合企画局広域企画課
			A	今後も引き続き、男女平等推進への理解を広げるための啓発に努めていく必要がある。	2	市民・子ども局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
67	市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。	男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、局の事業計画へ男女平等推進の視点の導入を図った。	B	男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、局の事業計画等へ男女平等推進の視点を引き続き導入する。	2	経済労働局庶務課
		学習・研修等各種イベントなどの参加者について、男女平等推進に考慮した。	C	引き続き、学習・研修等各種イベントなどに男女平等推進の視点が入るよう配慮する。	2	環境局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 性差を設けず募集及び実施した。				
		局内広報連絡会を通じ、ガイドラインの周知及び活用について図るよう働きかけた。	B	引き続き、局内広報連絡会を通じて、男女平等施策に関する情報を共有しながら、意識啓発を行っていく。	2	健康福祉局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 男女平等施策に関する情報についての情報共有を図った。				
		催しの参加者について、男女平等推進に配慮した。	A	今後とも、事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮する。	2	まちづくり局庶務課
		各種イベント等の参加者について、男女平等推進に配慮した。	A	各種イベント等について、男女平等推進の視点が入るよう配慮する。	2	建設緑政局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 性差を設けずに募集した。				
		今回、該当事業はなかった。	E	引き続き、学習機会等を提供することがあれば、男女平等に関する取組を配慮していく。	2	港湾局庶務課
		審議会等委員の女性比率の向上へ配慮しており、区民を対象とした事業等が男女平等の体制の中で進められている。	B	直接的な事業は行っていないため、事業を行う体制について男女平等が推進されるよう、今後も検討していく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		昨年度に引き続き、区役所サービス向上委員会と連携して職員研修の充実を図り、日々の業務の中で常に男女平等推進の視点を持って取り組むよう職員の意識向上に努めた。	B	継続して実施していく。	2	中原区役所総務課
		事業実施の際に男女平等の視点に配慮して進めるよう指導・啓発に努めた。	B	男女平等の意識が定着するよう啓発に努め、実施事業について配慮を促す。	2	高津区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 会議室やホールの貸し出しの際、内容や参加者に男女平等の配慮がされているかに視点を置き、実態の把握に努めた。				
		区民会議開催の際に、保育士による保育（予約制）を行えるようにし、男女問わず多くの人が参加しやすくなるよう配慮した。（企画課作成）	B	引き続き、区民会議開催の際に、保育士による保育（予約制）を行えるようにし、男女問わず多くの人が参加しやすくなるよう配慮する。（企画課作成）	2	宮前区役所総務課
		事業実施の際は、男女平等に配慮するよう周知した。	B	今後とも男女平等に配慮していく必要がある。	2	多摩区役所総務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
67	市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。	事業の企画に際し、市民の意見を広く取り入れている。	B	今後とも男女平等に配慮していく必要がある。	2	麻生区役所総務課
		該当する事業はなかったため、特別な取組はしていない。	E	現時点では該当する事業計画はないが、今後、男女平等推進の視点導入の可能性ができた場合には、前向きな検討を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		市民を対象とした事業において市民の男女平等に関する学習・研修への支援は行っていない。	E	今後市民を対象とした事業を行う際には配慮していきたい。	5	交通局庶務課
		来院者に対して、男女平等推進の視点について配慮した。	A	引き続き、来院者に対する事業を行なう際には、男女平等推進の視点について配慮していく。	2	病院局庶務課
		男女平等の視点に配慮した講習内容とし、実技でも男女の差が出ないよう同様とした。【救急課】【予防課】【危険物課】	B	男女平等の観点から、引き続き講習内容が平等となるように努めていく。	2	消防局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 女性にも多く受講してもらうようお知らせをする等、関係事業所及び団体に参加を呼びかけた。また、講習内容は男女の区別の無いよう配慮した。				
		市民を対象とした事業は実施していない。		市民を対象とした事業は実施していない。		市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
68	家庭教育学級等における男女平等推進研修に市民の講師等の紹介を行います。	幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識を高める啓発を継続的に行った。	B	今後も、幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識を高める啓発を継続的に行っていく。	2	選挙管理委員会選挙課
		各地域の男女平等推進学習の場で「働く？働かない？私の場合」、「パパのワーク・ライフ・バランス」など出前講座を実施した。	A	今後も、地域の家庭教育学級などで男女平等推進に関する講座を実施していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		P T Aが実施するP T A家庭教育学級に対し、教育文化会館・市民館から講師派遣を行うとともに、事業の企画運営に係る支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 夫婦ともに協力し合いながら行う家庭教育の重要性について、適宜助言を行った。	A	引き続き的確な講師の派遣や、学級開催に向けた支援を行う。	2	教育委員会生涯学習推進課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
69	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	男女共同参画センターにおいて、以下の事業を通じて団体の育成を行った。 ①男女共同参画協働事業＝市民活動グループ等の企画提案による事業の実施（5件） ②事業運営委託＝NPO法人への事業運営・実施委託（3件）《委託内容》子育てほっとサロンの運営（2件）、絵本の読み聞かせ（1件） ③男女共同参画人材育成事業（インターンシップ、社会人研修受入） ④市民講師事業＝市民が持つ経験や知識、スキル等を活かした活躍の場の提供（13人実施） ⑤すくらむ塾の実施（「女性の視点で考えるかわさき防災プロジェクト」と市民が企画実施する講座）	A	今後も、市民団体の特徴と専門性を活かして、様々な協力形態を用いながら、男女共同参画の推進につながる事業の実施を通じて、団体と人材の育成につなげていく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		こども文化センター、わくわくプラザでポスターの掲示やパンフレット等の配布を行った。 指定管理者が事業を実施する際に男女平等を意識し実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 こども文化センター・わくわくプラザ事業を実施する際には、名簿の順番、こどもの呼び方等男女平等に配慮した。	A	今後も引き続き男女平等についての理解を深めて事業を実施するよう指定管理者等へ指導します。	2	市民・こども局青少年育成課
		関係局・関係機関から依頼を受けた広報物を相談情報コーナーに設置し、性別に係わらず広く区民への情報提供に努めている。 ●男女平等推進に配慮した点 性別等に係らず、分かりやすい配置をしている。	B	引き続き、区民への情報提供について分かりやすい環境を整えていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		パンフレット等の配布依頼があった場合、情報コーナーに設置し区民への情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 関心を持ってもらえるよう情報の提供に配慮した	A	各種パンフレットに設置の目的及び日時等を考慮し、区民の利便性及び満足度を高めるために、情報提供に努めていく必要がある。	2	川崎区役所地域振興課
		他局及び区役所から依頼を受けた資料等について、情報提供コーナーを1階エレベーター前の人の目に触れやすいスペースに設け、市民へ情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 多くの人の目に触れ、関心を持ってもらえるようなスペースを確保した。	B	継続的に情報提供を行い市民の理解を深めていくことが必要です。	2	幸区役所総務課
		昨年度に引き続きカウンターやパンフレットラックに各種啓発チラシを配架し、区民に周知した。 ●男女平等推進に配慮した点 分野ごとにチラシを配架し、啓発方法の工夫を図った。	B	引き続き、男女平等推進への理解を深めるため、カウンターやパンフレットラックに各種啓発チラシを配架することによる啓発活動を行なっていく。	2	中原区役所地域振興課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
69	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	機会があった時に男女平等推進について、情報提供を行うよう努めた。	B	男女平等の視点をもつことができるような、資料等を積極的に市民の目にとまる場所へ配架していく。	2	高津区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 男女平等の視点に配慮した資料を積極的に市民の目に留まるよう、努めた。				
		会議やイベント実施会場等で、情報提供を行った。	B	引続き、意識啓発を図る。	2	高津区役所地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 情報担当の資料コーナーを活用し、区民の意識啓発を図った				
		チラシやパンフレット等を庁内に配置することにより、学習機会の提供及び情報提供を行った。	B	引き続き庁内にチラシ等を配置して、学習機会の提供や情報提供を行っていく。	2	宮前区役所総務課
		地域振興課窓口にはチラシを設置し、区民へ情報提供を行った。	B	引き続き地域振興課窓口にはチラシを配置して、区民へ情報提供を行っていく。	2	宮前区役所地域振興課
		情報資料コーナーに男女平等推進に関する資料を配架し、情報提供を行った。	B	引き続き積極的に資料やパンフレットの配架に努めている。	2	多摩区役所総務課
		パンフレットの配付依頼等があった場合、会議等で配布した。 それ以外にもカウンターなどにパンフレットを置き、区民に広く周知した。	B	引き続き積極的にパンフレットの配布等により、男女平等に対する理解をより深めていく。	2	多摩区役所地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 メンバー改選の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。				
70	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの提供等を通じて、市民の男女平等に関する学習の機会を提供します。	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」を11事業実施した。	A	引き続き、男女平等推進学習を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた学び合いを促進する。	2	教育委員会生涯学習推進課
		●男女平等推進に配慮した点 コミュニケーションや防災、就労、子育てをテーマに男女が共に考えるものから、男女共同参画に関する制度や国外の事例を学ぶものなど、様々な角度から男女平等に関する学習機会を提供した。				
		○パンフレット等の配布依頼があった場合、会議等で配布するなどの対応をとった。 ○窓口カウンターなどにパンフレットを置き、情報提供を行った。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策30	事業所における男女平等に関する研修への支援					
71	男女平等推進のための企業研修等の講座の開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	男女共同参画センターにおいて、市内工業団体事務局長会議を開催し、事業所における女性の活躍推進のための就労継続者への取材先紹介、企業連携講座の実施、カジダンイクメンイクジイ写真展などの実施、パープルリボンのしおり設置協力など男女平等推進のための広報や出前講座などでの連携を図った。	A	①市内工業団体事務局長会議を開催し、事業所における女性の活躍推進のための就労継続者への取材、若者・女性の活躍推進を目的としたポジティブアクション、働きやすい職場環境づくりの支援につなげる提案等を行う。 ②事業所等とのコラボレーション講座&イベントの開発・実施 ③出前講座や研修・講師派遣の展開	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		○情報誌「かわさき労働情報」において、「男女雇用機会均等月間」啓発や、「男女平等かわさきフォーラム」、「かわさき人権フェア」の案内の記事を掲載した。 ○「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとして取り上げた。	A	紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。 「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げる。	2	経済労働局労働雇用部
72	「川崎労働学校」において、男女平等に関するテーマを取り上げます。	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとして取り上げた。	A	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げる。	2	経済労働局労働雇用部
施策31	事業所における男女平等に関する研修への支援					
73	男女平等推進及び施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	市職員を対象に階層別研修（新規採用職員、若手職員、中堅職員、技能・業務職員、新任係長、新任課長）において、男女平等推進など、川崎市の人権施策に関する研修を計画・実施した。	A	今後とも取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				
		5月15日に広報広聴主管者会議において、男女平等の視点に配慮した公的広報の作成について周知した。また、11月28日に若手職員研修で男女平等推進施策やセクハラ・パワハラについて研修した。	A	今後も職員を対象とした研修を継続する。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		社会教育職員を対象に、市の人権施策に関する理解を深める研修を実施するとともに、男女平等推進学習の担当者会議において、よりよいプログラムづくりや運営方法について検討を行った。	A	引き続き、全ての社会教育振興事業において男性も女性も参加しやすいテーマ設定を目指すことができよう、職員の人権意識の向上に向けた研修に取り組む。	2	教育委員会生涯学習推進課
		●男女平等推進に配慮した点 社会教育職員の基本的な姿勢として、男女平等推進の視点を常に持つように働きかけた。				
74	管理職を対象とした研修を実施します。	管理職を対象とした新任課長研修で、男女平等意識の醸成を図るための研修を実施した。	A	今後とも取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
74	管理職を対象とした研修を実施します。	平成24年度の男女共同参画推進員を各局2名ずつ（庶務担当課長を含む）任命した。5月に川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会男女平等施策推進部会と男女共同参画推進員連絡調整会議を合同で開催した。また、2月にも連絡調整会議を開催し、庁内の男女平等推進施策の状況について、情報共有をした。	B	推進員連絡会議等を通じて、管理職への研修機会をとらえて実施する。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
75	男女共同参画推進員を対象とした研修を実施します。	5月と2月に推進員連絡調整会議を実施し、「公的広報の手引き」に関する説明や庁内の男女平等推進施策の状況等について、研修を実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 各局に男女1名ずつ男女共同参画推進員を配置している。	B	会議等を通じて、男女共同参画に係る施策や推進員の役割について研修を実施していく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
76	審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。	特別な取り組みはしていません。	C	引き続き局内所管審議会等において、委員に対して男女平等の視点の共有を促すよう要請していきたい。	2	総務局庶務課
		各課へ、男女平等に関する資料提供を行い、各事業における委員等の選任にあたり、男女比率への配慮を求めた。	B	今後も引き続き、男女平等推進等施策に関する情報提供を行い、男女平等に関する啓発を行う。	2	総合企画局広域企画課
		審議会に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を図った。	A	局内各課所管の審議会等において、男女平等の視点の共有を促すよう要請していく。	2	財政局庶務課
		審議会委員に対し、男女平等施策に関する資料の提供を行うよう推進した。	A	今後も資料の提供を充実させ、男女平等施策に対する周知啓発に努めていく。	2	市民・子ども局庶務課
		男女平等推進施策に係る情報提供を各課へ行き意識啓発、理解を深めることに努めた。	B	今後も機会を捉えて、審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を図る。	2	経済労働局庶務課
		既に環境審議会の委員は、男女平等の視点を共有できており、特に伝えるべき情報がなかったため、特段の取組は行っていない。	E	必要な情報があれば、機会を捉えて、男女平等の視点の共有を促すために情報提供を行っていく。	2	環境局庶務課
		局内広報連絡会を通じ、ガイドラインの周知及び活用について図るよう働きかけた。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等施策に関する情報についての情報共有を図った。	B	引き続き、局内広報連絡会を通じて、男女平等施策に関する情報を共有しながら、意識啓発を行っていく。	2	健康福祉局庶務課
		女性比率が向上するよう選出の際は所管課に働きかけ、女性委員の参加向上に努めた。	B	職に対する委員選任もあり難しいが、今後とも女性委員の参加向上に努めていく。	1	まちづくり局庶務課
		特別な取り組みはしていません。	E	局内所管審議会等において、男女平等の視点の共有を促すよう要請していきたい。	2	建設緑政局庶務課
		審議会委員選任時に情報提供等の働きかけを行った。	E	引き続き、審議会委員選任時には配慮を行う。	2	港湾局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
76	審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。	審議会等委員への直接的な情報提供は行っていない。	C	今後、男女平等推進施策に関する情報提供を幅広く行い、男女平等の視点への共有を図っていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		男女平等推進施策に係る情報提供を各課へ行き意識啓発、理解を深めることに努めた。	B	今後も、機会を捉えて男女平等推進施策に係る情報提供を通じ、視点の共有を図っていくことが必要だと考えます。	2	幸区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 速やかな情報提供を行い、視点の共有を図った。				
		審議会開催の際、男女平等に関する情報提供を行い、視点・意識の共有を図った。	B	審議会等委員の女性比率のさらなる向上を図るため、引き続き情報提供に努める。	1	高津区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 委員・役員の改選の際、男女比率に配慮するよう所管課に周知した。				
		各事業における委員等の選任にあたり、男女比率に配慮するよう機会を捉え、各所属へ周知依頼を図った。	B	機会を捉え、情報提供等を行い、男女平等の視点への共有を図っていく必要がある。	2	宮前区役所総務課
		各事業の委員の選任にあたり男女比率への配慮を求めた。	B	各会議開催の際、各担当者・参加者に対し男女平等推進等施策に関する情報提供を行い、理解を求めていく。	2	多摩区役所総務課
		○審議会等の委員に、男女平等政策に関する情報提供を行った。	B	引続き、委員等への情報提供を行っていく。	2	麻生区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 審議会の開催に際し、常に男女平等に配慮できるよう、情報提供をしている。				
		審議会等の開催に際し、男女それぞれの選任された委員に出席してもらい、議事進行においては男性・女性の委員からそれぞれ意見を何うように配慮し、又は配慮を求めた。	B	審議会等開催・進行の際、引き続き男女の立場から施策の理解や意見を求めていくよう配慮する。	2	上下水道局経営企画課
		各事業における委員等の選任にあたり、男女比率への配慮を求めた。	A	今後も、審議会等委員に対し男女平等施策等の情報提供を行っていく。	5	交通局庶務課
		審議会等における協議事項等の中で、男女平等の視点に配慮すべき事項がある場合には事務局からその旨を説明することとしているが、本年度においてはそのような事項はなかった。	B	引き続き、審議会等における協議事項の中で、男女平等の視点に配慮すべき事項がある場合には事務局からその旨を説明していく。	2	病院局庶務課
		専門性を有する審議会等のため増員が難しい状況にあるが、男女平等の視点の共有化に努めた。【救急課】【危険物課】	B	専門性を有することから女性委員の参画が少ない状況だが、委員改選時には推薦団体に対して女性の参加が得られるよう働きかけていく。	2	消防局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 委員の改選時に、推薦団体等に対して継続的に女性委員の推薦を働きかけた。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
76	審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。	専門調査員に対して、積極的に男女平等に関する研修等への参加を呼びかけるとともに、関係資料の提供に努めた。	B	引続き、男女平等に関する研修等へ参加すること呼びかけ、問題意識の共有及び自己啓発を図る。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
		局内で所管する審議会等において、委員に対して男女平等の視点が共有されるよう図った。	C	引き続き、局内所管の審議会において、委員に対して男女平等の視点を共有するよう要請していく。	1	教育委員会庶務課
【基本施策9】 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実						
施策32	男女平等についての理解を深めるための取組の推進					
77	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	○川崎市男女平等推進週間（6月23日から29日）にあわせて、講座を実施した。 ○男女共同参画センターにおいてカジダンイクメン写真展を開催した。	B	○今後も引き続き関連する図書の紹介や、身近なテーマを取り上げた講座の実施などをおこなっていく。 ○区役所ロビーでの展示を実施し、パネルやポスターでの事業紹介を行う。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
78	男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報活動を実施します。	川崎駅地下街通路広報コーナーで男女平等週間の掲示（6月11日から6月24日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」の掲示を行った。	B	これからもひきつづき周知・啓発の広報を行っていく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
		関係局・関係機関から依頼を受けた広報物を相談情報コーナーに設置し、性別に係わらず広く区民への情報提供に努めている。	B	引き続き、区民への情報提供について男女平等への理解を深められるような環境を整えていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 性別等に係わらず、分かりやすい配置をしている。				
		関係局課から依頼のポスターの掲示（庁舎内及び町内会掲示板）やチラシの配付等の協力をできる限り行いました。	B	関係局課から依頼があるポスターの掲示（庁舎内及び町内会掲示板）やチラシの配付等、広報活動を継続して行います。	2	幸区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 限られたスペースを有効に活用するよう期日による優先順位等で掲示に工夫を施した。				
		昨年度に引き続き関係部局等から提供された広報物等を、区役所資料展示コーナー等で配布した。	B	依頼があった場合は、市民の目にふれやすい広報などを意識し、理解を深めてもらうよう工夫する。	2	中原区役所総務課
		男女平等の理解に繋がる広報を区役所として積極的に行った。	B	区役所を始めとした公共施設において、積極的に男女平等への理解を深めるための広報活動を行っていく。	1	高津区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 性差による不平等を感じる掲示物を掲示しない等、注意をはらった。				
庁内の配架棚等を利用し、広報を行った。	B	引き続き、庁内のチラシ等の配架棚等により、区民へ情報提供を行っていく。	2	宮前区役所総務課		
関係部署が男女平等に関する事業を実施する際、アトリウムや掲示板の使用承認、チラシの配架承認を行い、活動の促進を図った。	B	今度も、引き続き施設提供を実施する。	2	多摩区役所総務課		

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
78	男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報活動を実施します。	○来庁者の見やすさを心がけ、ポスターの掲示やちらしの配布等を行っている。	B	来庁者に対する広報活動を継続して行っていく。	2	麻生区役所総務課
		ポスターや掲示物、チラシ等の配布を行い、意識啓発を図った。	B	引き続き、意識啓発のための広報活動を進めていく。	2	教育委員会庶務課
		社会教育施設内での関係機関、関連事業のポスター・チラシ等資料の掲出・配布に努めるとともに、施設で開催する関連主催事業において、参加者への資料配布・広報に努めた。	A	引き続き、男女平等の推進に向けた広報活動に協力し、市民への啓発を行っていく。	2	教育委員会生涯学習推進課
79	男女平等に関連する図書・映像資料等の文化資源を、市民が活用できるよう整備します。	男女平等週間事業（ビデオ上映） 期間 6月27日・28日 会場 ミニホール 時間 14:00～16:00 作品 「現代日本のあゆみ 男女同権」、「差別戒名への旅」、「老いの村 伊那谷からの報告」 ●男女平等推進に配慮した点 女性の社会参加の歴史と世相を映像で学ぶ場の提供を行った。ビデオ上映の内容にふれて、映像で学ぶ場の提供を行った。	A	引き続き、男女平等の意識啓発を行う場として、貸館等、市民ミュージアムの施設を提供していく。	2	市民・こども局市民ミュージアム
施策33		啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施				
80	男女平等の理解を深め効果的に推進するために、市民へのアンケート等の調査を実施します。	かわさき市民アンケートにおいて、男女共同参画に関連する言葉の認知度や育児休業の取得に関する意識等について調査した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女問わず、有効な回答が得られるような設問設計を心がけた。	A	男女平等推進週間や男女共同参画にかかるイベントの開催時など、機会をとらえてアンケートを実施する。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策34		市の広報資料における表現の点検				
81	広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底を図ります。	男女共同参画推進員連絡調整会議において、手引きの説明を行った。また、広報資料について、各課から個別に相談があった場合には、手引きに基づき、資料作成についてアドバイスした。 ●男女平等推進に配慮した点 広報資料を確認する際には、性別に基づく固定的なイメージにとらわれない表現に配慮した。	A	男女共同参画推進員を通じて、庁内各課に手引を配布し、手引を活用した男女平等の視点についての周知啓発に努める。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
82	広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	人権・男女共同参画室作成の手引きに則り、男女平等の視点に配慮している。	C	引き続き局内事業に男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していきたい。	2	総務局庶務課
		広報資料の作成実績なし。	E	今後、広報資料を作成する際は男女平等推進の視点に配慮する。	2	総合企画局企画調整課
		「表現の手引」を活用し、男女平等の視点に配慮しながら刊行物の作成・発行にあたった。 ●男女平等推進に配慮した点 刊行物の作成の際は、「表現の手引」に基づき表現に配慮した。	B	局内での「表現の手引」の周知を図り、引き続き男女平等の視点に配慮した刊行物の作成・発行にあたる。	2	財政局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
82	広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	刊行物作成にあたっては、男女平等推進の視点に立った表現への配慮に努めた。	A	今後も引き続き配慮を行っていく。	2	市民・子ども局庶務課
		推進会議の資料等を配布し、差別的表現がないように配慮するよう周知を図った。	A	引続き、所管課へ周知を行ない、差別的表現がないよう職員への啓発を図る。	2	経済労働局庶務課
		局内にガイドラインの周知を再度行い、男女平等の視点から刊行物の内容確認を行った。	B	引き続き局内で「ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、男女平等の視点について職員への意識啓発を行っていく。	2	環境局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 男女平等推進の視点から刊行物の作成にあたるよう促した。				
		局内にガイドラインの周知を行なうと共に、活用について働きかけた。	A	引続き、男女平等施策に関する情報について共有をしながら、意識啓発を行っていく。	2	健康福祉局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 男女平等施策に関する情報について、情報共有を図った。				
		広報資料配布物、パンフレット等に差別的表現がないように配慮を行った。	A	今後も「公的広報の作成に関する表現の手引」を参考に継続して配慮し、局内への浸透を図る。	2	まちづくり局庶務課
		刊行物作成の際には男女平等の視点に立ち、差別的表現がないように配慮を行った。	A	刊行物作成の際には「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引」を活用し、男女平等推進の視点に立った表現に配慮するよう、必要に応じて局内へ周知・指導を行う。	2	建設緑政局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 刊行物作成にあたり、男女平等の視点に立った点検を実施した。				
		刊行物作成、広報を行うにあたり、差別的表現のないよう配慮をおこなった。	E	引き続き配慮を行っていく。	2	港湾局庶務課
		人権・男女共同参画室作成の手引を総務課ホームページに添付し、新規刊行物を作成する際は男女平等の視点に立った表現を行うよう、区役所内各課へ依頼した。	A	引き続き、男女平等推進の視点への配慮を促していく。	2	川崎区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 刊行物作成にあたり、男女平等の視点に立った表現を行うよう配慮を依頼した。				
		ガイドラインの主旨に沿い、各種事業広報ポスター等に世代・性別を考慮した写真・イラストを使用しました。	B	今後も、男女共同参画室作成のガイドラインの主旨に沿って、差別的表現がないように配慮していきます。	2	幸区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 各種広報ポスター等を多くの方に見てもらうため、より多くの施設へ配布した。				
		手引きに沿った刊行物の作成を行うよう、各課に周知した。	B	今後も広報資料作成の際は、手引きの内容に注意するよう指導していく。	2	高津区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 男女平等推進の視点から刊行物の作成にあたるよう促した。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
82	広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	各所属へガイドラインの周知を行うことができなかった。	D	機会を捉え、ガイドラインの周知を行い、男女平等の視点に配慮していく。	2	宮前区役所総務課
		各所属へ周知を行い、ガイドラインの順守を促した。	B	引き続きガイドラインの周知を行う。	2	多摩区役所総務課
		刊行物作成にあたり、ガイドラインに沿って差別的表現に配慮した。	B	今後ともガイドラインを活用し、差別的表現に配慮していく。	2	麻生区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 ガイドラインを積極的に活用している。				
		各所属で発行した刊行物とも男女平等推進の視点に立った点検を実施した。	A	引き続き、ガイドラインに沿った配慮をしていく。	2	上下水道局サービス推進課
		本年度は刊行物の作成に当たって差別的な表現が問題となったことはなかった。	A	継続的な取組が必要であるので、これからも引き続き取組を続けていく必要があると考える。	5	交通局庶務課
		手引きの周知・活用について推進した。	A	引き続き、手引きの周知・活用について推進していく。	2	病院局庶務課
		刊行物の作成には、差別的表現がないよう考慮した表現とした。また、ホームページの作成及び更新の際、手引きを参考にして掲載した。【庶務課】	B	広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	2	消防局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 刊行物作成及びホームページ更新時においてジェンダーフリーを考慮した表現としている。				
		人権・男女共同参画室作成の手引を参考に、ポスター等の広報物の作成を行った。	B	引き続き、男女平等推進の視点に立った広報を実施する。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
		男女平等の視点を考慮しながら、差別的表現の見直しを徹底し、刊行物等の作成を行った。	B	引き続き、男女平等の視点を考慮し、差別的表現の見直しを徹底させ、ガイドラインの周知を図る。	2	教育委員会庶務課
		実施していない。	E	現在のところ該当する刊行物等の発行予定はないが、引き続き職員の意識啓発を行い、文書等を作成する際には配慮を行う。	4	選挙管理委員会選挙課
		刊行物の作成にあたって、差別的表現がないよう配慮を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 手引きを活用し、差別的表現がないよう点検を行った。	A	今後も、刊行物の作成にあたっては手引きを活用し、男女平等推進の視点を配慮していく。	2	人事委員会調査課
		格差や差別的な表現の記載のないよう注意した。	A	継続して「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図る。	2	議会局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
83	広報資料に関する、男女平等推進の視点に立った市民からの意見聴取を行います。	男女共同参画センターにおいて利用者向けアンケートを通じて広報資料の見易さや館内掲示の分かりやすさに関して意見を集めた。	B	広報資料に関する利用者や市民からのご意見をいただけるようにアンケートを実施し、その印象等の変化に応じて改善等をはかる。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		広報モニター委員に市の広報について、さまざまな観点から意見を聴取した。その際、男女平等推進の視点で特に不適切との意見はなかった。	B	広報モニター委員に男女平等関連のパンフレット等を配布し、引き続き市の広報について男女平等推進の視点を踏まえた意見を聴取する。	2	市民・こども局シティセールス・広報室
		●男女平等推進に配慮した点 男性委員、女性委員ともにそれぞれの立場で率直な意見を発言できるような進捗を行った。				
【基本施策10】 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進						
施策35	市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力(メディア・リテラシー)」の向上への支援					
84	情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じ、市民及び事業者の活動を支援します。	○男女共同参画センターにて、男女共同参画時事セミナー、基礎セミナーを実施し、情報の読み解きなどに関する講座を開催した。 ○男女共同参画センターの情報提供室を無料で開放し、パソコン、インターネットが利用できる環境としている。 ○男女共同参画センター利用団体及びサークル等の活動紹介や広報のため、広報掲示板や交流室等における情報提供コーナーをさらに充実させた。 ○男女共同参画センターの広報誌「すくらむ21通信」において男女共同参画に関わる書籍を紹介した。	B	より効果的で、リテラシー能力の向上につながる講座や広報、環境整備を実践していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策36	高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進					
85	広報紙、テレビ、ラジオ、Webなど、さまざまな広報媒体を通じて市政情報を発信します。	多くの市民へ発信する情報に男女平等推進の視点や、その他人権配慮の観点から不適切な表現のないような広報を行った。 また、紙面や広報番組の中で、男女平等推進週間や関連イベントについて扱うなど、男女平等推進に関する広報を所管課と協力して行った。 ●男女平等推進に配慮した点 不適切な表現のないよう、複数の職員でチェックし広報を行った。	B	今後も引き続き市の広報について、男女平等推進や人権尊重の観点から不適切な表現のないよう広報を行っていく。 また、所管課と協力し、男女平等推進に関する広報を行う。	2	市民・こども局シティセールス・広報室
86	母子家庭等への支援に向け、紙媒体による情報提供のほか、IT等による情報提供サービスを充実します。	男女共同参画センターにおいて講座参加費用、保育料などの母子家庭への減免措置について、近隣市の状況について情報収集した。	B	母子家庭等への支援に向け、紙媒体による情報提供のほか、IT等による情報提供サービスの充実に努めます。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		母子家庭等への支援に向け、母子福祉センターや就業など各種講座等についてチラシ配付や市政だより等への広報を行った。	B	母子家庭の母を中心に女性を対象とした講座を実施するほか、関係する情報を満遍なく提供できるよう、情報提供に関するサービスを行う。	2	市民・こども局こども福祉課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅳ 推進体制の充実						
【基本施策11】 市民・市民団体等との連携の促進						
施策37		「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実				
87	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	3月20日に市とかわさき男女共同参画ネットワークの主催で、男女平等かわさきフォーラムを開催した。 ●男女平等推進に配慮した点 祝日の開催であるため、男性の参加や家族での参加を意識的に呼び掛けた。	B	今後もネットワークとの連携を強め、ネットワーク参加団体や市民に向けた活動を推進する。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
88	ホームページ等を活用した「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動内容の周知・広報を充実します。	市ホームページ及び男女共同参画センターホームページにおいてネットワークの概要及び参加団体の取組について掲載した。 フォーラムの開催時やアゼリア広報コーナーでの掲示期間において、ネットワークの活動についての資料を展示し、周知・広報に努めた。	A	ホームページ等で男女共同参画ネットワークや、男女共同参画に関連する情報を提供できるように整備していく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
施策38		市民・市民活動団体等との連携や様々なネットワークを活用した男女共同参画の推進				
89	市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。	協働を含む市民活動に関する相談・研修等を公益財団法人かわさき市民活動センターの事業として実施しており、市として、財団全般の事業の充実が図られるよう、センターを通じて支援を行った。 また、男女共同参画を含む市民活動団体と行政が協働で事業を行う「協働型事業」についての基本的な考え方等を示した「協働型事業のルール」の周知を図った。	A	公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、施策個々の充実とともに市民活動支援指針との整合性を図りながら、総合的市民活動支援施策としての確立を推進する。 また、協働型事業のルールに沿って、協働型事業の推進を図る。	2	市民・子ども局市民協働推進課
		○男女共同参画センターの協働事業として企画を選定し、講座を実施した。 男女共同参画に関わる講座や、男性の子育て支援や地域参画を推進する講座、女性のキャリア支援などの講座を実施した。 ○市民講師事業、ステップアップ事業を実施し、講師としての市民の活躍を支援した。	A	これからも様々な分野で活動する市民・市民団体等と連携し、男女共同参画の推進に貢献していく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
		市民・市民活動団体等が求めていることは活動への支援であるので、そちらに重点を置いた事業を実施している。 ●男女平等推進に配慮した点 担当する市民・市民活動団体の求めているものは、活動への支援であるので、支援に重点を置いている。	E	引き続き男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体を含めた各種支援を行う。また、その実施にむけた情報収集を行う。	2	川崎区役所地域振興課
		健康づくり・介護予防など地域で活動するボランティア養成を行った。	B	今後とも地域福祉活動に男性も参加していくための取り組みが継続的に必要である。	2	川崎区役所地域保健福祉課
		ネットワーク会議の課題別部会を3部会から4部会に拡大し、地域課題の支援対策の充実を図った。	A	子ども支援室の業務はネットワークの強化が謳われていることから、さらに地域のニーズの把握に努め、ネットワークの拡大を模索する	1	川崎区役所子ども支援室

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
89	市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。	男性自主グループが実施する6回の料理教室について、食生活改善推進員による指導、区栄養士による料理のレシピ提供や助言を行った。	B	料理教室をととして男性の食の自立を促すとともに、自分にあつた量を知り調理できるように、食生活改善推進員と協力して支援する。また、会員の入れ替わりも多く、初心者参加もあるため支援を必要とする。	2	中原区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した点 料理を通じて男性の食の自立をめざした。				
		事務局として、市民活動団体・地域団体と連携し、その活動を支援する中で、機会があれば活動の実態把握や必要な情報提供などを行った。	B	引続き、実態把握に取り組むとともに、情報提供に努め、意識啓発を図る。	2	高津区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 各団体の事務局として活動する中で、実態把握等の機会があれば活用した。				
		男女とも参加しやすいように初歩的な料理教室や各種グループ活動を実施。	B	事業によっては、男性の参加者が増加。男性が参加しやすい事業や広報の工夫などを引続き行う。	2	高津区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した点 男性の参加者が少ないので、男性も参加しやすいよう事業内容を工夫した。				
		附属機関、協議会等で各種地域活動等において男性、女性ともに参加できる環境づくりについて検討した。	B	引き続き、各種事業の推進において男女共同参画の視点を持って取り組む。	2	宮前区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した点 事業等で、参加者が特定の性別に偏らないよう配慮した。				
		多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 メンバー選出の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。				
		多摩区みんなの公園体操運営委員会、多摩区いきいき体操運営委員会、健康ウォーキング推進委員会の各委員会の活動支援を行っている。	A	継続して男女が共に参画して健康づくり、介護予防のための体操やウォーキングを取り組めるよう、各委員会の取り組みも支援していく。	2	多摩区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した点 「健康フェスタ」で団体による活動報告、パネル展示を行い、性別に関わらず地域で参加できる場があることを紹介した。				
		・市民活動団体と協働で実施した親子の育児園事業について、土曜日に開催するなど父親の参加を促進する取組を行った。	A	継続して実施	2	多摩区役所 こども支援室
		市民活動団体等と協働で事業を実施する場合、依頼があれば関連資料等で、啓発を促した。	B	引き続き男女共同参画への取組をする。	2	麻生区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 啓発物を用い、関係者の啓発に努めた。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
89	市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。	24年度以降は企画課所管の麻生区地域課題解決型提案事業に統合		24年度以降は企画課所管の麻生区地域課題解決型提案事業に統合。	4	麻生区役所地域保健福祉課
		麻生区子ども関連ネットワーク会議に関わる関係団体対象に子ども、子育ての催し、研修会や講演会を行った。	B	引き続き男女共同参画の推進を意識して事業を行う。	2	麻生区役所こども支援室
		●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画について意識して実施。				
		教育文化会館・市民館において実施する男女平等推進学習における市民企画委員の募集や、市民や市民団体の提案により実施する市民自主事業を通して、市民館事業への市民の参画と協働による事業実施を促進した。	A	引き続き、市民・市民活動団体等との協働による学習の企画実施をおこなう。	2	教育委員会生涯学習推進課
		●男女平等推進に配慮した点 市民の主体的な学習となるよう努めた。				
90	市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。	市として、情報の提供を含む、公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、財団への支援を行った。	A	市として、公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、施策個々の充実とともに市民活動支援指針との整合性を図りながら、総合的市民活動支援施策としての確立を推進する。	2	市民・こども局市民協働推進課
		市民館の男女平等推進学習にて男女共同参画に関連する講座を出前形式で開催した。	B	男女共同参画共同事業や市民講師事業などで講師として市民に向き合う人々が、自身の持つコンテンツと男女共同参画とのつながりを考え、それを内容に反映できるよう講座参加機会を確保し、出席を奨励する。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		市民活動コーナー利用者（市民・市民活動団体）の会議を定期的に開催しているが、性別に捉われない活動ができるよう支援を行っている。また、参加する団体の代表者は女性の比率が高い。	E	市民・市民活動団体のニーズを見極めて、必要性があれば普及への取り組みをしたい。	2	川崎区役所地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 行政側と連携する以前に、現在でも女性の進出は進んでいる。				
		健康づくり・介護予防など地域で活動するボランティア養成を行った。	B	今後とも地域福祉活動に男性も参加していくための取り組みが継続的に必要である。	2	川崎区役所地域保健福祉課
		ネットワーク会議の課題別部会を3部会から4部会に拡大し、地域課題の支援対策の充実を図った。	A	こども支援室の業務はネットワークの強化が謳われていることから、さらに地域のニーズの把握に努め、ネットワークの拡大を模索する	1	川崎区役所こども支援室
		男女共同参画活動関係のチラシ等を窓口やロビーに設置し、活動の周知に努めました。	A	引き続きチラシ等を設置し活動の周知に努めます。	2	川崎区役所大師・田島支所区民センター

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
90 市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。	子ども支援ネットワーク会議を3回開催すると共に、「あり方・生き方プロジェクト」2件、中高生プロジェクト1件を通して、男女が共同して地域を意識した活動を行った。	A	継続実施	2	中原区役所 こども支援室
	様々なイベントや会議等を市民団体と協働で実施するうえで、男女平等の参加に配慮した取り組みを実施する。 ●男女平等推進に配慮した点 会議等における男女平等の参加に配慮した呼びかけを行なった。	B	様々なイベントや会議等を市民団体と協働で実施するうえで、男女平等の参画に配慮した取り組みを実施する。	2	高津区役所 企画課
	事務局として、市民活動団体やネットワークの活動を支援する中で、必要に応じて団体内部の実態把握や情報の提供などを行った。 ●男女平等推進に配慮した点 パンフレット配布等情報提供依頼があれば、会議や相談情報担当の窓口等を活用した。	B	引続き、事務局として、地域の活動を支援するなかで実態把握に取り組むとともに、情報提供に努め、意識啓発を図る。	2	高津区役所 地域振興課
	「高津区健康づくりのつどい」の参加者における男女の割合が、昨年度は1:4に対し、今年度は1:3に男性参加者率が増加した。 ●男女平等推進に配慮した点 イベントの内容を家族で参加しやすいものに工夫した。	B	60代・70代の女性会員が多いので、その家族やネットワークを大事に充実させ、男女共同参画の視点をもった事業内容になるよう協働していく。	2	高津区役所 地域保健福祉課
	橘地区連合自治会町会長会議において、男女共同参画への取組みを周知する機会を設定した。	C	町内会・自治会や各地域団体等と連携し、男女共同参画の視点の普及に努める。	2	高津区役所 出張所
	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等にも、他の市民・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮している。	B	引き続き、男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等にも、他の市民・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮していく。	2	宮前区役所 企画課
	各種附属機関、協議会等で数多くの女性に参加してもらい、意見をいただくことができた。 ●男女平等推進に配慮した点 委員推薦等にあたり女性の積極登用を呼びかけた。	B	引き続き女性委員の登用に努める。	2	宮前区役所 地域保健福祉課
	女性比率向上のため、各種団体への情報提供等を行い、女性の積極的な参加を促した。	C	市民が目につく庁舎掲示板や、市民活動団体が使用する活動スペース等に、ポスターの掲示を行い、男女共同参画の視点の普及に努める。	2	宮前区役所 出張所
	多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。 ●男女平等推進に配慮した点 メンバー選出の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所 地域振興課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
90	市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。	健康づくり、介護予防に取り組んでいるグループが、地域毎に町会、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ等と連携・協力しながら、すこやか活動を推進した。	A	継続して男女が共に参画して地域ぐるみですこやか活動を推進していけるように各団体の取り組みを支援していく。	2	多摩区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した性別にかかわらず、地域ぐるみで健康づくり、介護予防に取り組んでいける活動であることを伝えている。				
		事務局となっている事業の実行委員会や運営スタッフ等については、実際に子育て中の母親が子連れで参加したり、事業当日は多くの父親や母親が子どもと共に参加がみられた。	A	継続して実施していく。	2	多摩区役所 こども支援室
		●男女平等推進に配慮した点 事業実施日については休日とし、男女問わず親子連れでの参加可能としている。				
		区民会議や地域課題対応事業を通じた市民活動団体等との連携の際は、女性比率向上の配慮を呼び掛けた。	B	審議会・協議会や各種事業を展開する上で、引き続き、女性の参加比率向上についての配慮を関係団体等に依頼し、男女平等の推進を図っていく。	2	麻生区役所 企画課
		市民・市民活動団体等と協働で事業を行う際、依頼があれば、関連資料などを配布する等、男女共同参画の視点の普及に努めた。	B	引き続き男女共同参画の視点の普及に努めていく。	2	麻生区役所 地域振興課
		昨年同様、地域包括支援センターと協働し、地域懇談会を平成24年度2回開催した。平日の午後の開催であったが、男性の参加もあり、活発な意見交換ができた。	A	地域福祉をテーマに小地域の地域懇談会を開催する。 男女の共同参画を意識しつつ、懇談会に参加しやすい工夫をする。	2	麻生区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した点 小地域（民生委員地区割り）にて懇談会を開催し、幅広い関係者に参加を呼びかけた。				
		麻生区子ども関連ネットワーク会議の中で男女共同参画の視点に立ち、それぞれが意見を出しやすいよう工夫し、関係団体や関係機関の意見交換が充実した。	A	麻生区子ども関連ネットワーク会議の委員の改選に伴い、参加する委員の選出は男女の比率を意識して行う。	2	麻生区役所 こども支援室
●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画の考えを意識して会議を実施した。						
	教育文化会館・市民館における学級講座の実施や、学級講座の企画運営への市民の参画、市民団体への支援を通して、市民相互の理解と共に生きる関係づくりを進めた。	A	引き続き、事業の実施や団体との連携を通して、市民の学びと活動を支援していく。	2	教育委員会 生涯学習推進課	
施策39 男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援						
91	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を実施します。	公益財団法人かわさき市民活動センターの「かわさき市民公益活動助成金」は、男女共同参画を含む全領域の市民活動を対象としており、助成金交付団体数は安定的に推移している。市として、財団全般の事業の充実が図られるよう、センターを通じて支援を行った。	A	市として、公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、施策個々の充実とともに市民活動支援指針との整合性を図りながら、総合的市民活動支援施策としての確立を推進する。	2	市民・こども局市民協働推進課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
91	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を実施します。	男女共同参画センターにおいて協働事業などを通じ、市民活動団体の活動を支援した。	B	支援の一環として、ホームページなどでの広報支援などを検討する。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
		子育てを見守り応援するこにちは赤ちゃん訪問員の募集において、男女問わず、参加を募った。	B	こにちは赤ちゃん事業がより地域に根ざし、地域の見守り体制が充実するように、男性も訪問員になりやすいよう配慮しながら、機会をとらえて訪問員の新規募集を行っていく。	1	市民・子ども局子ども家庭課
		●男女平等推進に配慮した点 男性訪問員の参加につながるよう、呼びかけを行うとともに、現在活躍している訪問員向けフォロー研修を実施し、男性訪問員が存在することの意義を伝え、継続を支援した。				
		○男女平等参画を含めた各種活動に対する支援を行ってきた。	E	引き続き男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体を含めた各種支援を行う。また、その実施にむけた情報収集を行う。	2	川崎区役所地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 特になし				
		健康づくり・介護予防など地域で活動するボランティア養成を行った。	B	今後とも地域福祉活動に男性も参加していくための取り組みが継続的に必要である。	2	川崎区役所地域保健福祉課
		ネットワーク会議の課題別部会を3部会から4部会に拡大し、地域課題の支援対策の充実を図った。	A	子ども支援室の業務はネットワークの強化が謳われていることから、さらに地域のニーズの把握に努め、ネットワークの拡大を模索する。	1	川崎区役所子ども支援室
		男女共同参画活動関係のチラシ等を窓口やロビーに設置し、活動の周知につとめました。	A	引き続きチラシ等を設置し活動の周知につとめます。	2	川崎区役所大師・田島支所区民センター
		市民提案型事業（おと絵がたりの講演）の活動支援を行なった。	B	事業完了。	2	中原区役所子ども支援室
		●男女平等推進に配慮した点 町内会長等が出席する会議においても、適宜チラシの配布等を行った。				
		男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援・連携等も視野に入れ、男女共同参画センターとの連携を図る。	B	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援・連携等も視野に入れ、男女共同参画センターとの連携を図る。	2	高津区役所企画課
		●男女平等推進に配慮した点 区の協働提案事業の募集にあたり、男女共同参画センターでの配布を実施した。				
		事務局として、市民・市民活動団体と連携して活動する中で、資料やパンフレット配布等の依頼があれば会議や窓口を利用した情報提供を行う等、必要に応じた支援を行った。	B	引き続き、事務局として市民・市民活動団体と共に活動する中で、資料やパンフレット配布等の依頼があれば会議や相談情報担当の窓口を利用して区民への情報提供を行う等、必要に応じた支援をしていく。	2	高津区役所地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 団体からの依頼があれば窓口等で区民への情報提供をし、意識の啓発を図った。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
91	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を実施します。	男女とも参加しやすいように、事業ごとにわかりやすい説明を加えて、広報などの支援を行った。	B	事業によっては、男性の参加者が増加。男性が参加しやすい事業や広報の工夫などを引き続き行う。	2	高津区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した点 男女とも参加しやすい内容に配慮した。				
		男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等にも、他の市民・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮している。	B	引き続き、男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等にも、他の市民・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮していく。	2	宮前区役所 企画課
		多くの女性が参加している子育て団体や、地域活動に消極的といわれる男性を中心にした活動団体等の広報を行った。	B	引き続き各種地域団体の活動支援を行う。	2	宮前区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した点 地域活動参加促進に配慮した。				
		関係するポスターの掲示や、会議時のチラシの配布を行った。また、チラシを支援コーナーで配架する等の広報活動を通して支援を実施した。	B	今後も、情報コーナーや支援コーナーにおいて、関係するチラシの配架を行い、来庁者や利用団体への情報提供を行う。	2	宮前区役所 出張所
		多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出を依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 メンバー選出の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。				
		多摩区運動普及推進員の会では、男女が共に健康づくり活動に参画できるよう、毎月健康教室を開催した。 食生活改善推進員の会では、毎月の定例会の講話の中で男性や女性に関する講話を取り入れ、偏りのないように実施した。	A	今後も継続して男女が共に健康づくり活動やボランティア活動に参画できるように支援する。	2	多摩区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した点 運動普及推進員に関しても、食生活改善推進員に関しても、性別の対象を設けずに広く参加を募った。				
		子育て中の女性のエンパワーメントとして、子育てサークルや子育て支援の市民活動団体に対し、広報面や参加・参画の呼びかけなどを随時行った。	A	継続して実施	2	多摩区役所 こども支援室
		市民活動団体等との連携では、会議や窓口を利用した情報提供を行う等の支援を行った。	B	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民活動団体等の把握に努め、引き続き連携を図っていく。	2	麻生区役所 企画課
		活動を行う市民・市民活動団体等からの依頼があれば、関連資料等を配布するなど支援に努めた。	B	今後も関連資料等を配布するなど、活動団体等の支援をしていく。	2	麻生区役所 地域振興課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
91	男女共同参画に向けた活動 に取組む市民・市民活動団体 等への支援を実施します。	地域懇談会を小地域（民生員地区）にて地域包括支援センターと2回協働実施した。災害をテーマに地域の実状、課題について活発な意見交換ができた。	A	地域福祉をテーマに小地域の地域懇談会を開催する。 男女の共同参画を意識しつつ、懇談会に参加しやすい工夫をする。	2	麻生区役所 地域保健福祉課
		●男女平等推進に配慮した点 町内会・自治会・地域活動を行っている人達にも参加を呼びかけた。				
		麻生区子育て人材バンクで地域の子育て支援の団体・区民への支援を充実させた。	B	子どもに関わる区民・団体への支援を行い、子育て支援の取組を充実させる。	2	麻生区役所 こども支援室
		●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画の内容を意識して行った。				
		川崎市地域女性連絡協議会の活動を支援するとともに、後援・共催や講師派遣等の制度により、男女共同参画に向けた活動に取り組む市民団体を支援した。	A	引き続き、市民等への必要な支援に努める。	2	教育委員会 生涯学習推進課
【基本施策12】 政策・方針決定過程への女性の参画促進						
施策40		地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり				
92	町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。	町内会婦人部へ防災についてのヒアリングを行った。	B	自治会・町内会等に対しても機会を捉え、防災を切り口に連携を図っていく必要がある。	2	市民・こども 局人権・男女 共同参画室
		住民組織調査による性別把握 公的機関等からの地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を図った。	B	町内会・自治会役員のほとんどを男性が占める状況にあるが、様々な活動を地域の女性が支えている状況を踏まえながら、役員を通じて町内会・自治会婦人部はじめ必要とする情報が広く周知されるよう努めていく。	2	川崎区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 区役所相談情報の窓口等にも広報媒体を設置するなど広報、周知に努めた。				
		昨年度に引き続き、各種啓発チラシの配布による男女平等の推進に努めた。	B	チラシやポスター等を通じて、引き続き町内会・自治会に対する啓発活動を行っている。	2	中原区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 町内会長等が出席する会議においても、適宜チラシの配布等を行った。				
		住民組織調査票の提出依頼により、役員比率の男女比把握に努めた。また、依頼があれば市民団体の会議や相談情報担当の窓口、区民活動ルームのパンフレットスタンドを利用してパンフレット配布などの情報提供を行った。	B	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、ひきつづき実態把握と啓発に努める必要がある。	2	高津区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 町内（自治）会内での男女平等に関する実態把握に努めた。また、市民団体の会議や相談情報窓口、区民活動ルームを利用した情報提供により、区民の意識啓発を行った。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
92	町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。	町内会・自治会等の住民自治活動における女性比率の向上を促進するため、前年度に引き続き、定例会議・研修会等において広報啓発等を実施した。	B	女性が町内会・自治会活動の中核を担っていくことが負担とならないよう、働きかけや情報提供を継続して行い、女性比率の向上に向けた働きかけを広報等により継続して行っていく。	2	宮前区役所地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 地域において中心的な役割を担う立場の女性に対し、参画への働きかけを行う観点から、市審議会・協議会等への派遣依頼に対し、女性を積極的に推薦するよう努めた。				
		多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出を依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 改選の機会等において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。				
93	地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します。	男女共同参画に関する啓発物を、会議や窓口で配布し、町内会等地域への理解が深まるように努めた。	B	今後も地域における女性の参画について理解が深まるよう、町会長を対象とした会議等で周知を図っていく。	2	麻生区役所地域振興課
		PTAや川崎市地域女性連絡協議会など社会教育関係団体の活動を支援し、子育て中の保護者や女性の社会参加を促進した。	A	引き続き、関係団体への支援を行い、地域での男女共同参画意識の醸成に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課
		●男女平等推進に配慮した点 男女ともに暮らしやすい社会の実現に向けて、各団体の活動を支援した。				
		男女共同参画センターにおいて、女性活躍の推進に係る講座情報の提供や、ワーク・ライフ・バランスの実現を通じた自分らしい生き方・働き方の実現を目指す講座を実施した。	B	今後も女性活躍の推進につながる講座を実施していく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
93	地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します。	関係局、関係機関からの依頼により、パンフレットやリーフレットを相談情報コーナーへ設置し、区民への情報提供に努めている。	B	女性の参画促進へ向けて継続的な情報提供に努めていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 男女に係わらず多くの区民へ向けて情報提供を行っている。				
		住民組織調査による性別把握公的機関等からの地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を図った。	B	町内会・自治会役員のほとんどを男性が占める状況にあるが、様々な活動を地域の女性が支えている状況を踏まえながら、役員を通じて町内会・自治会婦人部はじめ必要とする情報が広く周知されるよう努めていく。	2	川崎区役所地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 区役所相談情報の窓口等にも広報媒体を設置するなど広報、周知に努めた。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
93	地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します。	住民組織調査票の提出依頼により、役員比率の男女比把握に努めた。また、依頼があれば市民団体の会議や相談情報担当の窓口、区民活動ルームのパンフレットスタンドを利用してパンフレット配布などの情報提供を行った。	B	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、ひきつづき実態把握と啓発に努める必要がある。	2	高津区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 町内（自治）会内での男女平等に関する実態把握に努めた。また、市民団体の会議や相談情報窓口、区民活動ルームを利用した情報提供、女性を対象とした研修会（女性研修会）等により、区民の意識啓発を行った。				
		特別にコーナーを設ける等は行っていないが、チラシ等で女性の参画推進のための情報提供を行った。	B	引き続き、情報提供を行っていくとともに、視点到配慮した環境整備を行っていく必要がある。	2	宮前区役所 総務課
		町内会・自治会等の住民自治活動における女性比率の向上を促進するため、前年度に引き続き、定例会議・研修会等において広報啓発等を実施した。	B	女性が町内会・自治会活動の中核を担っていくことが負担とならないよう、働きかけや情報提供を継続して行い、女性比率の向上に向けた働きかけを広報等により継続して行っていく。	2	宮前区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 地域において中心的な役割を担う立場の女性に対し、参画への働きかけを行う観点から、市審議会・協議会等への派遣依頼に対し、女性を積極的に推薦するよう努めた。				
		情報資料コーナーに男女平等参画に関する資料を配架し、区民へ情報提供を行った。	B	引き続き女性の参画について理解を深めるため、情報提供を行い、環境整備に努めている。	2	多摩区役所 総務課
		多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出を依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所 地域振興課
		●男女平等推進に配慮した点 改選の機会等において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。				
		啓発用チラシを資料コーナー等で配布した。	B	今後も女性の参画への理解を深めるよう、広報に協力していく。	2	麻生区役所 総務課
94	中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します	男女平等推進学習を主催する市内市民館の講座に、講師として講演を行った。	B	さまざまな組織で活躍できる女性の人材育成に貢献するための講座を実施していく。	2	市民・子ども 局人権・男女 共同参画室
		男女共同参画に関する啓発物を町会長や各種団体などでの会議、研修会や区役所窓口等で配布した。	B	今後も女性の参画への理解を深めるよう、町会長や各種団体などでの会議、研修会などで情報提供していく。	2	
		P T Aや川崎市地域女性連絡協議会など社会教育関係団体の活動を支援し、地域における女性の参画を促進するとともに、活動の活性化に向けた情報提供を行った。	A	引き続き、支援と情報提供を行っていく。	2	教育委員会 生涯学習推進課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
94	中心的な役割を担う女性の 人材育成に向け、生涯学習 等における男女平等推進学 習の機会を積極的に提供しま す	教育文化会館・市民館において、「男 女平等推進学習」を11事業実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 コミュニケーションや防災、就労、子 育てをテーマに男女が共に考えるもの から、男女共同参画に関する制度や国 外の事例を学ぶものなど、様々な角度 から男女平等に関する学習機会を提供 した。	A	引き続き、男女平等推進学習 等を実施し、学習機会の提供 に努める。	2	教育委員会 生涯学習推 進課
施策41		事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ				
95	女性管理職比率を把握し、 「かわさき労働情報」等におい て、比率の向上に向けた取組 について情報提供します。	○「川崎市労働状況実態調査」におい て育児・介護休業制度の整備状況や ワーク・ライフ・バランスの取組み状 況について調査した。 ○情報誌「かわさき労働情報」に男女 雇用機会均等月間及び均等・両立推進 企業表彰に関する記事を掲載した。 ○「働くためのガイドブック」にポジ ティブアクションについて掲載し啓発 した。	A	○今後も「川崎市労働状況実 態調査」等において、女性の 就労状況に関する調査を実施 していく。 ○「かわさき労働情報」や 「働くためのガイドブック」 等の紙面の充実及び配布先の 拡大に努め、効果的な広報を 展開する。	2	経済労働局 労働雇用部
施策42		審議会等への女性の参画促進				
96	審議会等委員の女性比率が 2013(平成25)年度までに、 35%となるようめざします。	審議会等の所管課に対して、女性比率 の向上について周知しています。	C	引き続き局内所管の審議会等 委員の女性比率の向上を目指 すよう要請していきたい。	2	総務局庶務 課
		審議会等の所管課に対し、女性委員の 比率が向上するよう、男女平等推進の 視点について周知した。	B	審議会等委員の女性比率の更 なる向上を目指し、今後も改 選の機会等において働きかけ を行う。	2	総合企画局 広域企画課
		局全体の審議会等における女性比率は 26.7%であった。 ●男女平等推進に配慮した点 全ての審議会等において最低でも1名 の女性委員に就任してもらった。	D	各課所管の審査会・検討委員 会等において女性委員の比率 の向上について周知を図って いく。	2	財政局庶務 課
		審議会等委員の選出にあたっては、女 性比率の向上に配慮するよう、周知に 努めている。	B	引き続き、審議会等委員の女 性比率35%をめざしていく。	2	市民・こども 局庶務課
		委員再選の審議会等において男女の比 に配慮するよう努めた。	B	引き続き、委員選任時に情報 提供や啓発による働きかけを 行っていく。	2	経済労働局 庶務課
		審議会委員の改選や交代がなかったた め、取組を行っていない。	E	審議会委員の改選にあたり推 薦団体へ情報提供及び女性委 員の推薦に配慮を求める等、 女性委員比率の向上に努め る。	1	環境局庶務 課
		事前協議制度の周知に努め、女性委員 の参加率の向上を目指した。 ●男女平等推進に配慮した点 審議会委員設置時に男女平等の周知を おこなった。	B	事前協議制度の周知をさらに 徹底していく。	2	健康福祉局 庶務課
		女性比率が向上するよう選出の際は所 管課に働きかけ、女性委員の参加向上 に努めた。	B	職に対する委員選任もあり難 しいが、今後とも女性委員の 参加向上に努めていく。	2	まちづくり局 庶務課
		審議会等の委員の選出にあたっては、 女性比率が向上するよう努めた。	C	職に対する委員選任もあり難 しいが、今後とも女性比率の向 上に努めていく。	2	建設緑政局 庶務課

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
96 審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざします。	審議会委員選任時に情報提供等の働きかけを行った。	C	役職に対して委嘱しているため、情報提供や啓発のみにとどまるが、引き続き、審議会選任時に情報提供等の働きかけを行っていく。	2	港湾局庶務課
	女性比率への継続的な配慮を行っている。	B	今後も審議会等委員選任時には女性比率の向上に配慮していく必要がある。	2	川崎区役所総務課
	●男女平等推進に配慮した点 女性が政策・方針決定過程に参加しやすい環境作りが進められている。				
	女性委員の比率については、前年度比率を維持している。	B	引き続き、審査会所管課へ女性委員比率の低い審議会等の委員再選時に、女性比率の向上に向けた働きかけに努める。	2	幸区役所総務課
	委員更新等に併せ、女性比率の向上を図るよう周知した。	B	引き続き、審議会所管課へ女性委員比率の低い審議会等の委員再選時に、女性比率の向上に向けた働きかけに努める。	2	中原区役所総務課
	委員選考の際、女性比率の低い審議会等の所管課へ男女平等推進の視点を考慮するよう周知した。	C	2013年度の数値目標に近づけるよう、更なる働きかけを行う。	1	高津区役所総務課
	現在の宮前区区民会議委員の男女構成は、20名のうち女性は8名（女性比率40%）。（企画課作成）	A	今後も女性比率の維持、向上に努めていく。（企画課作成）	2	宮前区役所総務課
	審議会等の委員の選任にあたり、男女比率に配慮するよう周知した。	B	今後も継続して女性比率向上に向けた働きかけを該当部署へ行っていく。	2	多摩区役所総務課
	審議会等委員の女性比率向上に関し、各課に周知している。	C	委員改選時に男女比率に配慮していく。	2	麻生区役所総務課
	●男女平等推進に配慮した点 委員の選任に際し、女性比率に配慮している。				
	協議会委員の改選を実施し、女性比率を38.5パーセント（5/13）とした。	A	引き続き、35パーセント以上を維持するように努めます。	2	上下水道局経営企画課
	審議会委員の選任などに際して、職員の意識改革を呼びかけた。	A	引き続き職員の意識改革を行うことと、男女平等推進の視点を加味することが必要であると考える。	5	交通局庶務課
	市立多摩病院運営協議会及び川崎市立病院運営委員会については、平成24年度中に改選をおこなったが、適任の女性が少なかったことなどから、女性委員はそれぞれ14名中2名、6名中1名のままである。	C	引き続き、審議会等の委員選任の際には、男女比に配慮する。	2	病院局庶務課
	委員推薦を依頼している団体に対して、継続的に女性委員の推薦を働きかけた。【救急課】【危険物課】	D	推薦依頼の際に、審議会等委員の男女比に注意し、推薦団体に対して女性の参画を可能な限り推進するよう配慮する。	2	消防局庶務課
	●男女平等推進に配慮した点 審議会等委員に対し、情報提供等を通じ男女平等の視点の共有を促した。				

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
96 審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざします。	女性委員の比率向上に配慮し、選任を行った。	B	引き続き、委員選任に際しては、女性委員の比率向上に配慮していく。	2	教育委員会庶務課
	明るい選挙推進協議会のうち、学識経験者については8名中3名が女性の委員となっている。	B	本年度は委員の改選なし	5	選挙管理委員会選挙課
97 女性委員ゼロの審議会をなくします。	審議会等の所管課に対して、女性比率の向上について周知しています。	C	引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していきたい。	2	総務局庶務課
	審議会等委員の選任時に、男女平等に関する情報提供等を行った。	B	審議会の所管課に対して、今後の改選に向け、引き続き女性委員登用のための働きかけを行う。	2	総合企画局広域企画課
	全ての審議会等において最低でも1名の女性委員に就任してもらった。	A	各課所管の審査会・検討委員会等において女性委員の比率の向上について周知を図っていく。	2	財政局庶務課
	●男女平等推進に配慮した点 全ての審議会等において最低でも1名の女性委員に就任してもらった。				
	事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上をめざした。	B	引き続き、事前協議制度をさらに充実し、女性委員の参加率の向上をめざしていく。	2	市民・こども局庶務課
	予算再選の審議会等において男女の比に配慮するよう、所管課へ働きかけた。	B	引き続き、情報提供や啓発による働きかけを今後も継続していく。	2	経済労働局庶務課
	審議会委員の改選や交代がなかったため、取組を行っていない。	E	審議会委員の改選にあたり推薦団体へ情報提供及び女性委員の推薦に配慮を求める等、女性委員比率の向上に努める。	2	環境局庶務課
	事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上を目指した。	B	事前協議制度の周知をさらに徹底していく。	2	健康福祉局庶務課
	●男女平等推進に配慮した点 審議会委員設置時に男女平等の周知をおこなった。				
	女性比率が向上するよう、昨年同様、選出の際は所管課に働きかけた。	B	職に対する委員選任もあり難しいが、今後とも女性委員の参加向上に努めていく。	2	まちづくり局庶務課
	審議会等の委員の選出にあたっては、女性比率が向上するよう努めた。	C	職に対する委員選任もあり難しいが、今後も女性比率の向上に努めていく。	2	建設緑政局庶務課
	平成24年度の港湾審議会は女性3名が委員となっている。民間活用推進委員会は3名中女性委員1名とした。	A	役職に対して委嘱しているため、情報提供や啓発のみにとどまるが、引き続き、審議会選任時に情報提供等の働きかけを行っていく。	2	港湾局庶務課
	女性比率への継続的な配慮を行っている。	B	今後も審議会等委員選任時には女性比率の向上に配慮していく必要がある。	2	川崎区役所総務課
	●男女平等推進に配慮した点 女性が政策・方針決定過程に参加しやすい環境作りが進められている。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
97	女性委員ゼロの審議会をなくします。	女性委員ゼロの審議会は、次期の女性委員の参画を検討いただくよう働きかけをしました。	B	女性委員ゼロの審議会は、次期の女性委員の参画を検討いただくよう働きかけをします。	2	幸区役所総務課
		現在は女性がいらない審議会はない。	B	引き続き、審査会所管課へ女性委員がいらない審議会等の委員再選時に、女性比率の向上に向けた働きかけに努める。	2	中原区役所総務課
		各審議会の女性委員がゼロにならないよう、所管課へ働きかけた。	B	審議会等委員の改選の際、女性委員がゼロになることのないよう、引き続き所管課に配慮を促し徹底を図る。	2	高津区役所総務課
		現在の宮前区区民会議委員の男女構成は、20名のうち女性は8名（女性比率40%）。	A	今後も女性比率の維持、向上に努めていく。	2	宮前区役所企画課
		各所属の審議会委員選任の際に、男女比率に配慮するよう周知した。	A	今後も審議会等委員選任時には、女性比率向上に努めるよう関係部署へ周知を行っていく。	2	多摩区役所総務課
		女性委員が0の審議会はない。	A	委員改選時に男女比率に配慮していく。	2	麻生区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 委員の選任に際し、女性比率に配慮している。				
		協議会委員の改選を実施し、女性比率を38.5パーセント（5/13）とした。	A	引き続き、35パーセント以上を維持するように努めます。	2	上下水道局経営企画課
		審議会委員の選任などに際して、職員の意識改革を呼びかけた。	A	引き続き職員の意識改革を行うことと、男女平等推進の視点を加味することが必要であると考える。	5	交通局庶務課
		女性委員が0の審議会はない。	A	引き続き、審議会等の委員選任の際には、男女比に配慮する。	2	病院局庶務課
98	審議会等委員の女性比率向上に向けて、女性人材情報の提供等により事前協議制の効果的な推進を行います。	○庁内会議や研修の場で事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上をめざした。 ○女性比率実績：30.2%（昨年度0.5ポイント増）平成24年6月1日現在	A	女性比率の向上に向け、審議会等の状況に応じた事前協議を行う。	1	市民・子ども局人権・男女共同参画室
		委員推薦を依頼している団体に対して、継続的に女性委員の推薦を働きかけた。【救急課】【危険物課】 ●男女平等推進に配慮した点 審議会等委員に対し、情報提供等を通じ男女平等の視点の共有を促した。	D	推薦依頼の際に、審議会等委員の男女比に注意し、推薦団体に対して女性の参画を可能な限り推進するよう配慮する。	2	消防局庶務課
99	必要に応じて「附属機関等の設置に関する要綱」の見直しを検討します。	附属機関等の適正な運用を図るとともに、要綱に基づき設置当初の目的を達成したものなどについて、昨年度に引き続き見直しを行った。	C	引き続き、附属機関等の適正な運用を図るとともに、必要に応じて要綱の見直し等について検討します。	2	総務局行財政改革室

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
99	必要に応じて「附属機関等の設置に関する要綱」の見直しを検討します。	今年度は必要がなかったので、見直しを行わなかった。	E	審議会等の委員選任にかかる事前協議制や審議会等委員への女性の参加促進要綱の改正および見直し等、必要があれば、検討する。	5	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策43 市役所における管理職等への女性職員登用への取組						
100	管理職(課長級)職員に占める女性比率が2013(平成25)年度までに、18%となるようめざします。	平成24年4月1日 16.5% ●男女平等推進に配慮した点 取組を推進し、比率の向上に努めている。	B	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
101	校長、教頭に占める女性比率が2013(平成25)年度までに、小学校25%、中学校18%となるようめざします。高等学校及び特別支援学校の校長、教頭については引き続き女性の登用に努めます。	小学校における校長・教頭の女性比率は、29.2%、中学校における同比率は、11.8%でした。また全校種における校長・教頭の女性比率は、23.2%でした。 ●男女平等推進に配慮した点 退職者の動向を踏まえながら、男女比率に大きな変動がないように配慮しました。	B	引き続き、全校種における校長・教頭の女性登用に努めます。	1	教育委員会教職員課
102	係長昇任選考における託児所を設置し、子育て中の職員に受験しやすい環境を提供します。	係長昇任選考第1次選考日に託児所を設置した。 設置日：平成24年9月30日（日） 申込者：43人 利用者：26人 ●男女平等推進に配慮した点 男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくりを図り、キャリアアップへの支援を行った。	A	今後とも、係長昇任選考第1次選考実施日において託児所の設置を行うと共に、対象者への周知を図り、子育て中の職員が受験しやすい環境の提供を推進する。	1	人事委員会任用課
施策44 市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進						
103	育児休業中の職員のキャリアサポートを目的に、メンター(指導員)制度的手法を用い、仕事と子育ての両立のための相談体制等の整備を推進します。	育児休業者職場復帰支援プログラムにおいて、掲示板機能を利用して育児休業者が先輩職員に相談することのできるしくみを導入し、利用について職員に周知した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		市職員を対象に階層別研修や希望受講型研修において、育児休業中の職員も研修を受講できるように措置した。 ●男女平等推進に配慮した点 各局研修担当課及び育児休業中の職員の職場を通じて対象職員への周知徹底を図った。	A	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		育児休業に入る職員に対して、利用できる各種制度について、情報提供を行った。 また、子育て後にスムーズに仕事に戻るよう、個別に相談等を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	引き続き、仕事と子育て両立のために、情報提供や、相談等を行なっていく。	2	上下水道局庶務課
		メンター(指導員)制度について必要性は認識しているが、導入についての具体的な取組には至っていない。	D	職員の意識を啓発する取組が必要であると考え。本市の取組には積極的に協力していく。	5	交通局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
103	育児休業中の職員のキャリアサポートを目的に、メンター（指導員）制度的手法を用い、仕事と子育ての両立のための相談体制等の整備を推進します。	仕事と子育て両立のために、所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談を行なった。	A	引き続き、仕事と子育て両立のために、所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談を行なっていく。	2	病院局庶務課
		ガイドブックを配布するなど、制度の周知を図ったが、今年度、利用した職員はいなかった。	B	プログラムの利用については、人数に限りがありますが、今後も引き続き同様の取り組みを行っていく。	2	消防局人事課
		所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談を行った。	B	引き続き、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方についての相談体制を維持する。	2	教育委員会庶務課
104	管理職になるための前段階として、学習機会の提供や研修を実施します。	○自治大学校が開催する「第1部・第2部特別課程」研修に、係長級女性職員を2名派遣した。 ○市町村職員中央研修所が開催する「ブラッシュアップ女性リーダー」研修に、係長級女性職員を1名派遣した。	A	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		●男女平等推進に配慮した点 自治大学校の「第1部・第2部特別課程」は、男女とも受講可能だが、本市では女性職員の育成を促すため、特に女性職員に的を絞って派遣を行った。				
		派遣研修等の周知を行い、研修の受講を促した。	B	引き続き派遣研修について周知し、研修を受講できる環境を整えていく。	2	上下水道局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、学習機会の提供を行った。				
		必要性は認識しているが実施には至っていない。	E	今後の状況に応じ、外部研修を利用するなどして学習機会を設けることが必要であると考える。	2	交通局庶務課
		局主催の勉強会へ、職員の積極的な参加を促した。	A	今後も、局主催の勉強会を実施し、職員の参加を促す。	2	病院局庶務課
		他局等で実施している研修等の周知を行い研修の参加を呼びかけた。	B	研修については、人数に限りがありますが、今後も取組を実施していく。	2	消防局人事課
		局内研修において、内容等を精査した上で、階級別研修等を実施し、職員への学習機会の提供を図った。	B	引き続き、内容等を精査しながら階級別研修等を実施し、職員への学習機会の提供を図った。	2	教育委員会庶務課
施策45		市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進				
105	男性が働きやすい環境整備や受験率向上のための広報の工夫を行い、保育・看護職に占める男性比率の向上を図ります。2013(平成25)年度までに保育職3%、看護職5%となるようめざします。	保育士に占める男性比率は、平成24年4月1日現在約2.8%となっている。	C	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		男性保育士職員の勤務環境の向上に努めている。	B	今後も男性比率向上をめざした取り組みを随時検討していく。	2	市民・こども局保育課
		看護師に占める男性比率については、平成24年4月1日現在約5.9%。職員募集ホームページ等を工夫し、男性が受験しやすいよう努めた。	A	今後も、男性が働きやすい環境整備や受験率向上のための広報の工夫を行い、男性比率の向上を図る。	2	病院局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
105	男性が働きやすい環境整備や受験率向上のための広報の工夫を行い、保育・看護職に占める男性比率の向上を図ります。2013(平成25)年度までに保育職3%、看護職5%となるようめざします。	平成24年度保育士採用試験実施における男性の人数は以下のとおり。 受験者：29人(25%) 合格者：1人(50%) ●男女平等推進に配慮した点 幅広く学校等へ受験案内等を配付し周知を図った。	C	今後も、広報の工夫等を行い、男性受験率の向上に努める。	2	人事委員会 任用課
施策46 新たな分野における男女共同参画の推進						
106	科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を行います。	男女共同参画センターにおいて、外部機関・団体と協力して、理工系職域へのキャリア支援講座(リケジョスクール)を実施した。講座は理科実験教室と親子対象の理系分野で活躍する方との意見交換会をセットとして開催した。 男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、男女平等推進の視点を引き続き導入する。	A	市内の学校と連携しながら、理工系職域への女子生徒の進路支援や教員や保護者への情報提供を、キャリア支援冊子などを通して行う。	2	市民・子ども 局人権・男女 共同参画室
			B	男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、男女平等推進の視点を引き続き導入する。	2	経済労働局 企画課
107	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実します。	昨年度に引き続き、川崎市防災対策検討委員会において、女性委員を委嘱した。地域防災計画(震災対策編)に「男女共同参画の視点への配慮」の追記を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 所管の審議会等について、女性委員を委嘱するよう努めた。	C	川崎市防災会議・川崎市国民保護協議会等への女性委員の参加促進が望まれることから、関係団体からの推薦に際し、女性委員を推薦していただけるよう引き続き、努めていく。 また、各区版地域防災計画への「男女共同参画の視点への配慮」の記載を踏まえ、各区においてもこの取組を拡大していくよう努めていく。 地域防災計画(震災対策編)に地域防災活動及び避難所の管理運営において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点の配慮について追記を行った。	1	総務局危機 管理室
		川崎区災害対策本部設置訓練(災害時初動訓練)の実施。 ●男女平等推進に配慮した点 男女にかかわらない訓練への参加。	B	男女共同参画の視点から、区の防災についての職員動員計画、マニュアル等の充実を図る。	1	川崎区役所 総務課
		○川崎消防署と連携し、中学生を対象とした災害図上訓練を実施した。 川崎中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校(計4回) ・参加人数：約350名 ○防災講演会を実施した。 川崎区役所、大師支所、田島支所(計3回) ・参加人数：300名 ○避難所運営会議の実施 ・開催回数：35回 ・参加人数：約500名 ●男女平等推進に配慮した点 男女に関わらず防災活動への積極的な参加を呼びかけることで、訓練や講演会等の防災活動に多くの女性の方にも御参加いただき、女性からの視点も意識してもらえるよう促した。	A	あらゆる防災活動において、男女双方の視点を持って考えることが必要であるため、継続して男女に関わらず防災活動等に参加してもらえるように取り組むことが必要である。	1	川崎区役所 地域振興課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
107	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実します。	避難所運営会議などを通じて、地域の方々と様々な視点から防災対策の改善について協議した。	B	危機管理担当が中心となって、地域住民の視点を取り入れた防災対策の充実を図っていく。	2	中原区役所 総務課
		避難所設置訓練や地区防災訓練への女性の参加を促進することで、防災に対する共通認識や、男女平等に関する情報共有が進み、具体的な情報が集まった。 ●男女平等推進に配慮した点 各自主防災組織や避難所運営会議において具体的な検討が始まった。	B	引き続き自主防災組織連絡協議会の事務局として、地域の自主防災組織における男女平等の実態把握に努め、訓練やマニュアル作成に反映させていく。	1	高津区役所 総務課
		避難所設置訓練や地区防災訓練への女性の参加を促進することで、防災に対する共通認識や、男女平等に関する情報共有が進み、具体的な情報が集まった。 ●男女平等推進に配慮した点 各自主防災組織や避難所運営会議において具体的な検討が始まった。	B	引き続き自主防災組織連絡協議会の事務局として、地域の自主防災組織における男女平等の実態把握に努め、訓練やマニュアル作成に反映させていく。	1	高津区役所 危機管理担当
		特別にコーナーを設ける等を行っていないが、チラシ等で女性の参画推進のための情報提供を行った。	B	引き続き、情報提供を行っていくとともに、視点到配慮した環境整備を行っていく必要がある。	2	宮前区役所 総務課
		個別に女性の参加を呼びかけた事業はないが、防災関係の研修や訓練には、女性も積極的・自主的に参加していた。また、少数ではあるが、女性のリーダーも増えてきており、防災への関心は高まっている。	B	各避難所運営会議、町内会・自治会の防災訓練等の場において女性の積極的な参加を促し、防災体制を構築する際の女性の視点の重要性を周知していく。 地域防災計画の第2期改定にあたっては、男女共同参画の視点を可能な限り取り入れます。	2	宮前区役所 地域振興課
		消防計画作成の際には男女比率に配慮した。	B	男女共同参画の視点から、防災対策が進められるよう周知していく。引続き消防計画等作成の際には男女比率を考慮する。	2	多摩区役所 総務課
		多摩区内の自主防災組織及び避難所運営会議に組織編成票の提出を依頼した。 ●男女平等推進に配慮した点 メンバー選出及び改選の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。	B	多摩区内自主防災組織及び避難所運営会議に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所 地域振興課
		職員の防災体制について、職務に応じて役割を当てている。	B	引続き、職員の防災・動員体制について、職務に沿った役割分担は継続していく。	2	麻生区役所 総務課
		自主防災組織における役員男女比について調査を行い、現状の把握に努めた。	B	引続き継続して調査を行い、バランスの取れた男女比率となるように働きかけていく。	2	麻生区役所 地域振興課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
【基本施策13】 行動計画の点検・評価システムの充実						
施策47	男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表					
108	市の統計については、必要に応じて男女比率を把握します。 (※統計とは、各所管部署で実施している各種調査や年報等を含みます。)	特別な取り組みはしておりません。	C	引き続き局内の統計については、必要に応じて男女比率を把握するよう要請していきたい。	2	総務局庶務課
		法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表した。	A	法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表する。	2	総合企画局 広域企画課
		●男女平等推進に配慮した点 調査結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。				
		該当なし	C	男女平等推進の視点に立ち、必要に応じて統計調査等の実施に配慮していくよう周知を図っていく。	2	財政局庶務課
		統計実施があった場合は、必要に応じて男女比率を把握するよう取り組む体制である。	B	該当する統計は少ないが、実施があった場合は男女比率把握の視点を欠かさないようにする。	2	市民・子ども局庶務課
		統計実施があった場合は、必要に応じて男女比率を把握するよう取り組む体制である。	B	引続き、必要に応じて男女比率を把握する。	2	経済労働局庶務課
		局内の統計で男女比率を把握しているものが存在しているか確認していない。	E	局内の統計で男女比率を把握しているものがあるか確認する。（男女平等の視点から把握が必要かについても精査していく。）	1	環境局庶務課
		毎年度発行の「川崎市健康福祉年報」を編纂するなかで、関係の統計情報につき必要に応じて男女比率を把握している。	A	国の基準に沿った公表等実施していく。	2	健康福祉局 庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 事務執行にあたって男女平等に配慮を行った。				
		該当なし	E	今後統計資料を作成する場合は、男女平等推進の視点に配慮していきたい。	2	建設緑政局 庶務課
		港湾局の統計は、船舶数や貨物量調査等港に関する調査であるため、男女平等推進の視点に配慮した統計はない。	E	当局で統計を見直すことは難しいと考える。	2	港湾局庶務課
		区で独自の統計は行っていない。		今後独自に統計作成を行う際は、必要に応じ男女比率の把握に努める必要がある。		川崎区役所 総務課
		区独自で作成した資料については、必要に応じて男女数を把握し、男女比率ではなく人数として掲載しました。	B	区において、今後とも作成する際には、必要に応じて把握していきたいと考えます。	2	幸区役所総務課
		区独自の統計は行なわなかった。	E	今後、区独自の統計作成の際は、男女比率の把握に努める。	2	高津区役所 総務課
区として独自の統計は実施していない。	E	今後、必要に応じ実施していきたい。	2	宮前区役所 総務課		

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
108 市の統計については、必要に応じて男女比率を把握します。 (※統計とは、各所管部署で実施している各種調査や年報等を含みます。)	区独自の統計は行っていない。	E	区独自の統計が必要となった際は、男女平等推進の視点に配慮していく。	2	多摩区役所総務課
	国・県・市で公表している統計資料を基準に、区独自の資料を作成した。	B	区独自の統計が必要となった場合には、男女平等推進の視点に配慮していきたい。	2	麻生区役所総務課
	局独自の統計は行っていない。		今後統計資料を作成する場合は、男女平等推進の視点に配慮していきたい。		交通局庶務課
	市民に公表すべき統計事業で、男女比率が把握できる資料の公表が必要とされるものはない。	E	市民に公表すべき統計資料については、男女平等推進の視点を踏まえ作成する。	2	病院局庶務課
	昨年度と同様、消防年報をはじめとする各種統計資料については、男女平等推進、ジェンダーの視点から客観的に精査して作成しており、今後は必要に応じて男女比率を把握する。【庶務課】	B	今後、統計内容に変更等の機会が生じた際には、男女平等推進、ジェンダーの視点に配慮したものを継続して提供する。	2	消防局庶務課
	●男女平等推進に配慮した点 客観的な視点に立ち精査することを心掛けた。				
	必要に応じて、男女別の統計資料の作成を行った。	B	引続き、人権に配慮しながら、必要に応じて性別の把握に努める。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
	男女平等やジェンダーの視点に配慮した上で、統計資料等の作成を行った。	B	今後も、統計内容に変更等が生じた際には、男女平等推進、ジェンダーの視点に配慮していく。	2	教育委員会庶務課
	「各選挙の投票率及び投票者数」、「選挙時及び定時の選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数」等の項目において男女の別を集計した。	A	引き続き、選挙における男女の別の人数等を把握する。	2	選挙管理委員会選挙課
	統計資料の作成に際し、男女比率を把握した。 ●男女平等推進に配慮した点 必要な男女比率の把握を行った。	B	今後も、統計資料を作成する際には、必要な男女比率の把握に努める。	2	人事委員会調査課
	資料作成にあたっては、格差や差別的な表現などがないよう注意した。				
109 男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表します。 (※統計とは、各所管部署で実施している各種調査や年報等を含みます。)	特別な取り組みはしていません。	C	引き続き局内の統計については、男女別に集計を行った場合は男女比率が把握できる資料を公表するよう要請していきたい。	2	総務局庶務課
	法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表した。 ●男女平等推進に配慮した点 調査結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。	A	法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表する。	2	総合企画局統計情報課

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
109 男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表します。 (※統計とは、各所管部署で実施している各種調査や年報等を含みます。)	男女別に集計を行った統計調査がある場合は、必要に応じて男女比率が把握できる資料を公表する準備を整えている。	B	今後も統計調査結果について男女比率の把握を欠かさないように取り組む。	2	市民・こども局庶務課
	男女比率を把握できる資料の公表はしていない。	D	必要に応じて男女比率が把握できる資料を公表する。	2	経済労働局庶務課
	男女別に集計を行った調査等はない。	E	該当する調査があれば、男女比率の把握できる資料を公表するよう指導していく。	2	環境局庶務課
	毎年度発行の「川崎市健康福祉年報」について、市ホームページ上で公表している。 ●男女平等推進に配慮した点 事務執行にあたって男女平等に配慮を行った。	A	国の基準に沿った公表等実施していく。	2	健康福祉局庶務課
	該当する統計調査等は実施されていない。 ●男女平等推進に配慮した点	E	今後とも男女平等推進の視点に立ち、統計調査等の実施に配慮していく。	2	まちづくり局庶務課
	該当なし	E	今後実施する場合は、男女平等の視点に立ち、男女比率が把握できる資料を公表する。	2	建設緑政局庶務課
	港湾局の統計は、船舶数や貨物量調査等港に関する調査であるため、男女平等推進の視点に配慮した統計はない。	E	当局で統計を見直すことは難しいと考える。	2	港湾局庶務課
	区で独自の統計は行っていない。		今後新たに独自の統計公表を行う際は、ジェンダーの視点に配慮していく必要がある。		川崎区役所総務課
	区独自で作成した資料については、必要に応じて比率ではなく総数で公表を行いました。	B	区役所で今後とも、作成等する際には、ジェンダーの視点に配慮したものを提供していきたいと考えます。	2	幸区役所総務課
	区で独自の統計は行っていない。	E	区独自で統計を行う際は、男女比率が把握できる資料を公表する。	2	高津区役所総務課
	区として独自の統計は実施していないため、市等の資料により情報提供している。	C	今後、必要に応じ実施していきたい。	3	宮前区役所総務課
	区・県・市からの統計資料を閲覧に供しているのみであり、区独自で集計等を行う統計調査はない。	E	区独自で公表を行う際は、男女平等推進の視点に配慮する。	2	多摩区役所総務課
	国・県・市で公表している統計資料を基準に、区独自の資料を作成し、統計データを通じて区の情報を提供した。	B	閲覧者に提供する資料については、国や県、市の資料を提供している。今後、市で統一して提供できるものをジェンダーの視点を配慮したうえで公表していく必要がある。	2	麻生区役所総務課
	局独自の統計は行っていない。		今後男女別の統計資料を作成する場合は、男女比率の視点に配慮したい。		交通局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
109	男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表します。 (※統計とは、各所管部署で実施している各種調査や年報等を含みます。)	市民に公表すべき統計事業で、男女比率が把握できる資料の公表が必要とされるものはない。	E	市民に公表すべき統計資料については、ジェンダーの視点に配慮し作成する。	2	病院局庶務課
		昨年度と同様、消防年報をはじめとする各種統計資料については、男女数がわかるように作成し公表した。【庶務課】	B	今後、統計内容に変更等の機会が生じた際には、男女平等推進、ジェンダーの視点に配慮したものを継続して提供する。	2	消防局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 客観的な視点に立ち精査することを心掛けた。				
		必要に応じて男女別比率を把握し、年次報告書において公表した。	B	引き続き、人権に配慮しながら、必要に応じて性別の把握に努める。	2	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当
		「各選挙の投票率及び投票者数」、「選挙時及び定時の選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数」等の項目において男女の別をホームページ等において公表した。	A	引き続き、選挙における男女の別の人数等を公表する。	2	選挙管理委員会選挙課
		統計調査の結果について、男女比率が把握できる資料を作成し、公表した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女比率が把握できる資料の作成を行った。	B	今後も、統計調査の結果について、男女比率が把握できる資料を作成し、公表していく。	2	人事委員会調査課
		ジェンダーの視点に配慮した統計の公表に努めた。				
施策48		行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表				
110	各所管課における行動計画に基づく施策の推進状況を点検し、年次報告書を作成、公表します。	行動計画の進捗状況について、平成22年度の状況を取りまとめた報告冊子を作成し、庁内及び市内各施設に配布、市ホームページでも公開した。また、平成23年度の取組状況について調査を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 ホームページで全文を公開し、なるべく多くの市民の目に触れるようにした。	A	今後も毎年進捗状況の調査を行い、公表していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策49		市民による評価に対する支援				
111	男女平等推進の状況を公表し、市民による評価の実施を支援します。	男女平等推進施策の取組状況を年次報告書としてまとめ、市内各施設に配架及び市ホームページで公表を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 ホームページで全文を公開し、なるべく多くの市民の目に触れるようにした。	A	今後も毎年調査を行い、公表していく。市民に分かりやすく見やすい公表方法について検討していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
112	行動計画の点検、評価のための指標等を活用することにより、市民や事業者へ男女平等推進状況を公表します。	男女平等推進行動計画の数値目標の経年変化をまとめて年次報告書に掲載し、公表した。	A	今後も毎年調査を行い、公表していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策50		男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表				
113	男女平等に関する現状や課題及び阻害要因について調査、分析し、公表します。	○協働事業として川崎の女性史や外国籍の母子世帯の就労実態などの調査・研究を行った。 ○就労追跡調査・分析を行った。	A	引き続き男女平等に関する課題についての調査研究を行う。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
【基本施策14】 庁内推進体制の充実						
施策51	市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入					
114	市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。	局内所管課が策定する計画において、男女平等の視点から問題がないよう配慮している。	C	引き続き局内事業に男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していきたい。	2	総務局庶務課
		計画の策定実績なし。	E	今後、計画を策定する際は、男女平等推進の視点に配慮する。	2	総合企画局企画調整課
		各課所管の審査会・検討委員会等において1名以上の女性委員を登用し、男女平等推進の視点を導入している ●男女平等推進に配慮した点 各課所管の審査会・検討委員会等において1名以上の女性委員を登用し、男女平等推進の視点を導入している	B	各計画への男女平等推進の視点導入のため、各種審議会等での女性委員の比率について引続き配慮していくよう要請する。	2	財政局庶務課
		男女平等推進行動計画についての周知を図り、局内事業全般について、その視点をベースに置いて進めてきた。	A	局内事業計画について、男女平等推進の視点をさらに細かい点について導入していくよう、局全体を上げて取り組む。	1	市民・子ども局庶務課
		男女平等推進行動計画の周知とともに、局の事業計画等への男女平等推進の視点の導入を図った。	B	男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、局の事業計画等へ男女平等推進の視点を引き続き導入していく。	2	経済労働局庶務課
		生活環境事業所への女性現業職員の配置を継続している。また、今まで女性職員が配置されていなかった職場に女性職員を配置した。 ●男女平等推進に配慮した点 前年度に引き続き、今まで女性職員が配置されていなかった職場に女性職員を配置した。（廃棄物政策担当等）	A	現在女性職員が配置されていない職場にも、希望する職員がいれば配置されるよう検討していくとともに、「男女平等施策の推進」について、職員への継続的な意識啓発を行っていく。	1	環境局庶務課
		各計画を策定する際に、男女平等の視点を常に意識するよう、様々な場面で周知を図った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等施策の情報を積極的に提供し、各種計画へ反映されるよう意識啓発を行った。	A	引き続き、男女平等の視点を常に意識するよう様々な場面で周知を図っていく。	2	健康福祉局庶務課
		すでに男女平等の視点が導入されているため、維持に努めた。	A	引き続き、男女平等推進の視点に立ち、実施に配慮していく。	2	まちづくり局庶務課
		該当なし	E	男女平等推進が必要な計画については、視点を導入していく。	2	建設緑政局庶務課
		引き続き、会議に出席し、啓発資料の各課への配布を行うことで男女平等推進行動計画の周知を図った。	A	引き続き、継続して周知を図り、改善点があれば見直していく。	2	港湾局庶務課
		男女平等推進に配慮するよう意識啓発を促した。	B	男女平等推進の視点を取り入れるよう推進体制の整備について継続的に検討が必要である。	2	川崎区役所総務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
114	市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。	なし		計画策定の際には、男女共同参画の視点を加味するよう配慮します。		幸区役所総務課
		現時点では、視点を導入できる事業計画はないが、今後該当する計画ができた場合には男女平等推進を図っていく。	C	区役所設置の男女共同参画推進員を中心に、男女平等推進の視点を考慮しながら、施策を推進するように庁内推進体制の整備の検討の必要がある。	2	中原区役所総務課
		事業実施の際は、男女平等推進の視点を意識するよう、区役所内に周知した。	B	引き続き男女平等推進に配慮し、事業を実施していく。	2	高津区役所総務課
		該当する事業がなかったため、特別な取り組みは行わなかったが、委員選任等の際に男女比に配慮するよう各所属へ必要に応じ、周知を図った。	C	計画等事業の推進等において、男女平等推進の視点を取り入れるよう機会を捉え、各所属へ周知を行う。	2	宮前区役所総務課
		計画策定の際、男女平等推進の視点を意識するよう、配慮した。	B	今後も計画策定の際には、男女平等推進について配慮するよう周知に努めていく。	2	多摩区役所総務課
		計画策定の際に男女平等推進の視点に配慮した。	B	引続き男女平等推進の視点を加味していく。	2	麻生区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 計画策定に参加する女性委員の比率に配慮している。				
		該当する事業はなかったため、特別な取組はしていない。	E	現時点では該当する事業計画はないが、今後、男女平等推進の視点導入の可能性ができた場合には、前向きな検討を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		該当する事業計画の策定がなかった。		計画策定に当たっては、男女平等の視点を踏まえ策定する。		交通局庶務課
		計画策定の際に男女平等推進の視点に配慮した。	B	引続き男女平等推進の視点を加味していく。	2	病院局庶務課
		麻生消防署（仮称）栗木出張所の新築事業において、女性専用スペースを明確に区画し、設備の充実拡大を図った。また麻生消防署柿生出張所の設計において、女性専用スペースを明確に区画し、設備の充実拡大を図った。 ●男女平等推進に配慮した点 女性職員の要望を積極的に取り入れ、女性職員専用スペースを明確にし女性職員及び男性職員が当直しやすい環境づくりに配慮した。	A	事業計画等に男女平等の視点が考慮されているか再確認し、不適切な項目があれば見直しを実施していく。また、継続的に現場女性職員の要望を聴取し、庁舎改築事業に取り入れていく。	2	消防局庶務課
		新たな計画等を策定する際は、男女共同参画の視点を導入するよう努めた。	B	引き続き、計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点に立ってすすめていく。	2	教育委員会庶務課
		幹事会及び連絡会議に出席し、会議資料の供覧等を行うことにより、職員の意識の向上を図った。	B		4	選挙管理委員会選挙課
		現時点では、視点を導入できる事業計画はないが、今後事業計画を策定する場合には、男女平等推進の視点に配慮する。		今後も、男女平等推進の視点を配慮するよう業務を実施する。	2	人事委員会調査課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
114	市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。	幹事会、連絡会議の資料を回覧するなどして啓発を図った。	B	継続して「男女平等推進」への理解・認識と浸透を図る。	2	議会局庶務課
施策52		男女共同参画推進員の活動の充実				
115	全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。	引き続き設置しております。	C	参画員の役割をふまえ、引き続き活用方法を検討していきます。	2	総務局庶務課
		広域企画課1名、企画調整課1名を設置した。	A	今後とも、局内設置の男女共同参画推進員を中心に男女平等推進の視点到配慮した事務事業の点検、評価を実施していく。	2	総合企画局企画調整課
		局職員の男女共同参画意識が一層深まるよう、男女共同参画推進員により男女平等施策に関する情報の提供・普及を図った。 ●男女平等推進に配慮した点 庶務課職員を推進員にし、周知を図った。	B	引き続き、男女平等参画推進委員会を中心に情報提供等により局職員の意識啓発を図っていく。	2	財政局庶務課
		引き続き、2名設置した。	B	今後とも、男女平等参画推進員を中心に、局全体の点検・評価を実施していく。	2	市民・子ども局庶務課
		前年度に引き続き、男女共同参画推進員を2名設置した。	A	今後とも、推進員を中心に取り組みを行い、普及啓発に努めていく。	2	経済労働局庶務課
		前年度に引き続き、男女共同参画推進員2名を設置し、男女共同参画推進会議に出席した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画推進員を2名設置した。	A	引き続き男女共同参画推進員を設置し、「男女平等施策の推進」について、職員への意識啓発を図っていく。	2	環境局庶務課
		男女共同参画推進会議に出席した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画推進員に男女1名ずつ推薦した。	B	男女共同参画推進会議で得た情報を局職員へ周知していく。	2	健康福祉局庶務課
		局部所長会議等で男女平等参画に係る資料を配布し周知した。	B	引き続き、男女平等推進の視点到立ち、実施に配慮していく。	2	まちづくり局庶務課
		前年度に引き続き、男女共同参画推進員2名を設置し、会議に出席した。 ●男女平等推進に配慮した点 推進員を男女1名ずつ設置した。	A	今後とも、推進員を設置し、取組について局内に周知させる。	2	建設緑政局庶務課
		男女共同参画推進員2名を設置し、男女共同参画推進会議に出席した。	A	引き続き局内での普及啓発に努めていく。	2	港湾局庶務課

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
115	全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。	男女平等推進に配慮するよう意識啓発を促した。	B	男女平等推進の視点を取り入れるよう推進体制の整備について継続的に検討が必要である。	2	川崎区役所総務課
		男女平等に関する情報提供をして意識啓発を行う等の活動をしました。	B	引き続き男女共同参画推進員が中心となり、男女平等推進の視点を考慮しながら周知徹底を継続し、男女平等施策の推進が図れるよう、活動していくことが必要だと考えます。	2	幸区役所総務課
		男女共同参画推進員2名を設置し、男女共同参画推進会議に出席した。	C	区役所設置の男女共同参画推進員を中心に、男女平等推進の視点を考慮しながら、施策を推進するように庁内推進体制の整備の検討が必要がある。	2	中原区役所総務課
		男女共同参画推進員2名を設置し、庁内の会議に出席した。また、推進員の活動として、男女共同参画への意識啓発に努めた。	B	今後も男女共同参画推進員を設置し、推進について意識啓発に努める。	2	高津区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 推進員を男女1名ずつ選任し、男女平等に配慮した。				
		男女共同参画推進員2名を設置した。	B	推進員を男女1名ずつ選任し、推進について意識啓発に努める。	2	宮前区役所総務課
		●男女平等推進に配慮した点 男女比率が同じになるよう配慮した。				
		男女共同参画推進員2名を設置した。	A	今後も男女共同参画推進員を設置し、活動を区内へ周知する。	2	多摩区役所総務課
		○男女共同参画推進員2名を設置し、会議内容の報告や資料回覧などをおし、男女平等の啓発に努めた。	B	今後も男女共同参画推進員を設置していく。	2	麻生区役所総務課
		○昨年度に引き続き、2名を設置した。	A	今後とも男女共同参画推進員を男女各1名設置するとともに、男女平等推進活動を継続実施していく。	2	上下水道局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 男女各1名の推進員を設置し、男女平等推進行動計画の普及啓発に努め、推進状況のチェックを行った。				
		本年も男女共同参画推進員2名を設置した。	A	今後とも、男女共同参画推進員を設置し、男女平等施策を推進していく必要がある。	2	交通局庶務課
		前年度に引き続き、2名を設置した。	A	今後とも、推進員を中心に取り組みを行い、普及啓発に努めていく。	2	病院局庶務課
		平成17年度から継続して男女共同参画推進員を設置し、男女共同参画推進会議に参加し、局内において各種会議を利用し情報の提供等を図った。【庶務課】【救急課】	A	今後とも男女共同参画推進員を中心に、男女平等推進の視点到配慮した各種事務事業の点検、評価を継続的に実施していく。	2	消防局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 男女1名ずつの選任を実施している。				

事業内容		平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
115	全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。	市民オンブズマン事務局全職員8名に対して、男女各1名の推進員を設置し活動している。（推進員比率25％）	B	引き続き実施。	2	市民オンブズマン事務局
		引き続き男女共同参画推進員2名を設置。また、連絡会議に出席し、会議資料等を回覧し、情報の共有化を図るとともに、職員の意識の向上を図った。	A	今後も男女共同参画推進員2名を設置し、職員への連絡会議等の内容周知と情報の共有化を図る。	2	会計室審査課
		男女共同参画推進員を2名配置し、局内における男女平等推進に関する意識啓発を促進した。	B	引き続き、推進員を中心に全庁的な取り組みに協力していくとともに、局内における男女平等推進に関する意識啓発を行う。	2	教育委員会庶務課
		幹事会及び連絡会議に出席し、会議資料の供覧等を行うことにより、職員の意識の向上を図った。	B	今後も、幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主調査等の機会を活用して、職員の意識啓発を継続的に進めていく。	2	選挙管理委員会選挙課
		男女共同参画推進員を2名設置し、会議資料の回覧等により、情報の共有化を図った。	A	今後も、幹事会及び連絡会議への出席や会議資料の回覧等とおして、男女平等推進の意識啓発を進めていく。	2	監査事務局行政監査課
		引き続き男女共同参画推進員を男女1名ずつ設置し、会議資料の回覧等により、情報の共有化及び意識啓発を図った。	A	今後も、男女共同参画推進員を設置し、男女平等推進計画に係る情報の共有化及び意識啓発を推進する。	2	人事委員会調査課
		男女共同参画推進委員会を中心に取り組みを推進した。	B	男女共同参画推進員が中心となり、「男女平等推進」の理解と意識の浸透を図る。	2	議会局庶務課
施策53	男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発					
116	男女平等に係る効果的な情報提供を行います。	○男女共同参画センターにおいて定期的に広報誌「すくらむ21通信」を製作し、市内および全国の男女共同参画施設等に配布した。（年3回） ○男女共同参画センターのホームページをリニューアルした。情報の鮮度を上げ、見やすく、検索しやすいホームページ作りに努め、男女平等に関する情報の掲載・更新を随時行なった。	B	なるべく多くの市民に関心をもってもらうために、これからも効果的な情報提供の手法について検討する必要がある。 当館に関する情報をよりの確に早くアクセスできるように、男女共同参画に関連する情報を提供していく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室
施策54	男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除					
117	市における申請書類等から不必要な性別表記の削除を推進します。	※申請書類等における不必要な性別表記については、全庁的に見直しを終えています。				
施策55	国や県に対する提言や要望の実施					
118	男女平等を阻害し、市の権限を越える事項に関して、国や県への提言や要望を行います。	国や県との連絡会議等において、意見等を提出した。	B	今後も必要に応じて国や県に対して要望、意見等を提出していく。	2	市民・子ども局人権・男女共同参画室

1 趣旨

「第2期男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の目標に関連した市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、川崎市男女平等推進審議会においてヒアリング評価を行い、さらなる効果的な推進を図る。

2 平成25年度の対象テーマ

- (1) 「DV被害者支援対策について」
- (2) 「学校教育及び生涯学習における男女平等推進学習と進路指導における男女平等推進について」

～テーマに関する計画の目標～

- (1) 施策6 「ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援」
- (2) 施策28 「学校などにおける男女平等教育の充実」
施策29 「市民の男女平等に関する学習・研修への支援」

3 実施概要

- (1) 実施主体 第6期川崎市男女平等推進審議会
- (2) 実施日及び内容

平成25年8月23日（金）

- ・テーマとヒアリング対象等の確認
- ・ヒアリング評価対象事業の選定

平成25年10月2日（水）

- ・ヒアリング調査の実施
- ・計画の目標に対する施策の実施状況について意見交換

平成25年10月25日（金）

- ・ヒアリング結果の取りまとめ
- ・評価の検討

4 結果の取扱い

行動計画の今後の取組に適切に反映し、効果的・効率的な推進を図る。市民に対する説明責任を果たすため、評価結果を公表し、評価の公正さと透明性を確保する。

5 ヒアリング結果による評価と提言

ヒアリングの調査結果、個別事業ごとの取組実績と今後の課題（P. 21～P. 96）を基に審議会で意見交換を行い、①テーマにかかる評価と提言並びに②各事業別評価を次のとおりまとめた。

（１）テーマ「DV被害者支援対策について」

①「ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援」にかかる評価と提言

ドメスティック・バイオレンス（DV）は犯罪をも含む重大な人権侵害であり、社会全体で取り組まなければならない課題である。川崎市においても、平成２２年３月に「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定し、人権尊重の諸施策と連携しながらDVのない社会の実現をめざして施策を推進しているところである。多くの場合、DV被害者は女性であり、男女共同参画の視点から、充実した支援体制の強化が望まれる。

DV相談は区役所において相談員を中心に応じており、相談員の不在時等には、職員が相談に応じるなど組織として相談事案に対応している。また、こども本部においては、相談員の人材育成や、関係職員に対する危機管理を目的とした研修を実施している。このような所管課の取組には一定の評価ができる。

今年度から区役所において社会福祉職など専門職の配置を行うことで、児童虐待に対応する取組として組織強化が行われた。このため、同伴児のいる相談事案については、初期相談の段階で相談員と専門職により組織で対応することとなった。

ただ、実際の支援の場において相談者を支援する相談員の視点と、同伴児を支援する職員の視点とが異なる場合もあり、組織として対応する際にその調整をどう図っていくのかが今後の大きな課題といえる。更に、外国人女性等の相談事案に見られるような相談事案の多様化、複雑化に対応するために、これまで以上に組織の機能強化を図ってほしい。

相談員が行う様々な支援には多くの時間、労力、調整力を要し、相談員の立場で業務改善等について意見を持っている。相談員の意見を定期的に聴取し、その中から可能なことを見極めたうえで業務改善等に繋げていくことが望まれる。

相談者や相談員の安全確保に配慮し、相談業務及び支援が円滑に行えるよう、児童相談所や医療機関など関係機関との連携を更に進めるための具体的な取組の推進が必要である。

② ヒアリング対象事業

「ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援」について

(P. 28～P. 30 参照)

(市民・こども局こども本部/区役所所管課)

事業概要	ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・救済や情報提供を行う。
事業への取組・実績	各区役所・支所の所管課に相談員を配置し、関係機関と連携しながら、相談者の支援を行っている。
課題	・医療機関等との協力体制の整備 ・相談員の人材育成及び専門性の確保 ・外国人女性が相談者の場合の通訳者の養成及び確保 ・二次被害を起こさない情報管理、危機管理の徹底
意見	・市のDV被害者支援基本計画については、具体化された指針等の策定が急務である。 ・相談者の支援に関わる関連所管課、機関との連携が不十分であるので、連携強化のための施策が必須である。 ・相談員の人材育成に引き続き取組むとともに、外国人女性に対応する通訳者の人材育成も必要である。 ・相談員から定期的に意見を聴取し、業務改善に繋げてほしい。

(2) テーマ「学校教育及び生涯学習における男女平等推進学習と進路指導における男女平等推進について」

(施策28「学校などにおける男女平等教育の充実」)

①「学校などにおける男女平等教育の充実」にかかる評価と提言

これからの時代を担う子ども・若者世代に対して、男女共同参画の理解を進めていくことは、今後の社会全体における男女共同参画を進める上で重要な課題である。

川崎市では小学生や中学生向け男女平等推進に関する教材や子どもの権利学習を活用した児童生徒への指導を行っている。子どもの権利学習に関連付けた学習は川崎市の特徴と言えるが、どれだけ児童生徒に理解が進んでいるかを把握し、学校から保護者に向けた情報の発信も必要であると考え。また、教職員に対する男女平等推進に対する研修についても、決して十分とは言えない状況である。

高等教育における進路に関しては、生徒が主体的に進路選択をできるカリキュラムが整備されているが、まだ理数系に進学する女子生徒は少ない実態がある。まずは、現在ある分野別の進学状況の偏り（例えば、工学、建築分野は男性、介護、保育等福祉分野は女性などといった固定的な意識）を教育委員会が把握し、さらに、その偏りを縮める取組を行う必要がある。

② ヒアリング対象事業

「学校などにおける男女平等教育の充実」について（P. 57 参照）

（教育委員会総務部人権・共生教育担当）

事業概要	小・中・高の児童生徒及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高める。 また、性別によらない進路指導の更なる充実を図る。
事業への取組・実績	児童生徒向け男女平等推進学習に活用できる資料を学校に配布したり紹介したりすることで、教員が授業で活用し、指導を行っている。保護者向けにはPTAが実施している研修の中に、男女平等に関する研修がある。 小中学校においてはキャリア教育を実施している。また高校においては進路のサポートだけではなく、カリキュラムの選択においても性別によらない個性に応じた学習を選択できる仕組みを整えている。

課題	・教職員向け男女平等推進学習に関する研修については、人権全般に関する研修の一部として実施されているので、十分な時間が確保されているとは言えない。 ・女子高校生の理系進学については、学部別の進路調査を実施していないために、状況が把握できない。
意見	・男女平等推進学習で児童生徒が学習したことを学校が保護者に対して情報を発信していくことで、保護者にも男女共同参画の意識がより浸透していくものとする。 ・児童生徒が学習したことで、男女平等に関する意識がどの程度進んだのかといった効果や反応を、教育委員会が把握するよう努めてほしい。 ・男女平等に関する教職員に対する研修が十分とは言えない。 ・現在把握している学科別進路状況を踏まえ、進路における偏りを是正すべく、教育委員会が教職員に対して積極的な働きかけを促すなどの取組を進めてほしい。 ・男性は理系、女性は文系という固定観念にとらわれず、より積極的に女子生徒に対する理数系分野等への進学を支援するなど、男子生徒と女子生徒の進路における偏りを縮めるための取組が必要である。

(3) テーマ「学校教育及び生涯学習における男女平等推進学習と進路指導における男女平等推進について」

(施策29「市民の男女平等に関する学習・研修への支援」)

①「市民の男女平等に関する学習・研修への支援」にかかる評価と提言

さまざまな場面であらゆる人々に対して、男女平等に関する学習機会を提供し、その学習を支援する取組として、各市民館や教育文化会館が男女平等推進学習等を実施している。

実際に行われている男女平等推進学習は、単発ではなく連続講座として受講者同士が学びあったり、意見を表明したりする話し合い学習の形式も取り入れており、講座の進行形態に対して、受講者から話し合い学習の良さを実感することができたなどといった声が寄せられている。

しかし、参加者は30代の主婦層が多く、今後は幅広い年代や男性の参加を増やしていくよう、講座の企画・広報・運営には工夫が必要である。また、市民館の担当職員には講座の企画・運営に相当の力量が求められるため、その人材育成が課題となっている。講座の内容が子育てなどに偏っているように思われるので、社会状況の変化に応じた幅広いテーマを男女共同参画の視点から取り上げてほしい。川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）では、男女平等に関する多彩な講座を企画・実施しており、そのノウハウを市民館担当職員に研修する機会を設けるなど、より一層の連携を進めることを期待したい。

男女平等学習に関して、市民館と男女共同参画センターの位置づけをどう整理していくかの検討に加えて、市民にとってより身近な生涯学習の場である市民館で実施する男女平等推進学習の参加者を増やし、男女共同参画の視点を浸透させていく必要がある。

② ヒアリング対象事業

「市民の男女平等に関する学習・研修への支援」について（P. 57～P. 61 参照）

（教育委員会生涯学習部生涯学習推進課）

事業概要	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことのできるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行う。
事業への取組・実績	教育文化会館、各市民館において、連続講座による男女平等推進学習を職員が中心となって企画運営を行い、市民がより主体的に学ぶ学習機会を提供した。
課題	・時代の変化に沿った男女平等に関わる学習課題の把握 ・より多くの参加を促すための広報や開催方法の工夫 ・講座を企画、運営する職員の人材育成 ・男女共同参画センター、学校、PTAなど関係機関との更なる連携
意見	・男女平等推進学習、家庭・地域教育学級ともに、より多くの参加及び男性の参加を促進するための工夫が必要ではないか。 ・市民に関心のあるテーマにとどまらず、あらゆる分野で男女共同参画の視点から、社会状況の変化に応じたより幅広いテーマ設定による講座の開催を実施してほしい。 ・初めて男女平等推進学習を担当することになった市民館の職員に対して、男女共同参画センターが講座の企画に関するアドバイスを行うなど、市民館と男女共同参画センターとの更なる連携が進むことを期待する。

6 ヒアリング結果概要

テーマ「DV被害者支援対策について」

柱Ⅰ 「女性の人権」の確立

施策6 ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援

ヒアリング対象課 市民・こども局こども本部/区役所所管課

※本ヒアリングは、平成26年度に計画期間が終了する「川崎市DV被害者支援基本計画」策定に向けた検証を行う「DV被害者支援基本計画改定検討部会」での議論の基礎資料とするために、現在のDV被害者支援における現状と課題を把握することを目的にテーマを選定し、実施しました。

また、相談者からの相談に応じ、支援を行っている各区・支所の相談員から今後の被害者支援に活かすためのヒアリングを実施しました。

○ 所管課への事前調査

(1) 現在の川崎市DV被害者支援基本計画を一層活用しやすくするための改善点について

(回答)

- ・計画を冊子として配布するには、工夫が必要と考えます。(こども本部)
- ・支援におけるトラブルを防ぐために、区役所でのDVに関する啓発には注意が必要です。(区役所所管課)
- ・また、区役所所管課のほか、その他の部署を対象とした計画を学ぶための研修の実施により、区役所等関係部署間での情報の共有化を図ることができると考えます。(区役所所管課)

(2) 相談員に関して

ア 人材育成の現状と課題について

(回答)

- ・新規に相談員を採用する場合、幅広い人材を募るために公募しており、採用された相談員を対象に保護事業に関する研修を実施しています。(こども本部)
- ・相談員の専門性確保が課題です。(こども本部)
- ・区役所・支所においては、実践を通しての事例検討による研修を実施しています。(区役所所管課)
- ・相談員同士の協働等により更なるスキルアップを図ることができる場面を作ることが望ましいと考えます。(区役所所管課)

イ 研修や連携会議、事例検討会の実施状況について

(回答)

- ・相談者の総合的な支援を目的に庁内外の関係機関で構成される「川崎市DV被害者支援対策推進会議」や各種部会を毎年開催しています。また、毎月開催している相談員との会議で事例検討や研修等を実施しています。(こども本部)

ウ 二次被害などを生じさせない取組について

(回答)

- ・関係課職員を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図っています。(こども本部)
- ・どのような場合が二次被害になるのか、相談員を中心に区役所所管課のみならず、他の関係課が学習しておく必要があります。また、情報の流出(相談者のプライバシーの確保)を防ぐことも必要です。(区役所所管課)

エ 区役所所管課の相談員に対する協力体制及び相談員に対して配慮している点について

(回答)

- ・平成25年4月から区役所の組織変更により、社会福祉職等専門職が配置され、子ども同伴の相談者に対する支援を充実させました。また、支援の方向性を組織で決めることで、相談員に対するバックアップを行っています。(区役所所管課)

(3) 「在宅DV被害者」に継続的な支援を行っている相談員の安全対策について

(回答)

- ・守秘義務の徹底、情報管理、関係職員に対する危機管理に関する研修を実施しています。(こども本部)
- ・危機管理の観点から所属内での研修を実施し、支援事案には組織として対応しています。(区役所所管課)

(4) 外国人のDV被害者支援策と今後の支援について

(回答)

- ・国籍を問わず、日本語を話すことができない相談者については、通訳ボランティアを依頼しています。(こども本部)
- ・DVの知識を持った通訳者の要請や確保が課題です。(こども本部)
- ・特に川崎区は市内でも外国人市民が多く居住しており、外国人が被害に遭う事例も多く報告されています。また、支援においては、日本との習慣の違いにより、避難や離婚といった問題解決に至らない場合も多くあります。(区役所所管課)

(5) 相談者に同伴児がいる場合、児童相談所への通報と相談者及び同伴児のケアについて

(回答)

- ・児童相談所と連携を行い、同伴児への支援やケアを行っています。(こども本部)
- ・区役所で相談を受けた場合、児童相談所に通告するかどうかについては、組織で決定し、対応しています。初期相談の段階で社会福祉職等が相談員と同席し、必要に応じて児童相談所の心理職によるケアなど適切な支援場所を案内しています。(区役所所管課)

(6) 医療機関や介護関係者（地域包括支援センター等）が被害を発見した場合の協力体制について

(回答)

- ・協力体制については未整備であり、課題となっています。(こども本部)
- ・区役所等に相談があった場合には、相談者の状況に鑑みながら、適切と思われる相談機関につなげています。(区役所所管課)

(補足)

65歳以上の高齢者に関する事案の場合、「高齢者虐待防止法」による支援の対象となります。

(7) 一時保護後の相談者支援体制について

(回答)

- ・相談者に対しては、様々な同行支援を行っています。(こども本部)
- ・生活の基盤の確立を基本に個別に支援を行っています。(区役所所管課)

(8) DV防止法改正に伴う、対象者の拡大への対応と取組について

(回答)

- ・所管課においては、従来からDV防止法対象、対象外を問わず支援を行っています。(こども本部、区役所所管課)
- ・保護命令制度等については、対象者が拡大しますので、適切な支援の案内を行ってきたいと考えています。(こども本部)
- ・配偶者等から受ける暴力は身体その他、性暴力・経済的暴力・言葉による暴力等、身体的暴力限定ではなく、全てを暴力と考えて支援を行なっています。(区役所所管課)

○ 所管課との質疑応答による補足

(1) 児童相談所との連携について課題となっていることはありますか。

(回答)

- ・一時保護期間中に、相談者の同伴児に対する心理職によるケアが児童相談所の多忙等により実施できないこともあります。(こども本部)
- ・児童相談所との情報交換は行っていますが、不十分な面もあります。(区役所所管課)

(2) 相談員から改善点等意見を聞く場がありますか。

(回答)

- ・システムとして確立されたものではありませんが、毎月の会議等で聞くようにしています。(こども本部)

○ 相談業務に係る問題点

(1) 現在の川崎市DV被害者支援基本計画を一層活用しやすくするための改善点について

(回答)

- ・計画に書かれている内容が抽象的ですので、支援の拠りどころになるような内容に踏み込んでほしいと思います。

(2) 区役所所管課職員との業務の協力体制について

(回答)

- ・相談事案については、組織的に対応することを心がけています。今年度から児童虐待に対応するために区役所の組織体制の強化がありましたが、支援に対する視点や考え方が児童虐待を専門とする職員とDV事案の支援に関わる相談員では異なるため、試行錯誤している状況です。

(3) 相談業務の問題点について

(回答)

- ・相談者の同行支援に時間を要するため、超過勤務の発生など、勤務体制の面では課題が多いです。

(4) 一時保護後の具体的な支援について

(回答)

- ・個別の事案の状況に応じながら、相談を行っています。

○ 委員意見

- 1 市のDV被害者支援基本計画については、内容をより具体化する必要がある。
- 2 相談者の支援に関わる所管課、関係機関との連携が不十分であるので、連携強化のための施策が必須である。
- 3 相談員の人材育成に引き続き取組むとともに、外国人相談者に対応する通訳者の人材育成も必要である。
- 4 所管課の機能強化を図り、更なる相談業務の組織対応を図ってほしい。

テーマ 「学校教育及び生涯学習における男女平等推進学習と進路指導における男女平等推進について」

柱Ⅲ 学習機会と情報の提供

施策２８ 学校などにおける男女平等教育の充実

ヒアリング対象課 教育委員会総務部人権・共生教育担当

※本ヒアリングについては、平成 21 年度に同テーマでヒアリングを実施しましたが、その後の男女平等推進学習や、女子生徒の理系進学への支援など所管課の取組状況について確認するために実施しました。

○ 所管課への事前調査

(１) 小・中・高の児童生徒に対して行っている男女平等推進学習について

ア 使用教材及びその活用方法について

(回答)

男女平等を含めた児童生徒の人権感覚の育成のため、川崎市や神奈川県教育委員会が作成した資料を配付し、研修や研究の機会を通して啓発に努めています。また、市販の人権学習図書（男女平等学習も含む）を、今年 3 月に市立小・中高等学校に配付しております。

イ 工夫している点や特徴のある教育について

(回答)

「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて、教育委員会では学習資料を配布し、子どもの権利学習の推進を推奨しています。子どもの権利学習を通じて、男女平等、男女共同参画についても学習する機会につながっていくものと考えています。

ウ 学習の頻度（年間授業日数）について

(回答)

男女平等に関する指導事項に関しては、小・中・高等学校ともに道徳・特別活動・技術・家庭科・保健体育科の学習指導要領において、発達段階に配慮して取り扱いを行うように記されています。各学校とも学習指導要領に従って適正に学習していますが、時間数については、各学校の児童生徒の状況にあわせて、学校での裁量に任されています。

エ 学習後のアンケート調査の実施及びその結果について

(回答)

教育委員会では、市内の全学校に対して男女平等学習に関するアンケート調査は行っていないですが、アで回答した各学校に配布している資料の取り扱いについて数校にヒアリングを行ったところ、「性別にかかわらず、個性や能力を発揮できるようにすること」、「自分を大切に考えることや、他者への理解を深めること」、「社会の中で互いが尊重し合い支え合って生きていくという実感が持てるようにすること」に効果が期待できるといった回答がありました。

オ 学習前後での児童生徒の態度や発言等の変化について

(回答)

エと同様のヒアリングにおいて、「誰に対しても、思いやりを持って接する大切さを学び、学級の雰囲気がよくなった」、「“自分は自分でいい”といった自己肯定感を少し高めることができた」という回答がありました。

(2) 学校やP T Aが保護者を対象に実施している男女平等に関する研修会の実施状況について

(回答)

各学校がP T Aや保護者を対象に実施している研修会については様々ですが、人権尊重を内容とした講演会として、講師を招請し、それを公開して子どもたちと一緒に学ぶ形が多くあります。その内容には男女平等に関する内容も含まれているものもあると聞いております。また、子どもの権利学習派遣事業実施校では、子どものC A Pプログラムと同時に保護者C A Pプログラムを実施しております。このプログラムにおいても男女平等教育の趣旨が含まれていると考えております。

(補足)

C A P (Child Assault Prevention)とは、子どもたち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識や技能(スキル)を持つことができるようにすることを目的とした、子どもへの暴力防止プログラムのことをいいます。

(3) 教職員向け研修について

ア 対象となる教職員、人数、時間数、形式、内容(工夫している点)について

(回答)

教職員向け研修に関しては、以下のとおり実施しています。

●人権尊重教育推進担当者研修

対象：各学校人権尊重教育推進担当者、人数：177名、時間数：2時間（年4回）

内容：①各学校の人権尊重教育推進計画グループ討議、②講演会、③研究推進校報告会参加、④年度の成果と課題グループ討議。年4回のうち3回は、人権・共生教育担当として、話をする時間が各10分程度ずつありますので、人権尊重教育全般の中に男女平等学習等に関する内容の啓発も行っております。

●10年経験者研修

対象：各学校10年経験者、人数：200名程度、時間数：40分

内容：人権・共生教育担当が講師を担当しています。40分程度の研修時間の中で、人権尊重教育全般の中に男女平等学習等に関する内容の啓発も行っております。

●校長研修

対象：各学校長、人数：172名、時間数：20分

内容：人権・共生教育担当が講師を担当しております。20分程度の研修時間の中で、人権尊重教育全般の中に男女平等（特にセクハラやパワハラ）に関する内容の啓発も行っています。

●教頭研修

対象：各教頭、人数：172名、時間数：40分

内容：校長研修と同様です。

イ 研修の内容で工夫している点について

（回答）

短い時間の中で、子どもの権利、多文化共生、同和に関する課題等、様々な人権課題を取り上げています。人権尊重教育全般のひとつとして、男女平等教育に関する内容を入れるため時間確保に努めているのが現状です。

ウ 研修後学校内で研修内容を共有する仕組みについて

（回答）

人権尊重教育推進担当者研修や管理職研修に関しましては、各学校での校内研修等で伝達をお願いしています。

エ 啓発冊子の作成の有無及び活用方法について

（回答）

啓発冊子の作成はしておりません。研究推進校等で良い事例が出た場合には、毎年、作成配付しております、人権尊重教育実践集に掲載していきたいと考えています。

(4) 女子学生への理系進学等に向けた教職員対象の研修等の実施状況及び女子学生の進学等の状況の変化について

(回答)

教育委員会では、教職員対象の研修において、女子学生への理系進学等に向けた内容については特に取り扱っていません。また、市立高等学校から大学への進学調査は行っておりますが、学部別の調査は行っておりませんので、女子学生への理系進学の状況変化については把握していないのが現状です。

(5) 性別によらない進路指導の更なる充実について

ア 保護者の発言に性別による違いを感じるかどうかについて

(回答)

近年は、保護者の、子どもの性別による違いを根拠とした進路選択を意図する発言は、見受けられないように感じます。

イ 性別に由来する進路の悩みに対するアドバイスについて

(回答)

進路の悩みに関しては、担任が真剣に向き合って保護者と連絡を取り合いながら子ども達にアドバイスを行っています。

ウ 児童生徒自身が性別によらない進路決定ができるようなサポートについて

(回答)

小・中学段階においては総合的な学習の時間に行われるキャリア教育において、高校においては、進路のサポートだけでなく、カリキュラムの選択にも男女関係なく自分の個性に応じた学習を選択できることで、自らの進路選択が保障されています。

エ 児童生徒の可能性を狭めることのない進路指導について

(回答)

性別に関わりなく、個性や能力を発揮できるようにすることを、進路指導だけではなく様々な場面で、発達段階に合わせて指導していくことが大切だと考えています。

オ 理工系分野への女子生徒の進路選択支援の取組について

(回答)

理工系分野への進路選択支援については、男女を問わず自分自身の将来の希望や自分の個性に応じた進路選択を促すように行われております。

(6) 男女共同参画の視点からの学校の運営及び教育活動の充実に関して

ア 教職員が児童生徒に対して具体的にしている活動・指導例について

(回答)

- ・男女混合名簿
- ・学級の係・委員会・児童生徒会活動
- ・様々な教科の男女共修

イ 教職員に対して、学校が具体的に指導している内容について

(回答)

- ・教職員の配置や役割
- ・休暇制度の周知
- ・保護者対応についての配慮

ウ 図書、遊戯演目、職業講話講師等選定の際に、固定化された性別役割分業意識に基づく選定がなされていないかの教育委員会や学校のチェック機能について

(回答)

固定化された性別役割分業意識に基づく選定がなされていないかについては、各学校とも管理職を中心に十分配慮されているものと考えています。

○ 所管課との質疑応答による補足

(1) 個性を尊重する進路指導、キャリア教育を行っていても、男子学生、女子学生に進路先にまだ偏りがあるのはなぜでしょうか。

(回答)

最近では女子学生の理系進学は増えているかと思いますが、偏りがある理由は、はっきりとはしません。現在、小学校や中学校において、理数教育の支援の一環として、理科支援員を配置し、子どもたちの理科への興味関心を高める取組を行っています。

○ 委員意見

- 1 男女平等推進学習で児童生徒が学習したことを学校が保護者に対して情報を発信していくことで、保護者にも男女共同参画の意識がより浸透していくものとする。
- 2 児童生徒が学習したことで、男女平等に関する意識がどの程度進んだのかといった効果や反応を教育委員会が把握するよう努めてほしい。
- 3 教職員に対する研修が十分とは言えない。
- 4 高校卒業後の進学状況については、教育委員会が進路指導担当教員にヒアリングを行うなど、学科別進学状況を把握し、性別による偏りのないキャリア教育に活かしてほしい。
- 5 より積極的に女子生徒に対する理数系等へのキャリア支援など、男子生徒と女子生徒の進路における偏りを縮めるための取組が必要である。

柱Ⅲ 学習機会と情報の提供

施策 29 市民の男女平等に関する学習・研修への支援

ヒアリング対象課 教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

※本ヒアリングについては、平成 21 年度に同テーマでヒアリングを実施しましたが、その後の男女平等推進学習や、学校教育との連携について確認するために選定して実施しました。

○ 所管課への事前調査

(1) 男女平等推進学習について

(回答)

教育文化会館・市民館では、性別役割分業の払拭や女性の地位向上など、性による差別や人権に関する問題解決に向けて学ぶ場として、全 10 回までの講座を開設しています。

家族関係や家庭でのコミュニケーション、ワーク・ライフ・バランスなど、各館で様々な学習テーマにより事業を実施しています。事業の企画については、担当の職員が中心となって、学習プログラムを企画している場合が多くありますが、例えば幸市民館のように、市民の企画委員を募集して、市民と職員が一緒に企画を練っている場合もあります。

講師の選定につきましては、学習テーマに応じて、職員が情報収集し、選定しています。

参加者につきましては、30 代の主婦層が多い傾向にあります。また、平成 24 年度のアンケート調査の結果で参加された方からは、「色々な視点を与えられた」「女性の貧困について考えさせられた」、「参加者同士の話し合いが良かった」、「質疑により学習が深ま

った」などの感想がありました。

(2) 家庭・地域教育学級について

(回答)

教育文化会館・市民館・分館において、「家庭・地域教育学級」や、子育て広場、家庭教育に関する講演会等を開催しています。

また、PTA や地域の子育て支援グループによる家庭教育学級の開催支援、さらに家庭教育支援のあり方を検討し、関係者のネットワークを図る家庭教育推進協議会を全市各区に設置しています。

内容としては父親向けの講座や保育付きの講座、親子で参加できるイベント的なものなどがあります。全般的に乳幼児期の子どもを持つ親を対象としたものが増えていますが、中には、いじめ問題や、思春期の問題を取り上げた講座もあります。

市民館事業につきましては、職員が企画や講師の選定を行いますが、PTA 家庭教育学級につきましては、PTA が主体的に企画運営し、市民館は学習テーマや講師の選定、運営方法等の相談にのっています。

また、家庭教育の問題は学校現場にとっても切実な問題であり、PTA 家庭教育学級につきましては、学校の協力なしには実施できない部分もありますので、校長会や各学校と協力をしながら、事業を推進しております。

参加者につきましては、市民館事業の場合、男性が約 14%、女性が 86%となっており、男女平等推進学習と同様、30 代の主婦層が多い傾向にありました。参加された方からは「保育付きだったので、子どもと離れて自分の時間を持てたことで、また子どもと向き合えた」、「母子手帳をもらいに行った時にチラシを見つけて参加した」、「全く知らなかった人と共通の話題で話し合いができたことが新鮮で、自分の悩みも言いやすかった」などの感想がありました。

(3) 自主グループの結成状況について

(回答)

社会教育においては、全 5 回、全 10 回と継続して学ぶ学級形式を基本としていますがこれは、参加者が学び合い、話し合うことを通して、お互いの違いを理解し、相手を受け止めることや、相手に受け止められること、意見を表明することなどの力をつけ、そして、それが 1 回ではなくて継続して行われる中で、理解し合い、共に支え合って生きていくための関係を築くためのものです。話を聞いて個々の参加者がどう思ったか、自分たちには何ができるか、といった意見交換の時間をとても大事にしています。

こうしたことから、学習者同士の仲間づくりが進み、グループ化するケースも多くあります。過去のグループ化の件数等は把握していませんが、男女平等推進学習から生ま

れたグループが、市民の企画提案により実施する事業に手を挙げたり、家庭教育学級から子育てサークルが生まれたりしています。

(4) 今後の事業実施に向けた課題について

(回答)

時代の変化、地域、市民生活の中での学習課題をタイムリーに取り上げていくことや、より多くの方に参加していただくための工夫、人権に関わる様々な機関との連携、職員の力量形成、既存の施策ではもれてしまう対象者へのアプローチなどがあります。

○ 所管課との質疑応答による補足

(1) 生涯学習推進課が男女平等推進学習を企画・運営する際に、学校教育との情報交換を行っていますか。

(回答)

生涯学習推進課が事務局の人権尊重推進会議に、学校関係者や人権・共生教育担当が出席し、年3回情報の交換を行っています。

(2) 講座開催のお知らせ等、広報で工夫できることはありますか。

(回答)

市の職員が業務上使用するOA端末ではフェイスブック等新しいメディアを活用できる環境が整っていないので、現時点では難しいと思います。

○ 委員意見

- 1 男女平等推進学習、家庭・地域教育学級ともに、より多くの参加及び男性の参加を促進するための工夫が必要ではないか。
- 2 市民に関心のあるテーマにとどまらず、あらゆる分野で男女共同参画の視点から、社会状況の変化に応じた幅広いテーマ設定による講座の開催を実施してほしい。
- 3 初めて男女平等推進学習を担当することになった市民館の職員に対して、男女共同参画センターが講座の企画に関するアドバイスを行うなど、市民館と男女共同参画センターとの更なる連携が進むことを期待する。

7 川崎市男女平等推進審議会について

(1) 権 限

ア 男女平等推進行動計画の策定・変更に際し、意見を述べる。(条例第8条)

イ 男女平等の推進に関する重要事項の調査審議(条例第17条)

(2) 組 織

委員数：13人以内 平成24年4月1日現在 13人(女性7人 男性6人)

・男女いずれか一方の委員数が委員総数の4割未満とならないようにする。

・市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(3) これまで実施したヒアリング

実施日時	対象等
平成21年6月5日(金)	第1期行動計画の検証 ① 柱Ⅰ－重点項目2 政策・方針決定過程における女性の参画促進【総務局危機管理室他】 ② 柱Ⅲ－重点項目5 子どもからおとなまで、さまざまな年齢、時期に応じた適切な教育や学習・研修のための環境の整備【教育委員会生涯学習担当他】
平成22年7月1日(木)	第2期行動計画の検証 柱Ⅳ－基本施策14 男女共同参画推進員の活動の充実【局・区の男女共同参画推進員】
平成23年8月26日(金)	第2期行動計画の検証 ① 柱Ⅰ－基本施策1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実【男女共同参画センター・川崎区役所保健福祉サービス課】 ② 柱Ⅱ－基本施策5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援及び基本施策6 子育てを支える環境の充実【上下水道局庶務課及び育児休業を取得した男性職員】
平成24年9月19日(水)	第2期行動計画の検証 ① 柱Ⅳ－基本施策12 政策・方針決定過程への女性の参画促進【総務局人事課、課長職の女性職員】 ② ひとり親世帯への施策【市民・子ども局子ども本部子ども福祉課、健康福祉局生活保護・自立支援室】
平成25年10月2日(水)	第2期行動計画の検証 ① 柱Ⅰ－基本施策2 DV被害者支援対策について【市民・子ども局子ども本部、区役所所管課】 ② 柱Ⅲ－基本施策8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備【教育委員会人権・共生教育担当、生涯学習支援課】

第6期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

【任期：平成25年4月1日から平成27年3月31日まで】

	氏 名	職 名 等	専 門 分 野
1	あべ ひろこ 阿部 裕子	NPO法人かながわ女のスペースみず ら理事	DV被害者支援
2	えびな なおこ 蝦名 直子	イツ・コミュニケーションズ(株) マーケティング営業本部アシスタント マネージャー	企業推薦
3	おがた やすのぶ 尾形 泰伸	武蔵大学非常勤講師	社会学
4	おかの としあき 岡野 敏明	川崎市医師会副会長	団体推薦
5	かとう しゅういち 加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授	社会学
◎ 6	かとう ちえ 加藤 千恵	東京女学館大学国際教養学部教授	社会学
○ 7	さが えつこ 佐賀 悦子	弁護士	法律
8	せきぐち のぶゆき 関口 信幸	市民(高津区在住)	市民公募
9	たなか としゆき 田中 俊之	武蔵大学助教	男性学
10	どもん りえ 土門 里江	川崎地域連合役員	団体推薦
11	なかむら たくし 中村 卓史	川崎市PTA連絡協議会理事	団体推薦
12	まつだ ふみこ 松田 文子	(財)労働科学研究所	労働科学、人間工 学
13	ろー のりこ ロー 紀子	市民(多摩区在住)	市民公募

◎会長 ○副会長

【参考資料】

平成 24 年度進捗状況調査様式

- ・ 平成 24 年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート
[様式 1]
- ・ 平成 24 年度男女共同参画推進員による評価シート
[様式 2]

男女平等かわさき条例

平成24年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート

★ 達成度

A 達成された
B ほぼ達成された
C あまり達成されていない
D 達成されていない
E 実施していない

★ 今後の方向性

1 充実
2 現状維持
3 縮小
4 終了
5 その他

事業内容	平成24年度実績	達成度	平成25年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅰ「女性の人権」の確立					
【基本施策1】性にに基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実					
施策1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進				
1	配偶者からの暴力による被害者の救済支援を具体的に推進するための基本計画を策定します。	●男女平等推進に配慮した点			市民・こども局人権・男女共同参画室
2	基本計画に基づく救済支援施策を推進するため、関係機関及び支援団体等との連絡調整及び情報交換を行います。	●男女平等推進に配慮した点			市民・こども局こども福祉課

平成24年度男女共同参画推進員による評価シート

様式2

	局(室)区	室・課	担当者	内線
担当				

柱Ⅰ	「女性の人権」の確立
基本施策	1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実 2 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実 3 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

例を参考に、該当する項目にチェックしてください。具体的な取組についても併せて記入してください。
 (※該当する所管事業がない場合は、回答の必要はありません。)

1 事業の企画・実施にあたり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した。

☐ 配慮した ☐ 配慮しなかった

- 例) ・男女別のニーズが把握できるようアンケートを実施した。
 ・審議会等に委員を委託する際、割合の少ない性別の委員の数が増えるような取組を行った。
 ・広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。
 ・男女共に参加しやすい講演会、研修会となるよう、講師や内容について検討した。
 ・事業の企画・実施にあたり、男女共に参加できるようにした。

具体例:

2 男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した。

☐ 配慮した ☐ 配慮しなかった

- 例) ・参加しやすい曜日や時間帯を設定した。
 ・保育サービスを充実し、子育て中の男女に利用しやすいようにした。
 ・男女の募集が偏らないよう工夫した。
 ・幅広く情報がいきわたるよう、広報に工夫をした。
 ・バリアフリーにするなど、あらゆる人に利用しやすいようにした。
 ・男女共に参加しやすい広報を心がけた。
 ・審議会等や協議会等の場において、男女共に発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。
 ・男女どちらであっても性別によって権利が侵害されないよう、取組を行った。

具体例:

3 男女それぞれに事業の効果があつた。

☐ 効果があつた ☐ 効果はなかった

- 例) ・事業実施後のアンケートから、男女双方とも満足度の高い結果が得られた。
 ・年齢、性別を問わず、利用者が増加した。
 ・今まで男性もしくは女性の少なかった審議会等委員や講演会の参加者に、男性もしくは女性が増えた。

具体例:

4 その他に行った取組と成果

☐ 取組を行った ☐ 取組を行っていない

具体例:

男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日
条 例 第 14 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)

第 3 章 拠点施設(第 16 条)

第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)

第 5 章 雑則(第 18 条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第 7 条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成 13 年川崎市条例第 19 号)第 12 条第 1 項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第 2 章 基本施策等

(行動計画)

第 8 条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 9 条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第 10 条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第 11 条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第 12 条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第 13 条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第 14 条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び

事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第 15 条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第 3 章 拠点施設

(拠点施設)

第 16 条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第 4 章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第 17 条 第 8 条第 2 項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第 4 項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成 14 年 3 月 29 日規則第 32 号で平成 14 年 5 月 1 日から施行)

2012（平成 24）年度
第 2 期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～
年 次 報 告 書
第 6 期川崎市男女平等推進審議会ヒアリング結果報告書

【編集・発行】

2014（平成 26）年 1 月発行
川崎市市民・こども局 人権・男女共同参画室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914
E-mail アドレス 25zinken@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市